

資 料 編

1. 相談支援体制整備に関するアンケート調査票

地域における相談支援体制整備に関する アンケート調査票

【市町村対象】

アンケート調査票をご回答いただくにあたって

- ・本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- ・特に断りのない場合は、**令和2年4月1日時点**での回答をお願いします。
- ・記入の済んだ調査票については、**10月30日（金）まで**に、下記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。
- ・調査内容について、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せ下さい。

【調査票の提出先・調査に関するお問い合わせ先】

一般社団法人北海道総合研究調査会（^{ヒット}HIT） 担当：横田(麦)・佐々木
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館3階
TEL：011-222-3669 FAX：011-222-4105
E-mail: soudan@hit-north.or.jp

※調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

都道府県		自治体名	
担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX	
E-mail			

1. 貴自治体の基本情報について

貴自治体の基本情報についてうかがいます。

- (1) 貴自治体の手帳所持者・障害福祉サービス支給決定者数の状況についてうかがいます。(令和2年4月1日現在)

手帳所持者数	身体	人	障害福祉サービス 支給決定者数	人
	知的	人	計画作成済み人数	人
	精神	人	うち、セルフプラン	人

- (2) 平成31年4月～令和2年3月の1年間における新規の障害福祉サービス等受給者数、及び、障害児通所支援の受給者数をご記入ください。

障害者総合支援法分		児童福祉法分	
障害福祉サービス等 受給者数	人	障害児通所支援受給者数	人
計画作成済み人数	人	計画作成済み人数	人
うち、セルフプラン	人	うち、セルフプラン	人

2. 障害者相談支援事業の実施状況

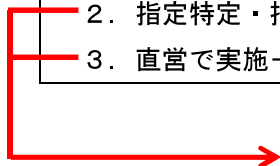
貴自治体における「一般的な相談支援としての障害者相談支援事業（地域生活支援事業の必須事業）」の実施状況についてうかがいます。

- (1) 実施方法

1. 単独で実施	2. 複数市町村共同で実施	3. 単独＋複数市町村共同で実施
----------	---------------	------------------

- (2) 運営形態としてあてはまるもの1つに○をつけてください。また、委託、直営＋委託の場合は委託先に○をつけてください。

1. 直営で実施
2. 指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施
3. 直営で実施＋指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施



委託先（あてはまるものすべてに○）
1. 社会福祉法人（社協以外）
2. 社会福祉協議会
3. 医療法人
4. その他（ ）

(3) 相談の状況

①平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月の 1 年間の相談延べ件数を相談方法ごとに記入してください。

来所	件
訪問	件
電話等（メール、手紙、FAX 等含む）	件
その他	件

②相談実人数

平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月の 1 年間の相談実人数を記入してください。また、障害者・児別、障害種別の相談実人数を記入してください。

※重複障害の場合は、それぞれの障害に計上

相談実人数	人	→	相談実人数の内訳 (手帳有無は問わない)	障害者	障害児
			1. 身体障害	人	人
			2. 知的障害	人	人
			3. 精神障害	人	人
			4. 重症心身障害	人	人
			5. 発達障害	人	人
			6. 高次脳機能障害	人	人
			7. その他	人	人

③計画相談実績

平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月の 1 年間に、一般的な相談支援（障害者相談支援事業）を行った相談実人数（上記②）のうち、実際にサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成に至った対象の実人数を記入してください。（実績がない場合は「0（ゼロ）」を記入してください）

	障害者	障害児
「サービス等利用計画案」（障害児支援利用計画案）作成者数	人	人

3. 地域における相談支援体制の整備状況について

貴自治体における相談支援体制の整備状況についてうかがいます。

(1) 基幹相談支援センターの設置状況

①実施方法

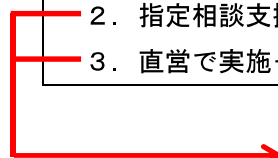
1. 単独で実施	4. 今年度中に設置予定 ➡ (2) へ
2. 複数市町村共同で実施	5. 今年度中に設置予定なし ➡ (2) へ
3. 単独+複数市町村共同で実施	

②上記①で1～3を選択した場合、基幹相談支援センターの位置づけとしてあてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 法77条の2に基づく設置
2. 基幹相談支援センター等機能強化事業の実施をもって基幹相談支援センターを設置
3. その他 ()

③上記①で1～3を選択した場合、運営形態としてあてはまるもの1つに○をつけてください。また、委託、直営+委託の場合は委託先の相談支援に係る指定状況に○をつけてください。

1. 直営で実施
2. 指定相談支援事業所に委託
3. 直営で実施+指定相談支援事業所に委託

	委託先の相談支援に係る指定状況
	1. 一般相談支援事業所の指定あり
	2. 特定相談支援事業所の指定あり
	3. 一般+特定相談支援事業所の指定あり
	4. 一般+特定相談支援事業所の指定なし

(2) 地域の障害者やその家族等からのさまざまな相談に対応する窓口

①貴自治体内において、地域の障害者やその家族等が、困りごと等の生活相談や支援サービスの利用等に関するさまざまな相談をする際に、最初にアクセスする相談窓口としてどのようなところがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 障害者相談支援事業の窓口(委託相談等)	10. 発達障害者支援センター
2. 指定特定相談支援事業所	11. 児童発達支援センター
3. 指定一般相談支援事業所	12. 地域包括支援センター
4. 指定障害児相談支援事業所	13. 中核機関・権利擁護センター等
5. 自治体の担当窓口	14. 障害者虐待防止センター
6. 基幹相談支援センター	15. 保健所・保健センター
7. 他機関と一体的・総合的な窓口	16. 医療機関
8. 障害福祉サービス事業者	17. その他 ()
9. 障害者就業・生活支援センター	

②前頁（２）①で回答した中において、地域の障害者やその家族等からの相談実績が特に多いと思われる窓口・機関を３つまでお答えください（①で○をつけた番号を記入）。

また、それらの窓口・機関と他の相談支援事業等との連携の方法として工夫していることがあれば記入してください。

相談実績の多い窓口・機関			
連携の方法として工夫していること（自由記入）			

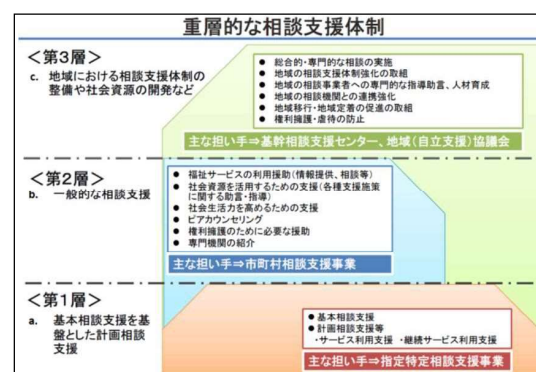
（３）貴自治体における相談支援体制整備について

①障害者相談支援事業や基幹相談支援センター等の体制整備・設置状況を以下のように類型化した場合、貴自治体における相談支援体制の構造として最も近いものを選んでください（※）。

基幹相談支援センターを設置している自治体はAから、設置していない自治体はBからあてはまるものの１つに○をつけてください。

A 基幹相談支援センターを設置している自治体 1. 3層型 1) 基幹相談支援センター、2) 障害者相談支援事業（委託相談または直営等）、3) 指定相談支援事業所の3層型で整備 2. 2層型 1) 基幹相談支援センターと障害者相談支援事業（委託相談または直営等）を併設、2) 指定相談支援事業所の2層型で整備 3. 統合型（1箇所） 基幹相談支援センター、障害者相談支援事業（委託相談または直営）、指定相談支援事業所を1箇所に統合 4. その他（ ）	B 基幹相談支援センターを設置していない自治体 1. 2層型 1) 障害者相談支援事業（委託相談または直営等）、2) 指定相談支援事業所の2層型で整備 2. 統合型 障害者相談支援事業（委託相談または直営等）と指定相談支援事業所を1箇所に統合 3. その他（ ）
---	--

※国においては、地域に必要な相談支援に関する機能の整備の考え方として、「重層的な相談支援体制」（右図参照）を示しています。



- ②前頁（３）①で選択した相談支援体制の構造としている事由や、障害者相談支援事業（委託相談支援事業所等）と、基幹相談支援センター、指定相談支援事業所等との役割分担など現状の相談支援体制整備に関する特徴、工夫点などがあれば具体的にご記入ください。（自由記入）

- ③現状の相談支援体制に至った検討の経緯について教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 自立支援協議会で検討 | 2. 行政の主導 |
| 3. 相談支援事業所間での検討 | 4. 当事者・市民からのニーズ把握 |
| 5. その他（ | ） |

- ④貴自治体では障害分野における相談支援体制の整備方針が盛り込まれた行政計画を策定していますか。

- | | |
|--|---|
| 1. 相談支援体制の整備に特化した計画を策定している（基本構想レベル） | |
| 2. 相談支援体制の整備に特化した計画を策定している（事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベル） | |
| 3. 障害福祉計画等の行政計画の一部に相談支援体制の整備についても盛り込まれている（基本構想レベル） | |
| 4. 障害福祉計画等の行政計画の一部に相談支援体制の整備についても盛り込まれている（事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベル） | |
| 5. 相談支援体制の整備が盛り込まれた行政計画は策定していない | |
| 6. その他（ | ） |

4. 地域における相談支援における役割分担

貴自治体における「相談支援」の役割分担について、「障害者相談支援事業」と「基幹相談支援センター」の実施項目の観点から現状の体制についてうかがいます。

(1) 相談支援の以下の項目について、一般的な相談支援としての障害者相談支援事業（地域生活支援事業の必須事業）と、基幹相談支援センター等とはどのように役割分担して進めているかご記入ください。各項目について対応している機関にすべて○をつけ、複数ある場合は、主に対応している機関に◎をつけてください。**※貴自治体全体の傾向を意識して回答してください。**

(※) 貴自治体が直営で障害者相談支援事業として実施している項目は「障害者相談支援事業」欄に、それ以外に貴自治体として実施している項目があれば「市町村」欄に○をつけてください。

		各項目について対応している機関に すべて○（複数ある場合、主に対応し ている機関に◎）						
		市町村 (※)	障害者 相談支援 事業	基幹 相談支援 センター	指定 特定 相談支援 事業所	自立 支援協議 会	その他	対応 してい ない
●個別相談支援に関すること								
【一般的な相談支援】								
	困りごと等の生活相談							
	計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応							
	アウトリーチ（予防的・積極的アプローチ）							
【総合的・専門的な相談支援】								
	3 障害等への総合的な対応							
	専門性が高いケースへの対応（対応困難事例）							
【福祉サービスの利用援助】								
	アセスメント（生活ニーズの把握）							
	福祉サービスの情報提供							
	面接・同行等による利用支援（申請援助）							
【社会資源を活用するための支援】								
	各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言							
	面接・同行等による利用支援							
【社会生活力を高めるための支援】								
	身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導							
	身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施							
【ピアカウンセリング】								
	ピアカウンセラーによる相談や情報提供							
	ピアサポーターとの連携							

	各項目について対応している機関に すべて○（複数ある場合、主に対応し ている機関に◎）						
	市町村 （※）	障害者 相談支援 事業	基幹 相談支援 センター	指定 特定 相談支援 事業所	自立 支援 協議会	その他	対応 してい ない
【権利擁護のための必要な援助】							
虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整							
虐待事例への対応（通報受付・緊急時対応）							
日常的な判断能力が不十分な方への相談対応、自立生活の支援							
日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談対応							
金銭管理に関する相談対応、助言							
専門職団体・専門機関等との連携							
【専門機関の紹介】							
障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介							
【関係機関との連携】							
地域の相談機関との連携による潜在的要支援者の把握、早期支援							
個別事例における事業所間の調整（支援チームに仕立てる等）							
【地域の相談支援体制の強化と取り組み】							
委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等）							
計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）							
地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）							
【地域移行・地域定着の促進の取り組み】							
入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応							
地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援							
地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート							
【その他】							
セルフプランによるサービス利用者に対する利用状況等の定期的な把握							
災害時の支援							
●地域支援・地域づくりに関すること							
地域の実態把握（社会資源の状況等の情報収集、資源マップの作成等）							
自立支援協議会の運営（相談支援を通じて明らかになった地域課題の検討等）							
社会資源の改善・開発などの地域づくりに向けた調整							
当事者活動の推進・支援							
地域への普及啓発（住民懇談会、各種フォーラムの開催等）							

(2) 前頁の(1)で回答した相談支援に関する項目のうち、貴自治体を実施する障害者相談支援事業において特に力を入れていること、特徴的な取組を以下の選択肢より3つまで○をつけてください。

※貴自治体全体の傾向を意識して回答してください。

また、その具体的な内容を次頁の回答欄にご記入ください(自由記入)。

●個別相談支援に関すること

【一般的な相談支援】

1. 困りごと等の生活相談
2. 計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応
3. アウトリーチ(予防的・積極的アプローチ)

【総合的・専門的な相談支援】

4. 3障害等への総合的な対応
5. 専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)

【福祉サービスの利用援助】

6. アセスメント(生活ニーズの把握)
7. 福祉サービスの情報提供
8. 面接・同行等による利用支援(申請援助)

【社会資源を活用するための支援】

9. 各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言
10. 面接・同行等による利用支援

【社会生活力を高めるための支援】

11. 身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導
12. 身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施

【ピアカウンセリング】

13. ピアカウンセラーによる相談や情報提供
14. ピアサポーターとの連携

【権利擁護のための必要な援助】

15. 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整
16. 虐待事例への対応(通報受付・緊急時対応)
17. 日常的な判断能力が不十分な方への相談対応、自立生活の支援
18. 日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談対応
19. 金銭管理に関する相談対応、助言
20. 専門職団体・専門機関等との連携

【専門機関の紹介】

21. 障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介

【関係機関との連携】

22. 地域の相談機関との連携による潜在的要支援者の把握、早期支援
23. 個別事例における事業所間の調整(支援チームに仕立てる等)

【地域の相談支援体制の強化と取り組み】

24. 委託相談の後方支援(相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等)
25. 計画相談支援の推進(専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等)
26. 地域の相談支援に関わる人材育成(研修の企画・実施等)

【地域移行・地域定着の促進の取り組み】

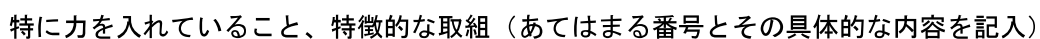
27. 入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応
28. 地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援
29. 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

【その他】

30. セルフプランによるサービス利用者に対する利用状況等の定期的な把握
31. 災害時の支援

●地域支援・地域づくりに関すること

32. 地域の実態把握(社会資源の状況等の情報収集、資源マップの作成等)
33. 自立支援協議会の運営(相談支援を通じて明らかになった地域課題の検討等)
34. 社会資源の改善・開発などの地域づくりに向けた調整
35. 当事者活動の推進・支援
36. 地域への普及啓発(住民懇談会、各種フォーラムの開催等)



5. 相談支援体制整備の現状と課題

1. 地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった
2. 個別事例に関わる関係機関相互の調整が容易になり、それぞれが機動的・効果的に動けるようになった
3. 個別事例についてのケアマネジメントプロセスが充実した（サービス等利用計画の作成件数の増加等）
4. 関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった
5. 利用者の権利擁護の取り組みが進んだ
6. 障害分野と、高齢、児童、就労、教育等の関連分野との連携が進んだ
7. 市町村の区域を越えた広域的な調整や連携が図れるようになった
8. 地域ニーズの掘り起こしが進み、相談件数が増えた
9. その他（ ）
10. 特に効果はない、現段階ではわからない

--

(3) 現状の相談支援体制整備において、どのようなことが課題となっていますか。特に今後地域内で検討・対応していきたいと考えておられる課題があれば、以下の選択肢より3つまで選び、その具体的な内容を回答してください。また、回答された取り組みが必要と思われる単位（整備すべき単位）について選択肢よりお選びください。

1. 一次的な相談支援窓口の整備（必要な箇所数） 2. 相談支援を進める上での関係機関の連携（窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない） 3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化） 4. 緊急対応の体制 5. アウトリーチ支援 6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討 7. 社会資源の開発・地域づくり 8. 専門職の人数の確保 9. 専門職の資質向上 10. その他（	
---	--



特に今後地域内で検討・対応していきたいと考えておられる課題・整備すべき単位
 （あてはまる番号とその具体的な内容を記入）

番号	具体的な内容	整備すべき単位
		1. 市町村内 2. 複数圏域（広域） 3. その他
		1. 市町村内 2. 複数圏域（広域） 3. その他
		1. 市町村内 2. 複数圏域（広域） 3. その他

*** ご協力ありがとうございました ***

提出〆切は10月30日（金）となっております

soudan@hit-north.or.jp 宛に送付をよろしくお願いいたします

地域における相談支援体制整備に関する アンケート調査票

【基幹相談支援センター対象】

アンケート調査票をご回答いただくにあたって

- ・本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- ・特に断りのない場合は、**令和2年4月1日時点**での回答をお願いします。
- ・記入の済んだ調査票については、**10月30日（金）まで**に、下記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。
- ・調査内容について、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せ下さい。

【調査票の提出先・調査に関するお問い合わせ先】

一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）^{ヒット} 担当：横田(麦)、佐々木
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館3階
TEL：011-222-3669 FAX：011-222-4105
E-mail: soudan@hit-north.or.jp

※調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

事業所、機関、 団体名			
都道府県		自治体名	
担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X	
E-mail			

1. 基幹相談支援センターの基本情報

(1) 基幹相談支援センターの基礎的項目についてうかがいます。(令和2年4月1日現在)

①設置方法	１．市町村単独で設置 ２．複数市町村共同で設置 ３．市町村単独＋複数市町村共同で設置
②設置時期	西暦（ ）年（ ）月開設
③窓口の設置場所	１．市町村役所 ２．公共施設 ３．障害福祉サービス事業所内 ４．障害者支援施設 ５．その他（ ）
④設置方法	１．直営で設置 ➡⑧へ ２．指定相談支援事業所に委託 ３．直営＋指定相談支援事業所に委託
⑤受託法人の種別 ※【④で「２」「３」に回答した場合】	１．社会福祉法人 ２．ＮＰＯ法人 ３．一般社団法人 ４．任意団体 ５．その他（ ）
⑥委託先の相談支援に係る 指定状況 ※【④で「２」「３」に回答した場合】	１．一般相談支援事業所の指定あり ２．特定相談支援事業所の指定あり ３．一般＋特定相談支援事業所の指定あり ４．一般＋指定相談支援事業所の指定なし
⑦委託先の障害者相談支援 事業の委託状況 ※【④で「２」「３」に回答した場合】	１．委託あり ２．委託なし
⑧設置形態	１．基幹単独型 ２．基幹と指定相談支援事業所の併設型 ３．基幹と指定障害福祉サービス事業所等の併設型 ４．基幹と指定相談支援事業所と指定障害福祉サービス事業所等の併設型 ５．ネットワーク型基幹センター（活動拠点を設けず、協議会がネットワーク化して基幹の役割を果たす等） ６．その他（ ）
⑨併設する事業 （あてはまるものすべて○）	１．地域包括支援センター関係 ２．保健・子育て・発達支援関係 ３．就労支援関係 ４．市町村総合相談関係 ５．虐待防止センター関係 ６．自立相談支援機関（生活困窮）関係 ７．成年後見制度利用支援事業 ８．地域生活支援拠点 ９．その他（ ） 10．併設する事業はない

(2) 基幹相談支援センターがカバーするエリアの人口についてお答えください。

1. 5万人未満	4. 20万人以上～30万人未満
2. 5万人以上～10万人未満	5. 30万人以上～50万人未満
3. 10万人以上～20万人未満	6. 50万人以上

(3) 基幹相談支援センターがカバーするエリアの相談支援事業所の数をご記入ください。(自法人事業所、自事業所も数に入れてください)

障害者相談支援事業所(直営)/ 市町村委託相談支援事業所	カ所
指定特定相談支援事業所	カ所
指定一般相談支援事業所	カ所
指定障害児相談支援事業所	カ所

(4) 相談の状況

①平成31年4月～令和2年3月の1年間の相談延べ件数を記入してください。(※内訳については、わかる範囲でご回答ください。)

総合的・専門的な相談支援	件
うち、関係機関からの相談	件
うち、相談支援専門員からの相談	件

②平成31年4月～令和2年3月の1年間の「地域の相談支援体制の強化の取組」実績について、わかる範囲で記入してください。(実績がない場合は「0(ゼロ)」を記入してください。)

取組	内容	回数
地域の相談支援事業者への助言・指導	訪問等による助言・指導	回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	研修会等の開催	回
地域の相談機関との連携強化の取組	連携会議・連絡会等の開催	回
自立支援協議会の運営	開催回数(専門部会を除く)	回
	専門部会の開催実績(設置ありの場合)	回

※上記の他に取り組んでいることがあれば、具体的な内容・実績等をご記入ください。

--

③平成31年4月～令和2年3月の1年間の「地域移行・地域定着の促進の取組」実績について、
わかる範囲で記入してください。（実績がない場合は「0（ゼロ）」を記入してください。）

取 組	内 容	回数 (支援件数)
障害者支援施設や精神科病院等への 地域移行に向けた普及啓発	訪問（説明）・研修・勉強会等	回
	関係機関との連携会議等	回
地域生活を支えるための体制整備	体制整備に係るコーディネート	件

※上記の他に取り組んでいることがあれば、具体的な内容・実績等をご記入ください。

--

（５）現状の相談支援体制の概要・工夫点

①貴基幹相談支援センターの設置経緯について教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 自立支援協議会で検討 3. 相談支援事業所間での検討 5. その他（	2. 行政の主導 4. 当事者・市民からのニーズ把握
---	-------------------------------

②貴基幹相談支援センターの設置プロセスとして最も近いものを1つ選んでください。

１．既存の相談支援事業所を基幹相談支援センターと位置づけ、機能を付与 ２．新たに基幹相談支援センターを立ち上げ ３．その他（	)
--	---

③貴基幹相談支援センターの設置に際し、障害者相談支援事業（委託相談支援事業所等）と指定相談支援事業所等との役割分担などについて検討されたこと、方向性、工夫点などがあれば具体的に記入ください。（自由記入）

--

2. 基幹相談支援センターの業務内容及び他の相談支援事業との役割分担

(1) 相談支援の以下の項目について、貴基幹相談支援センターと一般的な相談支援としての障害者相談支援事業（地域生活支援事業の必須事業）等とはどのように役割分担して進めているかご記入ください。各項目について対応している機関にすべて○をつけ、複数ある場合は、主に対応している機関に◎をつけてください。

(※) 自治体が直営で障害者相談支援事業として実施している項目は「障害者相談支援事業」欄に、それ以外に自治体として実施している項目があれば「市町村」欄に○をつけてください。

		各項目について対応している機関にすべて○（複数ある場合、主に対応している機関に◎）						
		市町村（※）	基幹相談支援センター	障害者相談支援事業	指定特定相談支援事業所	自立支援協議会	その他	対応していない
●個別相談支援に関すること								
【一般的な相談支援】								
	困りごと等の生活相談							
	計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応							
	アウトリーチ（予防的・積極的アプローチ）							
【総合的・専門的な相談支援】								
	3 障害等への総合的な対応							
	専門性が高いケースへの対応（対応困難事例）							
【福祉サービスの利用援助】								
	アセスメント（生活ニーズの把握）							
	福祉サービスの情報提供							
	面接・同行等による利用支援（申請援助）							
【社会資源を活用するための支援】								
	各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言							
	面接・同行等による利用支援							
【社会生活力を高めるための支援】								
	身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導							
	身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施							
【ピアカウンセリング】								
	ピアカウンセラーによる相談や情報提供							
	ピアサポーターとの連携							

	各項目について対応している機関に すべて○（複数ある場合、主に対応し ている機関に◎）						
	市町村 （※）	基幹相 談支援 センタ ー	障 害者 相 談 支 援 事 業	指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 所	自 立 支 援 協 議 会	そ の 他	対 応 し て い な い
【権利擁護のための必要な援助】							
虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整							
虐待事例への対応（通報受付・緊急時対応）							
日常的な判断能力が不十分な方への相談対応、自立生活の支援							
日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談対応							
金銭管理に関する相談対応、助言							
専門職団体・専門機関等との連携							
【専門機関の紹介】							
障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介							
【関係機関との連携】							
地域の相談機関との連携による潜在的要支援者の把握、早期支援							
個別事例における事業所間の調整（支援チームに仕立てる等）							
【地域の相談支援体制の強化と取り組み】							
委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等）							
計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）							
地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）							
【地域移行・地域定着の促進の取り組み】							
入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応							
地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援							
地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート							
【その他】							
セルフプランによるサービス利用者に対する利用状況等の定期的な把握							
災害時の支援							
●地域支援・地域づくりに関すること							
地域の実態把握（社会資源の状況等の情報収集、資源マップの作成等）							
自立支援協議会の運営（相談支援を通じて明らかになった地域課題の検討等）							
社会資源の改善・開発などの地域づくりに向けた調整							
当事者活動の推進・支援							
地域への普及啓発（住民懇談会、各種フォーラムの開催等）							

(2) 前頁の(1)で回答した相談支援に関する項目のうち、貴基幹相談支援センターが特に力を入れていること、特徴的な取組を以下の選択肢より3つまで○をつけてください。
また、その具体的な内容を次頁の回答欄にご記入ください(自由記入)。

●個別相談支援に関すること

【一般的な相談支援】

1. 困りごと等の生活相談
2. 計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応
3. アウトリーチ(予防的・積極的アプローチ)

【総合的・専門的な相談支援】

4. 3障害等への総合的な対応
5. 専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)

【福祉サービスの利用援助】

6. アセスメント(生活ニーズの把握)
7. 福祉サービスの情報提供
8. 面接・同行等による利用支援(申請援助)

【社会資源を活用するための支援】

9. 各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言
10. 面接・同行等による利用支援

【社会生活力を高めるための支援】

11. 身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導
12. 身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施

【ピアカウンセリング】

13. ピアカウンセラーによる相談や情報提供
14. ピアサポーターとの連携

【権利擁護のための必要な援助】

15. 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整
16. 虐待事例への対応(通報受付・緊急時対応)
17. 日常的な判断能力が不十分な方への相談対応、自立生活の支援
18. 日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談対応
19. 金銭管理に関する相談対応、助言
20. 専門職団体・専門機関等との連携

【専門機関の紹介】

21. 障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介

【関係機関との連携】

22. 地域の相談機関との連携による潜在的要支援者の把握、早期支援
23. 個別事例における事業所間の調整(支援チームに仕立てる等)

【地域の相談支援体制の強化と取り組み】

24. 委託相談の後方支援(相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等)
25. 計画相談支援の推進(専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等)
26. 地域の相談支援に関わる人材育成(研修の企画・実施等)

【地域移行・地域定着の促進の取り組み】

27. 入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応
28. 地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援
29. 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

【その他】

30. セルフプランによるサービス利用者に対する利用状況等の定期的な把握
31. 災害時の支援

●地域支援・地域づくりに関すること

32. 地域の実態把握(社会資源の状況等の情報収集、資源マップの作成等)
33. 自立支援協議会の運営(相談支援を通じて明らかになった地域課題の検討等)
34. 社会資源の改善・開発などの地域づくりに向けた調整
35. 当事者活動の推進・支援
36. 地域への普及啓発(住民懇談会、各種フォーラムの開催等)



特に力を入れていること、特徴的な取組（あてはまる番号とその具体的な内容を記入）

番号	具体的な取組概要

3. 基幹相談支援センターの現状と課題

（１）基幹相談支援センターの設置によりどのような成果がありましたか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった
2. 個別事例に関わる関係機関相互の調整が容易になり、それぞれが機動的・効果的に動けるようになった
3. 個別事例についてのケアマネジメントプロセスが充実した（サービス等利用計画の作成件数の増加等）
4. 関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった
5. 利用者の権利擁護の取り組みが進んだ
6. 障害分野と、高齢、児童、就労、教育等の関連分野との連携が進んだ
7. 市町村の区域を越えた広域的な調整や連携が図れるようになった
8. 地域ニーズの掘り起こしが進み、相談件数が増えた
9. その他（ ）
10. 特に効果はない、現段階ではわからない

（２）上記（１）で回答したような成果が得られた要因として、現状の相談体制整備の強み・工夫点等があれば具体的にご記入ください。（自由記入）

--

(3) 現状の相談支援体制整備において、どのようなことが課題となっていますか。特に今後地域内で検討・対応していきたいと考えておられる課題があれば、以下の選択肢より3つまで選び、その具体的な内容を回答してください。また、回答された取り組みが必要と思われる単位（整備すべき単位）について選択肢よりお選びください。

1. 一次的な相談支援窓口の整備（必要な箇所数） 2. 相談支援を進める上での関係機関の連携（窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない） 3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化） 4. 緊急対応の体制 5. アウトリーチ支援 6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討 7. 社会資源の開発・地域づくり 8. 専門職の人数の確保 9. 専門職の資質向上 10. その他（	
---	--



特に今後地域内で検討・対応していきたいと考えておられる課題・整備すべき単位
 （あてはまる番号とその具体的な内容を記入）

番号	具体的な内容	整備すべき単位
		1. 市町村内 2. 複数圏域（広域） 3. その他
		1. 市町村内 2. 複数圏域（広域） 3. その他
		1. 市町村内 2. 複数圏域（広域） 3. その他

*** ご協力ありがとうございました ***

提出〆切は10月30日（金）となっております

soudan@hit-north.or.jp宛に送付をよろしくお願いいたします

2. アンケート調査集計結果

I 【市町村対象】地域における相談支援体制整備に関するアンケート調査

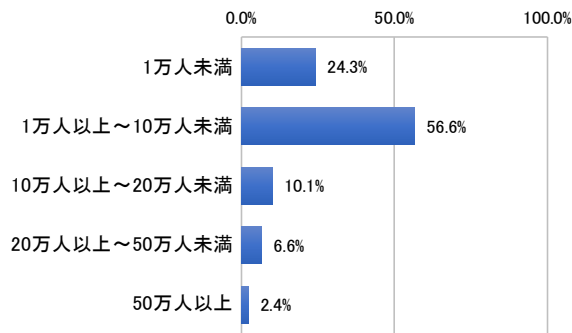
I－1. 単純集計

回収状況

配布	回収	回収率
1741	890	51.1%

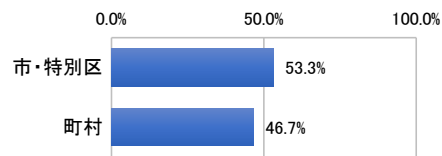
O. 人口規模

	件数	割合
1万人未満	216	24.3%
1万人以上～10万人未満	504	56.6%
10万人以上～20万人未満	90	10.1%
20万人以上～50万人未満	59	6.6%
50万人以上	21	2.4%
合計	890	100.0%



O. 市区町村区分

	件数	割合
市・特別区	474	53.3%
町村	416	46.7%
合計	890	100.0%



1. 自治体の基本情報について

(1) 手帳所持者・障害福祉サービス支給決定者数の状況について(R2年4月1日現在)

① 手帳所持者数

【身体】

	件数	割合
5人未満	3	0.3%
5～9人	2	0.2%
10～19人	1	0.1%
20～29人	6	0.7%
30～49人	2	0.2%
50～69人	8	0.9%
70～99人	4	0.4%
100～149人	20	2.2%
150～199人	21	2.4%
200～299人	53	6.0%
300～499人	94	10.6%
500～699人	71	8.0%
700～999人	80	9.0%
1000～1499人	123	13.8%
1500～1999人	98	11.0%
2000～2999人	97	10.9%
3000～4999人	91	10.2%
5000～9999人	62	7.0%
10000人以上	54	6.1%
不明・未集計	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	890	100.0%

【知的】

	件数	割合
5人未満	6	0.7%
5～9人	10	1.1%
10～19人	8	0.9%
20～29人	24	2.7%
30～49人	41	4.6%
50～69人	52	5.8%
70～99人	63	7.1%
100～149人	76	8.5%
150～199人	66	7.4%
200～299人	104	11.7%
300～499人	152	17.1%
500～699人	76	8.5%
700～999人	69	7.8%
1000～1499人	55	6.2%
1500～1999人	26	2.9%
2000～2999人	26	2.9%
3000～4999人	21	2.4%
5000～9999人	12	1.3%
10000人以上	3	0.3%
不明・未集計	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	890	100.0%

【精神】

	件数	割合
5人未満	12	1.3%
5～9人	14	1.6%
10～19人	25	2.8%
20～29人	32	3.6%
30～49人	70	7.9%
50～69人	45	5.1%
70～99人	63	7.1%
100～149人	84	9.4%
150～199人	62	7.0%
200～299人	105	11.8%
300～499人	120	13.5%
500～699人	72	8.1%
700～999人	46	5.2%
1000～1499人	44	4.9%
1500～1999人	19	2.1%
2000～2999人	28	3.1%
3000～4999人	27	3.0%
5000～9999人	16	1.8%
10000人以上	5	0.6%
不明・未集計	0	0.0%
無回答	1	0.1%
合計	890	100.0%

② 障害福祉サービス支給決定者数

	件数	割合
5人未満	6	0.7%
5～9人	5	0.6%
10～19人	22	2.5%
20～29人	16	1.8%
30～49人	45	5.1%
50～69人	47	5.3%
70～99人	57	6.4%
100～149人	82	9.2%
150～199人	70	7.9%
200～299人	104	11.7%
300～499人	128	14.4%
500～699人	87	9.8%
700～999人	59	6.6%
1000～1499人	51	5.7%
1500～1999人	25	2.8%
2000～2999人	37	4.2%
3000～4999人	26	2.9%
5000～9999人	11	1.2%
10000人以上	3	0.3%
不明・未集計	3	0.3%
無回答	6	0.7%
合計	890	100.0%

③ 計画作成済み人数

	件数	割合
5人未満	8	0.9%
5～9人	7	0.8%
10～19人	20	2.2%
20～29人	17	1.9%
30～49人	45	5.1%
50～69人	48	5.4%
70～99人	58	6.5%
100～149人	81	9.1%
150～199人	72	8.1%
200～299人	102	11.5%
300～499人	132	14.8%
500～699人	81	9.1%
700～999人	64	7.2%
1000～1499人	49	5.5%
1500～1999人	25	2.8%
2000～2999人	34	3.8%
3000～4999人	26	2.9%
5000～9999人	7	0.8%
10000人以上	3	0.3%
不明・未集計	3	0.3%
無回答	8	0.9%
合計	890	100.0%

③ 計画作成済み人数【うち、セルフプラン】

	件数	割合
5人未満	567	63.7%
5～9人	66	7.4%
10～19人	52	5.8%
20～29人	30	3.4%
30～49人	27	3.0%
50～69人	15	1.7%
70～99人	16	1.8%
100～149人	16	1.8%
150～199人	14	1.6%
200～299人	11	1.2%
300～499人	21	2.4%
500～699人	8	0.9%
700～999人	7	0.8%
1000～1499人	12	1.3%
1500～1999人	2	0.2%
2000～2999人	4	0.4%
3000～4999人	1	0.1%
5000～9999人	2	0.2%
10000人以上	1	0.1%
不明・未集計	2	0.2%
無回答	16	1.8%
合計	890	100.0%

(2)H31年4月～R2年3月の1年間における新規の障害福祉サービス等受給者数、及び、障害児通所支援の受給者数

①障害者総合支援法分

【障害福祉サービス等受給者数】

	件数	割合
5人未満	140	15.7%
5～9人	101	11.3%
10～19人	132	14.8%
20～29人	84	9.4%
30～49人	115	12.9%
50～69人	54	6.1%
70～99人	51	5.7%
100～149人	41	4.6%
150～199人	27	3.0%
200～299人	42	4.7%
300～499人	30	3.4%
500～699人	15	1.7%
700～999人	7	0.8%
1000～1499人	7	0.8%
1500～1999人	0	0.0%
2000～2999人	4	0.4%
3000～4999人	3	0.3%
5000～9999人	1	0.1%
10000人以上	1	0.1%
不明・未集計	17	1.9%
無回答	18	2.0%
合計	890	100.0%

【計画作成済み人数】

	件数	割合
5人未満	147	16.5%
5～9人	99	11.1%
10～19人	135	15.2%
20～29人	80	9.0%
30～49人	121	13.6%
50～69人	51	5.7%
70～99人	52	5.8%
100～149人	36	4.0%
150～199人	27	3.0%
200～299人	42	4.7%
300～499人	27	3.0%
500～699人	11	1.2%
700～999人	8	0.9%
1000～1499人	6	0.7%
1500～1999人	0	0.0%
2000～2999人	5	0.6%
3000～4999人	4	0.4%
5000～9999人	0	0.0%
10000人以上	0	0.0%
不明・未集計	19	2.1%
無回答	20	2.2%
合計	890	100.0%

【計画作成済み人数のうち、セルフプラン】

	件数	割合
5人未満	702	78.9%
5～9人	30	3.4%
10～19人	26	2.9%
20～29人	13	1.5%
30～49人	18	2.0%
50～69人	10	1.1%
70～99人	10	1.1%
100～149人	11	1.2%
150～199人	3	0.3%
200～299人	10	1.1%
300～499人	7	0.8%
500～699人	1	0.1%
700～999人	1	0.1%
1000～1499人	1	0.1%
1500～1999人	1	0.1%
2000～2999人	1	0.1%
3000～4999人	0	0.0%
5000～9999人	0	0.0%
10000人以上	0	0.0%
不明・未集計	18	2.0%
無回答	27	3.0%
合計	890	100.0%

②児童福祉法分

【障害児通所支援受給者数】

	件数	割合
5人未満	221	24.8%
5～9人	92	10.3%
10～19人	124	13.9%
20～29人	91	10.2%
30～49人	88	9.9%
50～69人	60	6.7%
70～99人	50	5.6%
100～149人	46	5.2%
150～199人	19	2.1%
200～299人	25	2.8%
300～499人	23	2.6%
500～699人	7	0.8%
700～999人	5	0.6%
1000～1499人	1	0.1%
1500～1999人	1	0.1%
2000～2999人	1	0.1%
3000～4999人	2	0.2%
5000～9999人	0	0.0%
10000人以上	1	0.1%
不明・未集計	16	1.8%
無回答	17	1.9%
合計	890	100.0%

【計画作成済み人数】

	件数	割合
5人未満	230	25.8%
5～9人	93	10.4%
10～19人	123	13.8%
20～29人	96	10.8%
30～49人	84	9.4%
50～69人	54	6.1%
70～99人	51	5.7%
100～149人	42	4.7%
150～199人	21	2.4%
200～299人	21	2.4%
300～499人	20	2.2%
500～699人	7	0.8%
700～999人	6	0.7%
1000～1499人	2	0.2%
1500～1999人	2	0.2%
2000～2999人	0	0.0%
3000～4999人	1	0.1%
5000～9999人	0	0.0%
10000人以上	0	0.0%
不明・未集計	18	2.0%
無回答	19	2.1%
合計	890	100.0%

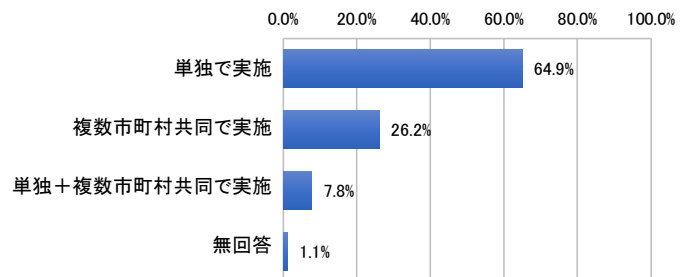
【計画作成済み人数のうち、セルフプラン】

	件数	割合
5人未満	684	76.9%
5～9人	23	2.6%
10～19人	35	3.9%
20～29人	14	1.6%
30～49人	17	1.9%
50～69人	14	1.6%
70～99人	14	1.6%
100～149人	11	1.2%
150～199人	8	0.9%
200～299人	11	1.2%
300～499人	7	0.8%
500～699人	4	0.4%
700～999人	1	0.1%
1000～1499人	0	0.0%
1500～1999人	0	0.0%
2000～2999人	1	0.1%
3000～4999人	0	0.0%
5000～9999人	0	0.0%
10000人以上	0	0.0%
不明・未集計	18	2.0%
無回答	28	3.1%
合計	890	100.0%

2. 障害者相談支援事業の実施状況

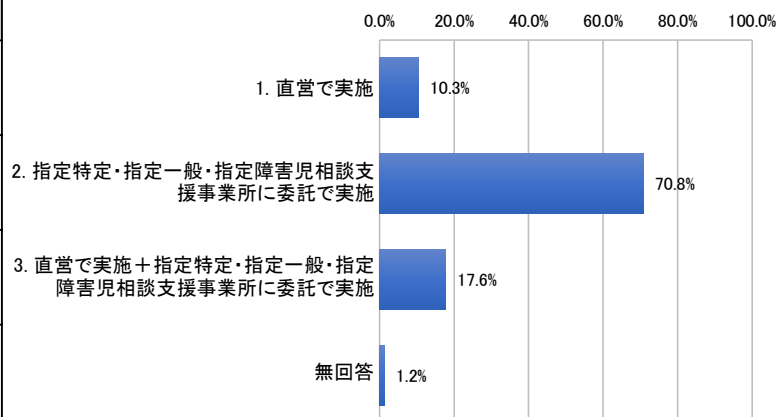
(1) 実施方法

	件数	割合
単独で実施	578	64.9%
複数市町村共同で実施	233	26.2%
単独＋複数市町村共同で実施	69	7.8%
無回答	10	1.1%
合計	890	100.0%



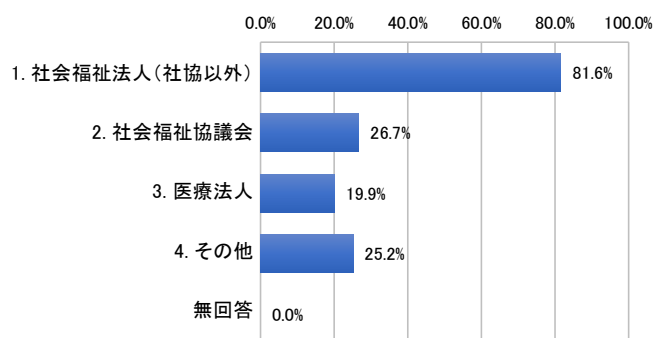
(2) 運営形態

	件数	割合
1. 直営で実施	92	10.3%
2. 指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施	630	70.8%
3. 直営で実施＋指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施	157	17.6%
無回答	11	1.2%
合計	890	100.0%



【委託先】(複数回答)※上記で2もしくは3の場合

	件数	割合
1. 社会福祉法人(社協以外)	642	81.6%
2. 社会福祉協議会	210	26.7%
3. 医療法人	157	19.9%
4. その他	198	25.2%
無回答	0	0.0%
全体	787	



(3)相談の状況

①H31年4月～R2年3月の1年間の相談延べ件数

【来所】

	件数	割合
5件未満	87	9.8%
5～9件	34	3.8%
10～19件	46	5.2%
20～29件	34	3.8%
30～49件	64	7.2%
50～69件	39	4.4%
70～99件	44	4.9%
100～149件	53	6.0%
150～199件	54	6.1%
200～299件	80	9.0%
300～499件	91	10.2%
500～699件	48	5.4%
700～999件	52	5.8%
1000～1499件	37	4.2%
1500～1999件	29	3.3%
2000～2999件	31	3.5%
3000～4999件	11	1.2%
5000～9999件	10	1.1%
10000件以上	3	0.3%
不明・未集計	13	1.5%
無回答	30	3.4%
合計	890	100.0%

【訪問】

	件数	割合
5件未満	50	5.6%
5～9件	19	2.1%
10～19件	38	4.3%
20～29件	27	3.0%
30～49件	53	6.0%
50～69件	37	4.2%
70～99件	54	6.1%
100～149件	70	7.9%
150～199件	40	4.5%
200～299件	72	8.1%
300～499件	89	10.0%
500～699件	48	5.4%
700～999件	71	8.0%
1000～1499件	72	8.1%
1500～1999件	28	3.1%
2000～2999件	46	5.2%
3000～4999件	16	1.8%
5000～9999件	13	1.5%
10000件以上	1	0.1%
不明・未集計	13	1.5%
無回答	33	3.7%
合計	890	100.0%

【電話等（メール、手紙、FAX等含む）】

	件数	割合
5件未満	46	5.2%
5～9件	13	1.5%
10～19件	30	3.4%
20～29件	18	2.0%
30～49件	33	3.7%
50～69件	21	2.4%
70～99件	25	2.8%
100～149件	53	6.0%
150～199件	28	3.1%
200～299件	55	6.2%
300～499件	62	7.0%
500～699件	60	6.7%
700～999件	61	6.9%
1000～1499件	78	8.8%
1500～1999件	43	4.8%
2000～2999件	76	8.5%
3000～4999件	44	4.9%
5000～9999件	58	6.5%
10000件以上	39	4.4%
不明・未集計	13	1.5%
無回答	34	3.8%
合計	890	100.0%

【その他】

	件数	割合
5件未満	158	17.8%
5～9件	24	2.7%
10～19件	30	3.4%
20～29件	34	3.8%
30～49件	32	3.6%
50～69件	31	3.5%
70～99件	21	2.4%
100～149件	51	5.7%
150～199件	31	3.5%
200～299件	43	4.8%
300～499件	61	6.9%
500～699件	45	5.1%
700～999件	45	5.1%
1000～1499件	45	5.1%
1500～1999件	36	4.0%
2000～2999件	45	5.1%
3000～4999件	52	5.8%
5000～9999件	33	3.7%
10000件以上	19	2.1%
不明・未集計	14	1.6%
無回答	40	4.5%
合計	890	100.0%

②相談実人数

【相談実人数】

	件数	割合
5人未満	37	4.2%
5～9人	22	2.5%
10～19人	40	4.5%
20～29人	33	3.7%
30～49人	64	7.2%
50～69人	51	5.7%
70～99人	57	6.4%
100～149人	67	7.5%
150～199人	49	5.5%
200～299人	80	9.0%
300～499人	108	12.1%
500～699人	49	5.5%
700～999人	42	4.7%
1000～1499人	36	4.0%
1500～1999人	20	2.2%
2000人以上	81	9.1%
不明・未集計	22	2.5%
無回答	32	3.6%
合計	890	100.0%

【相談実人数
の内訳】

1. 身体障害

<障害者>

	件数	割合
5人未満	195	21.9%
5～9人	87	9.8%
10～19人	120	13.5%
20～29人	69	7.8%
30～49人	84	9.4%
50～69人	53	6.0%
70～99人	47	5.3%
100～149人	44	4.9%
150～199人	22	2.5%
200～299人	25	2.8%
300～499人	33	3.7%
500～699人	15	1.7%
700～999人	4	0.4%
1000～1499人	5	0.6%
1500～1999人	4	0.4%
2000人以上	11	1.2%
不明・未集計	30	3.4%
無回答	42	4.7%
合計	890	100.0%

<障害児>

	件数	割合
5人未満	558	62.7%
5～9人	86	9.7%
10～19人	61	6.9%
20～29人	30	3.4%
30～49人	27	3.0%
50～69人	11	1.2%
70～99人	7	0.8%
100～149人	8	0.9%
150～199人	7	0.8%
200～299人	3	0.3%
300～499人	2	0.2%
500～699人	2	0.2%
700～999人	1	0.1%
1000～1499人	0	0.0%
1500～1999人	0	0.0%
2000人以上	0	0.0%
不明・未集計	31	3.5%
無回答	56	6.3%
合計	890	100.0%

2. 知的障害

<障害者>

	件数	割合
5人未満	124	13.9%
5～9人	65	7.3%
10～19人	81	9.1%
20～29人	74	8.3%
30～49人	81	9.1%
50～69人	51	5.7%
70～99人	60	6.7%
100～149人	75	8.4%
150～199人	46	5.2%
200～299人	39	4.4%
300～499人	48	5.4%
500～699人	17	1.9%
700～999人	19	2.1%
1000～1499人	15	1.7%
1500～1999人	10	1.1%
2000人以上	13	1.5%
不明・未集計	30	3.4%
無回答	42	4.7%
合計	890	100.0%

<障害児>

	件数	割合
5人未満	349	39.2%
5～9人	87	9.8%
10～19人	96	10.8%
20～29人	62	7.0%
30～49人	67	7.5%
50～69人	31	3.5%
70～99人	30	3.4%
100～149人	28	3.1%
150～199人	22	2.5%
200～299人	14	1.6%
300～499人	5	0.6%
500～699人	3	0.3%
700～999人	5	0.6%
1000～1499人	1	0.1%
1500～1999人	2	0.2%
2000人以上	1	0.1%
不明・未集計	31	3.5%
無回答	56	6.3%
合計	890	100.0%

3. 精神障害

<障害者>

	件数	割合
5人未満	86	9.7%
5～9人	56	6.3%
10～19人	82	9.2%
20～29人	73	8.2%
30～49人	69	7.8%
50～69人	66	7.4%
70～99人	72	8.1%
100～149人	76	8.5%
150～199人	38	4.3%
200～299人	67	7.5%
300～499人	41	4.6%
500～699人	20	2.2%
700～999人	21	2.4%
1000～1499人	19	2.1%
1500～1999人	8	0.9%
2000人以上	24	2.7%
不明・未集計	30	3.4%
無回答	42	4.7%
合計	890	100.0%

<障害児>

	件数	割合
5人未満	653	73.4%
5～9人	56	6.3%
10～19人	42	4.7%
20～29人	13	1.5%
30～49人	14	1.6%
50～69人	10	1.1%
70～99人	3	0.3%
100～149人	6	0.7%
150～199人	3	0.3%
200～299人	1	0.1%
300～499人	1	0.1%
500～699人	0	0.0%
700～999人	0	0.0%
1000～1499人	0	0.0%
1500～1999人	0	0.0%
2000人以上	0	0.0%
不明・未集計	31	3.5%
無回答	57	6.4%
合計	890	100.0%

4. 重症心身障害

<障害者>

	件数	割合
5人未満	622	69.9%
5～9人	74	8.3%
10～19人	47	5.3%
20～29人	17	1.9%
30～49人	18	2.0%
50～69人	11	1.2%
70～99人	8	0.9%
100～149人	8	0.9%
150～199人	3	0.3%
200～299人	2	0.2%
300～499人	2	0.2%
500～699人	1	0.1%
700～999人	1	0.1%
1000～1499人	0	0.0%
1500～1999人	0	0.0%
2000人以上	0	0.0%
不明・未集計	30	3.4%
無回答	46	5.2%
合計	890	100.0%

<障害児>

	件数	割合
5人未満	659	74.0%
5～9人	64	7.2%
10～19人	34	3.8%
20～29人	16	1.8%
30～49人	12	1.3%
50～69人	5	0.6%
70～99人	3	0.3%
100～149人	4	0.4%
150～199人	3	0.3%
200～299人	0	0.0%
300～499人	2	0.2%
500～699人	0	0.0%
700～999人	0	0.0%
1000～1499人	0	0.0%
1500～1999人	0	0.0%
2000人以上	0	0.0%
不明・未集計	31	3.5%
無回答	57	6.4%
合計	890	100.0%

5. 発達障害

<障害者>

	件数	割合
5人未満	394	44.3%
5～9人	98	11.0%
10～19人	109	12.2%
20～29人	47	5.3%
30～49人	47	5.3%
50～69人	34	3.8%
70～99人	22	2.5%
100～149人	17	1.9%
150～199人	12	1.3%
200～299人	12	1.3%
300～499人	11	1.2%
500～699人	5	0.6%
700～999人	4	0.4%
1000～1499人	3	0.3%
1500～1999人	0	0.0%
2000人以上	0	0.0%
不明・未集計	30	3.4%
無回答	45	5.1%
合計	890	100.0%

<障害児>

	件数	割合
5人未満	386	43.4%
5～9人	89	10.0%
10～19人	88	9.9%
20～29人	49	5.5%
30～49人	54	6.1%
50～69人	30	3.4%
70～99人	24	2.7%
100～149人	30	3.4%
150～199人	19	2.1%
200～299人	14	1.6%
300～499人	7	0.8%
500～699人	5	0.6%
700～999人	3	0.3%
1000～1499人	3	0.3%
1500～1999人	0	0.0%
2000人以上	1	0.1%
不明・未集計	31	3.5%
無回答	57	6.4%
合計	890	100.0%

6. 高次脳機能障害

<障害者>

	件数	割合
5人未満	616	69.2%
5～9人	76	8.5%
10～19人	56	6.3%
20～29人	11	1.2%
30～49人	24	2.7%
50～69人	15	1.7%
70～99人	5	0.6%
100～149人	6	0.7%
150～199人	0	0.0%
200～299人	3	0.3%
300～499人	0	0.0%
500～699人	0	0.0%
700～999人	0	0.0%
1000～1499人	1	0.1%
1500～1999人	1	0.1%
2000人以上	0	0.0%
不明・未集計	31	3.5%
無回答	45	5.1%
合計	890	100.0%

<障害児>

	件数	割合
5人未満	786	88.3%
5～9人	9	1.0%
10～19人	3	0.3%
20～29人	3	0.3%
30～49人	1	0.1%
50～69人	0	0.0%
70～99人	0	0.0%
100～149人	0	0.0%
150～199人	0	0.0%
200～299人	0	0.0%
300～499人	0	0.0%
500～699人	0	0.0%
700～999人	0	0.0%
1000～1499人	0	0.0%
1500～1999人	0	0.0%
2000人以上	0	0.0%
不明・未集計	31	3.5%
無回答	57	6.4%
合計	890	100.0%

7. その他

<障害者>

	件数	割合
5人未満	421	47.3%
5～9人	105	11.8%
10～19人	106	11.9%
20～29人	42	4.7%
30～49人	42	4.7%
50～69人	23	2.6%
70～99人	18	2.0%
100～149人	22	2.5%
150～199人	10	1.1%
200～299人	12	1.3%
300～499人	9	1.0%
500～699人	1	0.1%
700～999人	1	0.1%
1000～1499人	2	0.2%
1500～1999人	1	0.1%
2000人以上	1	0.1%
不明・未集計	29	3.3%
無回答	45	5.1%
合計	890	100.0%

<障害児>

	件数	割合
5人未満	548	61.6%
5～9人	63	7.1%
10～19人	66	7.4%
20～29人	25	2.8%
30～49人	31	3.5%
50～69人	23	2.6%
70～99人	8	0.9%
100～149人	14	1.6%
150～199人	7	0.8%
200～299人	4	0.4%
300～499人	8	0.9%
500～699人	0	0.0%
700～999人	1	0.1%
1000～1499人	4	0.4%
1500～1999人	0	0.0%
2000人以上	1	0.1%
不明・未集計	30	3.4%
無回答	57	6.4%
合計	890	100.0%

③計画相談実績（「サービス等利用計画案」（障害児支援利用計画案）作成者数）

【障害者】

	件数	割合
5人未満	288	32.4%
5～9人	80	9.0%
10～19人	80	9.0%
20～29人	42	4.7%
30～49人	41	4.6%
50～69人	18	2.0%
70～99人	23	2.6%
100～149人	15	1.7%
150～199人	8	0.9%
200～299人	21	2.4%
300～499人	15	1.7%
500～699人	6	0.7%
700～999人	6	0.7%
1000～1499人	4	0.4%
1500～1999人	2	0.2%
2000人以上	3	0.3%
不明・未集計	167	18.8%
無回答	71	8.0%
合計	890	100.0%

【障害児】

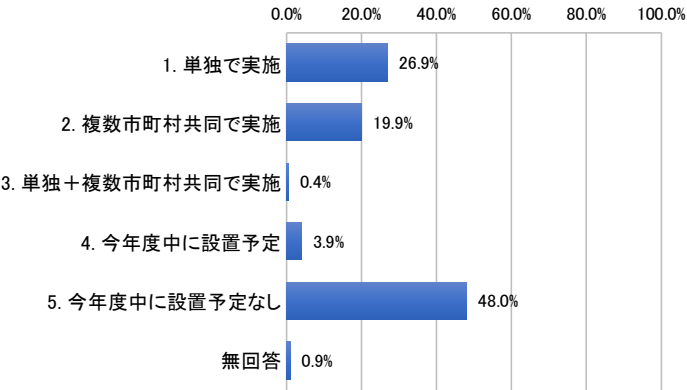
	件数	割合
5人未満	419	47.1%
5～9人	51	5.7%
10～19人	60	6.7%
20～29人	33	3.7%
30～49人	25	2.8%
50～69人	16	1.8%
70～99人	12	1.3%
100～149人	10	1.1%
150～199人	6	0.7%
200～299人	8	0.9%
300～499人	7	0.8%
500～699人	1	0.1%
700～999人	0	0.0%
1000～1499人	1	0.1%
1500～1999人	1	0.1%
2000人以上	1	0.1%
不明・未集計	164	18.4%
無回答	75	8.4%
合計	890	100.0%

3. 地域における相談支援体制の整備状況について

(1)基幹相談支援センターの設置状況

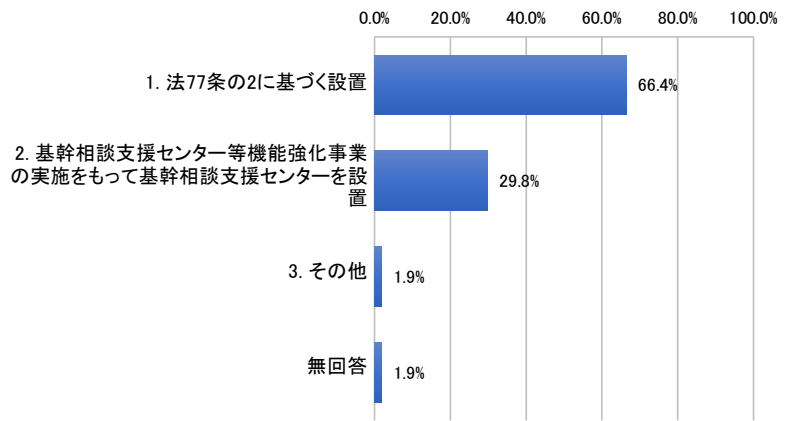
①実施方法

	件数	割合
1. 単独で実施	239	26.9%
2. 複数市町村共同で実施	177	19.9%
3. 単独＋複数市町村共同で実施	4	0.4%
4. 今年度中に設置予定	35	3.9%
5. 今年度中に設置予定なし	427	48.0%
無回答	8	0.9%
合計	890	100.0%



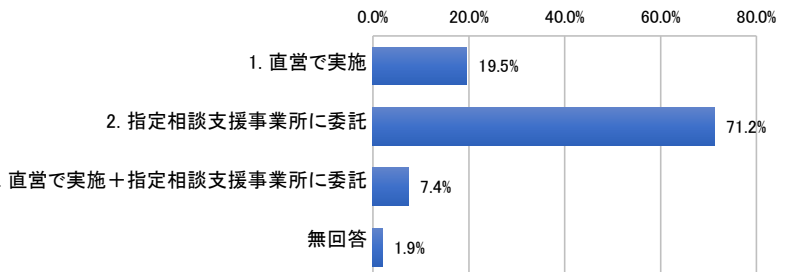
②基幹相談支援センターの位置付け ※①で1～3を選択した場合

	件数	割合
1. 法77条の2に基づく設置	279	66.4%
2. 基幹相談支援センター等機能強化事業の実施をもって基幹相談支援センターを設置	125	29.8%
3. その他	8	1.9%
無回答	8	1.9%
合計	420	100.0%



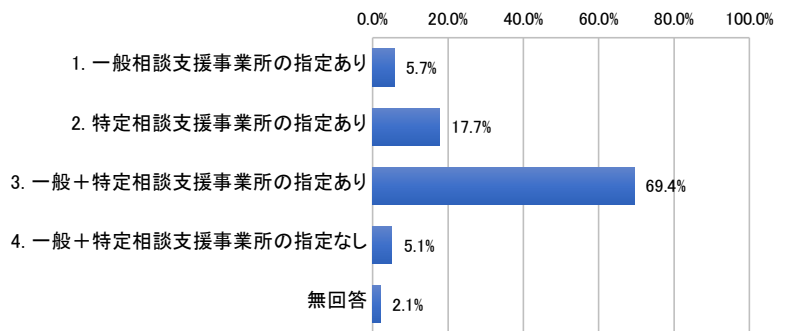
③運営形態 ※①で1～3を選択した場合

	件数	割合
1. 直営で実施	82	19.5%
2. 指定相談支援事業所に委託	299	71.2%
3. 直営で実施＋指定相談支援事業所に委託	31	7.4%
無回答	8	1.9%
合計	420	100.0%



【委託先の相談支援に係る指定状況】 ※③で2もしくは3を選択した場合

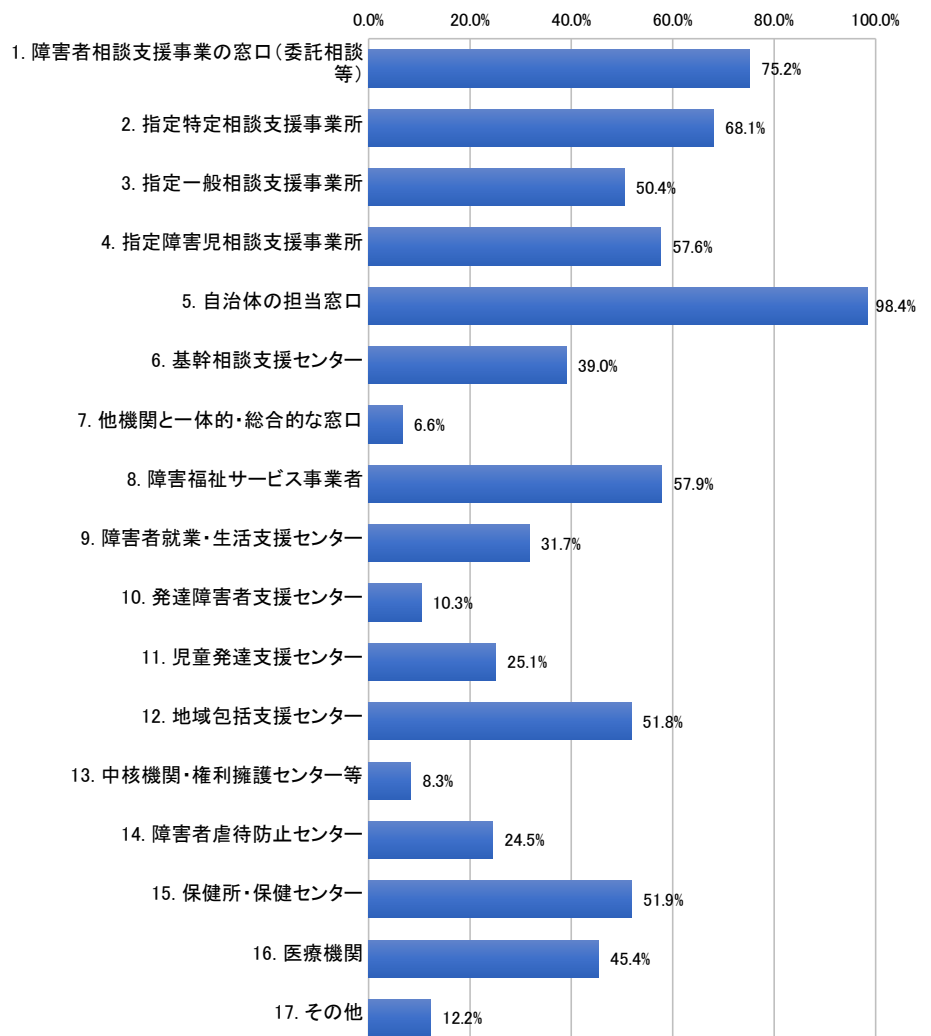
	件数	割合
1. 一般相談支援事業所の指定あり	19	5.7%
2. 特定相談支援事業所の指定あり	59	17.7%
3. 一般＋特定相談支援事業所の指定あり	231	69.4%
4. 一般＋特定相談支援事業所の指定なし	17	5.1%
無回答	7	2.1%
合計	333	100.0%



(2)地域の障害者やその家族等からのさまざまな相談に対応する窓口

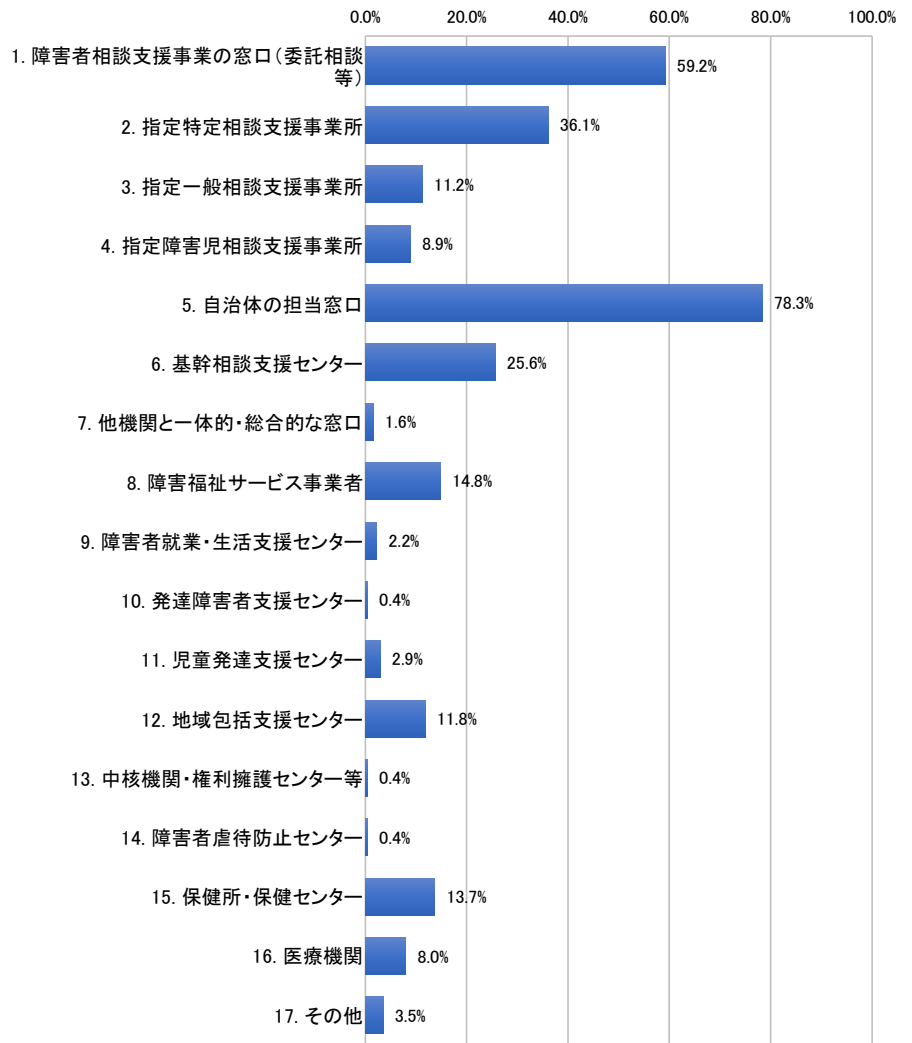
①最初にアクセスする相談窓口(複数回答)

	件数	割合
1. 障害者相談支援事業の窓口(委託相談等)	669	75.2%
2. 指定特定相談支援事業所	606	68.1%
3. 指定一般相談支援事業所	449	50.4%
4. 指定障害児相談支援事業所	513	57.6%
5. 自治体の担当窓口	876	98.4%
6. 基幹相談支援センター	347	39.0%
7. 他機関と一体的・総合的な窓口	59	6.6%
8. 障害福祉サービス事業者	515	57.9%
9. 障害者就業・生活支援センター	282	31.7%
10. 発達障害者支援センター	92	10.3%
11. 児童発達支援センター	223	25.1%
12. 地域包括支援センター	461	51.8%
13. 中核機関・権利擁護センター等	74	8.3%
14. 障害者虐待防止センター	218	24.5%
15. 保健所・保健センター	462	51.9%
16. 医療機関	404	45.4%
17. その他	109	12.2%
全体	890	



②①で回答した中において、地域の障害者やその家族等からの相談実績が特に多いと思われる窓口・機関を3つまで回答

	件数	割合
1. 障害者相談支援事業の窓口（委託相談等）	527	59.2%
2. 指定特定相談支援事業所	321	36.1%
3. 指定一般相談支援事業所	100	11.2%
4. 指定障害児相談支援事業所	79	8.9%
5. 自治体の担当窓口	697	78.3%
6. 基幹相談支援センター	228	25.6%
7. 他機関と一体的・総合的な窓口	14	1.6%
8. 障害福祉サービス事業者	132	14.8%
9. 障害者就業・生活支援センター	20	2.2%
10. 発達障害者支援センター	4	0.4%
11. 児童発達支援センター	26	2.9%
12. 地域包括支援センター	105	11.8%
13. 中核機関・権利擁護センター等	4	0.4%
14. 障害者虐待防止センター	4	0.4%
15. 保健所・保健センター	122	13.7%
16. 医療機関	71	8.0%
17. その他	31	3.5%
全体	890	

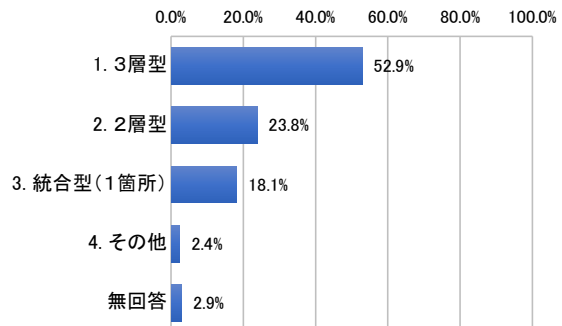


(3)相談支援体制整備について

①相談支援体制の構造

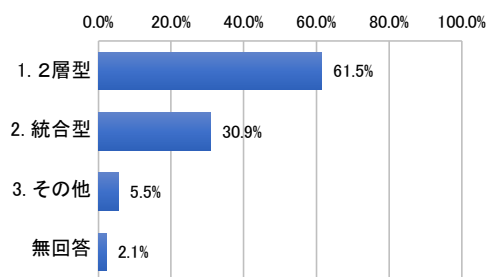
【A:基幹相談支援センターを設置している自治体】

	件数	割合
1. 3層型	222	52.9%
2. 2層型	100	23.8%
3. 統合型（1箇所）	76	18.1%
4. その他	10	2.4%
無回答	12	2.9%
合計	420	100.0%



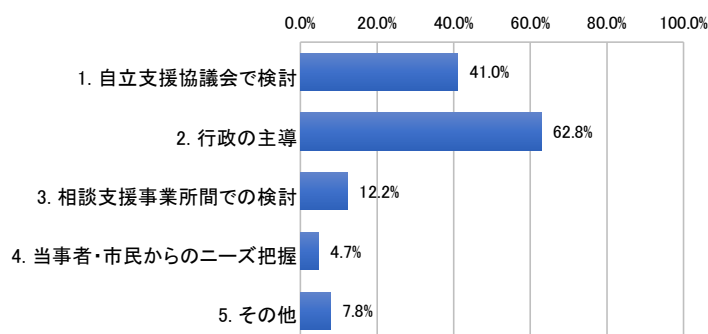
【B: 基幹相談支援センターを設置していない自治体】

	件数	割合
1. 2層型	289	61.5%
2. 統合型	145	30.9%
3. その他	26	5.5%
無回答	10	2.1%
合計	470	100.0%



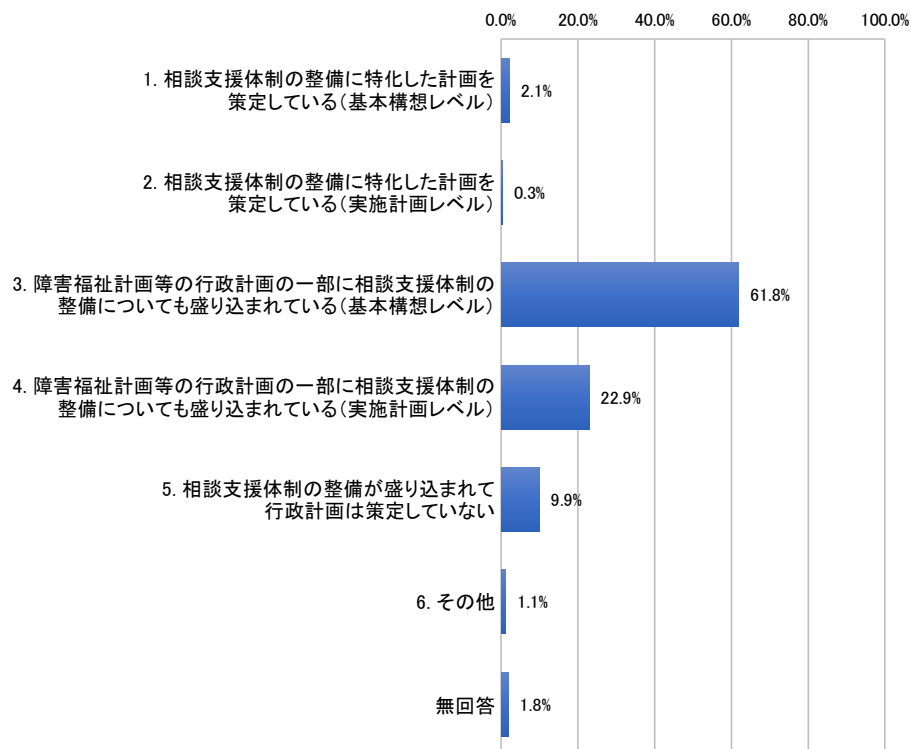
③現状の相談支援体制に至った検討の経緯(複数回答)

	件数	割合
1. 自立支援協議会で検討	365	41.0%
2. 行政の主導	559	62.8%
3. 相談支援事業所間での検討	109	12.2%
4. 当事者・市民からのニーズ把握	42	4.7%
5. その他	69	7.8%
全体	890	



④障害分野における相談支援体制の整備方針が盛り込まれた行政計画を策定しているか

	件数	割合
1. 相談支援体制の整備に特化した計画を策定している(基本構想レベル)	19	2.1%
2. 相談支援体制の整備に特化した計画を策定している(実施計画レベル)	3	0.3%
3. 障害福祉計画等の行政計画の一部に相談支援体制の整備についても盛り込まれている(基本構想レベル)	550	61.8%
4. 障害福祉計画等の行政計画の一部に相談支援体制の整備についても盛り込まれている(実施計画レベル)	204	22.9%
5. 相談支援体制の整備が盛り込まれた行政計画は策定していない	88	9.9%
6. その他	10	1.1%
無回答	16	1.8%
合計	890	100.0%



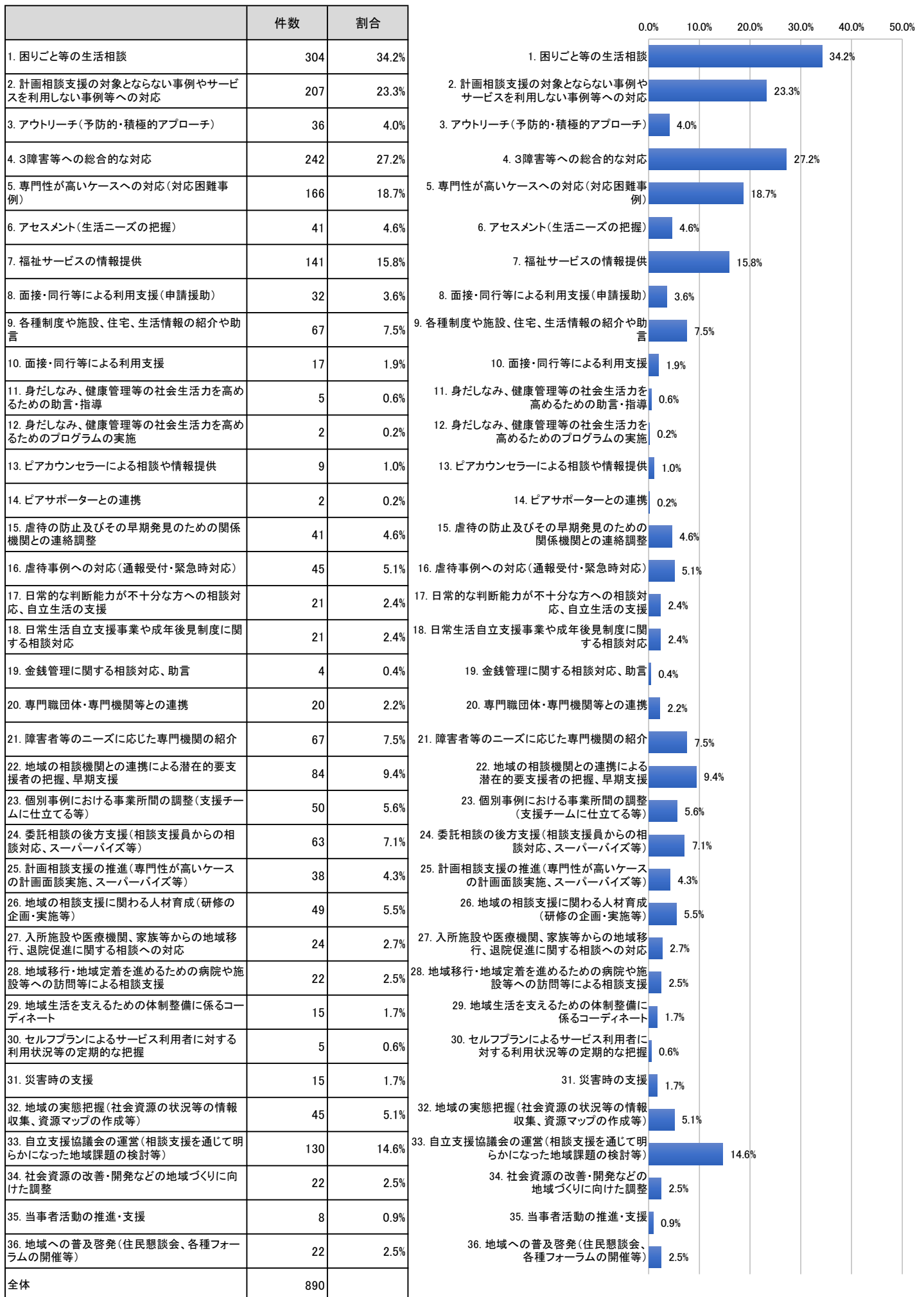
4. 地域における相談支援における役割分担

(1) 一般的な相談支援としての障害者相談支援事業と、基幹相談支援センター等との役割分担(複数回答)

	各項目について対応している機関にすべて○							
	(市町村※)	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター	指定特定事業所	自立支援協議会	その他	対応していない	全体
●個別相談支援に関すること								
【一般的な相談支援】								
困りごと等の生活相談	679 76.3%	666 74.8%	313 35.2%	479 53.8%	28 3.1%	113 12.7%	0 0.0%	890
計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応	621 69.8%	639 71.8%	307 34.5%	221 24.8%	29 3.3%	78 8.8%	7 0.8%	890
アウトリーチ(予防的・積極的アプローチ)	380 42.7%	407 45.7%	227 25.5%	178 20.0%	24 2.7%	84 9.4%	155 17.4%	890
【総合的・専門的な相談支援】								
3障害等への総合的な対応	573 64.4%	618 69.4%	352 39.6%	421 47.3%	55 6.2%	39 4.4%	11 1.2%	890
専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)	511 57.4%	586 65.8%	390 43.8%	386 43.4%	112 12.6%	60 6.7%	7 0.8%	890
【福祉サービスの利用援助】								
アセスメント(生活ニーズの把握)	421 47.3%	576 64.7%	284 31.9%	632 71.0%	25 2.8%	56 6.3%	8 0.9%	890
福祉サービスの情報提供	655 73.6%	637 71.6%	314 35.3%	622 69.9%	47 5.3%	55 6.2%	2 0.2%	890
面接・同行等による利用支援(申請援助)	355 39.9%	605 68.0%	286 32.1%	608 68.3%	6 0.7%	60 6.7%	13 1.5%	890
【社会資源を活用するための支援】								
各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言	610 68.5%	634 71.2%	297 33.4%	526 59.1%	25 2.8%	85 9.6%	12 1.3%	890
面接・同行等による利用支援	340 38.2%	620 69.7%	293 32.9%	545 61.2%	8 0.9%	65 7.3%	29 3.3%	890
【社会生活力を高めるための支援】								
身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導	250 28.1%	519 58.3%	215 24.2%	448 50.3%	9 1.0%	142 16.0%	105 11.8%	890
身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施	132 14.8%	276 31.0%	114 12.8%	232 26.1%	11 1.2%	143 16.1%	312 35.1%	890
【ピアカウンセリング】								
ピアカウンセラーによる相談や情報提供	97 10.9%	272 30.6%	119 13.4%	101 11.3%	23 2.6%	85 9.6%	382 42.9%	890
ピアサポーターとの連携	115 12.9%	256 28.8%	130 14.6%	97 10.9%	32 3.6%	82 9.2%	379 42.6%	890
【権利擁護のための必要な援助】								
虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整	748 84.0%	429 48.2%	304 34.2%	316 35.5%	71 8.0%	114 12.8%	8 0.9%	890
虐待事例への対応(通報受付・緊急時対応)	772 86.7%	364 40.9%	291 32.7%	222 24.9%	29 3.3%	96 10.8%	1 0.1%	890
日常的な判断能力が不十分な方への相談対応、自立生活の支援	579 65.1%	581 65.3%	302 33.9%	398 44.7%	13 1.5%	179 20.1%	4 0.4%	890
日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談対応	682 76.6%	482 54.2%	286 32.1%	298 33.5%	17 1.9%	277 31.1%	5 0.6%	890
金銭管理に関する相談対応、助言	479 53.8%	514 57.8%	259 29.1%	363 40.8%	14 1.6%	389 43.7%	11 1.2%	890
専門職団体・専門機関等との連携	604 67.9%	475 53.4%	319 35.8%	322 36.2%	100 11.2%	146 16.4%	30 3.4%	890

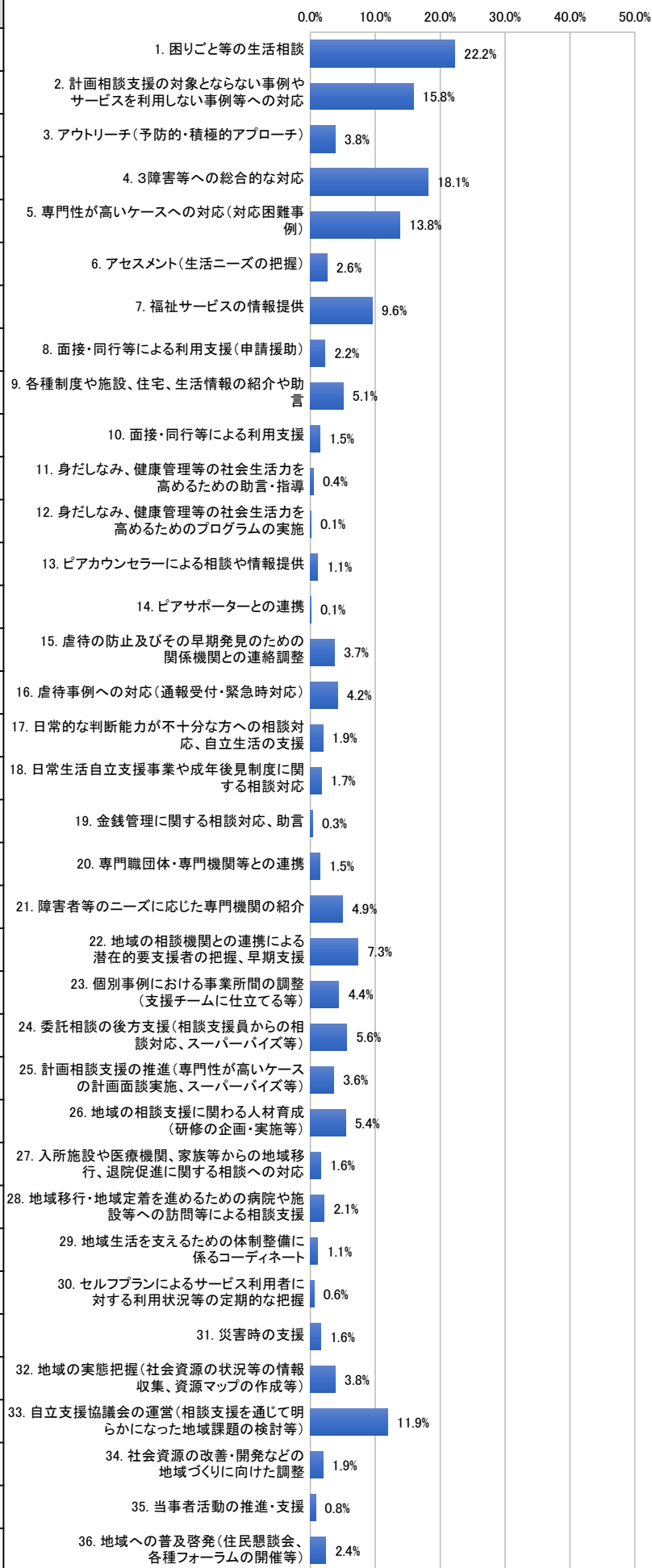
【専門機関の紹介】								
障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介	594 66.7%	626 70.3%	334 37.5%	459 51.6%	18 2.0%	89 10.0%	13 1.5%	890
【関係機関との連携】								
地域の相談機関との連携による潜在的要 支援者の把握、早期支援	523 58.8%	418 47.0%	300 33.7%	258 29.0%	80 9.0%	115 12.9%	90 10.1%	890
個別事例における事業所間の調整（支援 チームに仕立てる等）	495 55.6%	465 52.2%	327 36.7%	398 44.7%	58 6.5%	85 9.6%	66 7.4%	890
【地域の相談支援体制の強化と取り組み】								
委託相談の後方支援（相談支援員からの相 談対応、スーパーバイズ等）	382 42.9%	212 23.8%	340 38.2%	93 10.4%	80 9.0%	45 5.1%	137 15.4%	890
計画相談支援の推進（専門性が高いケー スの計画面談実施、スーパーバイズ等）	279 31.3%	271 30.4%	336 37.8%	178 20.0%	71 8.0%	41 4.6%	157 17.6%	890
地域の相談支援に関わる人材育成（研修の 企画・実施等）	247 27.8%	193 21.7%	319 35.8%	75 8.4%	193 21.7%	60 6.7%	233 26.2%	890
【地域移行・地域定着の促進の取り組み】								
入所施設や医療機関、家族等からの地域 移行、退院促進に関する相談への対応	473 53.1%	517 58.1%	305 34.3%	396 44.5%	52 5.8%	101 11.3%	33 3.7%	890
地域移行・地域定着を進めるための病院や 施設等への訪問等による相談支援	339 38.1%	458 51.5%	285 32.0%	377 42.4%	53 6.0%	77 8.7%	102 11.5%	890
地域生活を支えるための体制整備に係る コーディネート	329 37.0%	351 39.4%	298 33.5%	267 30.0%	109 12.2%	83 9.3%	147 16.5%	890
【その他】								
セルフプランによるサービス利用者に対す る利用状況等の定期的な把握	426 47.9%	150 16.9%	92 10.3%	57 6.4%	7 0.8%	28 3.1%	297 33.4%	890
災害時の支援	746 83.8%	287 32.2%	175 19.7%	271 30.4%	69 7.8%	132 14.8%	45 5.1%	890
●地域支援・地域づくりに関すること								
地域の実態把握（社会資源の状況等の情 報収集、資源マップの作成等）	556 62.5%	234 26.3%	220 24.7%	118 13.3%	347 39.0%	60 6.7%	72 8.1%	890
自立支援協議会の運営（相談支援を通じて 明らかになった地域課題の検討等）	648 72.8%	283 31.8%	274 30.8%	99 11.1%	328 36.9%	36 4.0%	14 1.6%	890
社会資源の改善・開発などの地域づくりに 向けた調整	534 60.0%	182 20.4%	222 24.9%	74 8.3%	307 34.5%	43 4.8%	136 15.3%	890
当事者活動の推進・支援	524 58.9%	208 23.4%	156 17.5%	85 9.6%	167 18.8%	100 11.2%	137 15.4%	890
地域への普及啓発（住民懇談会、各種 フォーラムの開催等）	500 56.2%	181 20.3%	183 20.6%	58 6.5%	241 27.1%	78 8.8%	182 20.4%	890

(2) 障害等相談支援事業において特に力を入れていること、特徴的な取組(複数回答)



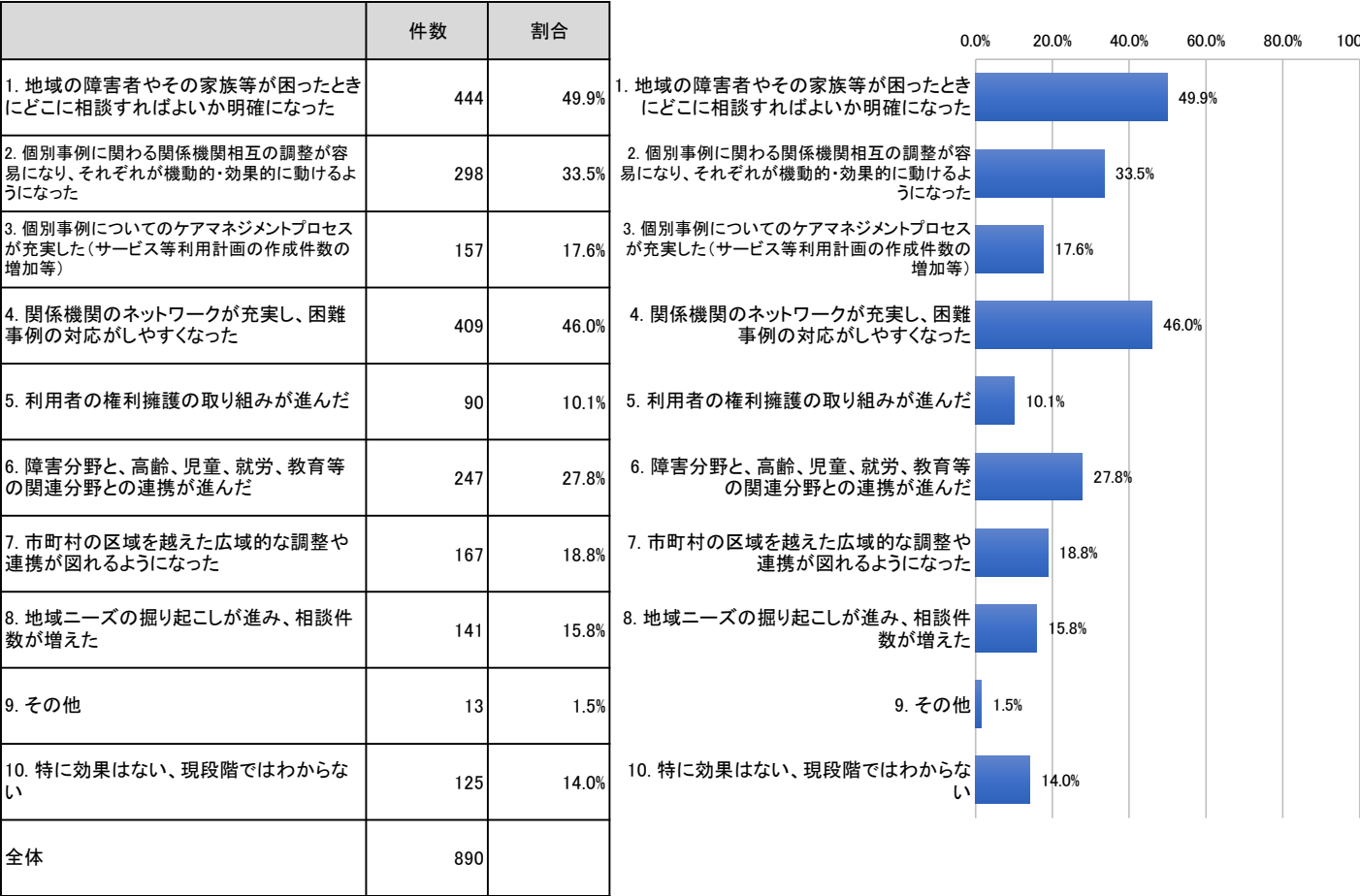
【3つまで選択 ※1つ目～3つ目の合算】

	件数	割合
1. 困りごと等の生活相談	198	22.2%
2. 計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応	141	15.8%
3. アウトリーチ(予防的・積極的アプローチ)	34	3.8%
4. 3障害等への総合的な対応	161	18.1%
5. 専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)	123	13.8%
6. アセスメント(生活ニーズの把握)	23	2.6%
7. 福祉サービスの情報提供	85	9.6%
8. 面接・同行等による利用支援(申請援助)	20	2.2%
9. 各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言	45	5.1%
10. 面接・同行等による利用支援	13	1.5%
11. 身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導	4	0.4%
12. 身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施	1	0.1%
13. ピアカウンセラーによる相談や情報提供	10	1.1%
14. ピアサポーターとの連携	1	0.1%
15. 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整	33	3.7%
16. 虐待事例への対応(通報受付・緊急時対応)	37	4.2%
17. 日常的な判断能力が不十分な方への相談対応、自立生活の支援	17	1.9%
18. 日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談対応	15	1.7%
19. 金銭管理に関する相談対応、助言	3	0.3%
20. 専門職団体・専門機関等との連携	13	1.5%
21. 障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介	44	4.9%
22. 地域の相談機関との連携による潜在的要支援者の把握、早期支援	65	7.3%
23. 個別事例における事業所間の調整(支援チームに仕立てる等)	39	4.4%
24. 委託相談の後方支援(相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等)	50	5.6%
25. 計画相談支援の推進(専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等)	32	3.6%
26. 地域の相談支援に関わる人材育成(研修の企画・実施等)	48	5.4%
27. 入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応	14	1.6%
28. 地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援	19	2.1%
29. 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	10	1.1%
30. セルフプランによるサービス利用者に対する利用状況等の定期的な把握	5	0.6%
31. 災害時の支援	14	1.6%
32. 地域の実態把握(社会資源の状況等の情報収集、資源マップの作成等)	34	3.8%
33. 自立支援協議会の運営(相談支援を通じて明らかになった地域課題の検討等)	106	11.9%
34. 社会資源の改善・開発などの地域づくりに向けた調整	17	1.9%
35. 当事者活動の推進・支援	7	0.8%
36. 地域への普及啓発(住民懇談会、各種フォーラムの開催等)	21	2.4%
全体	890	



5. 相談支援体制整備の現状と課題

(1) 現状の相談支援体制整備の実施による成果(複数回答)

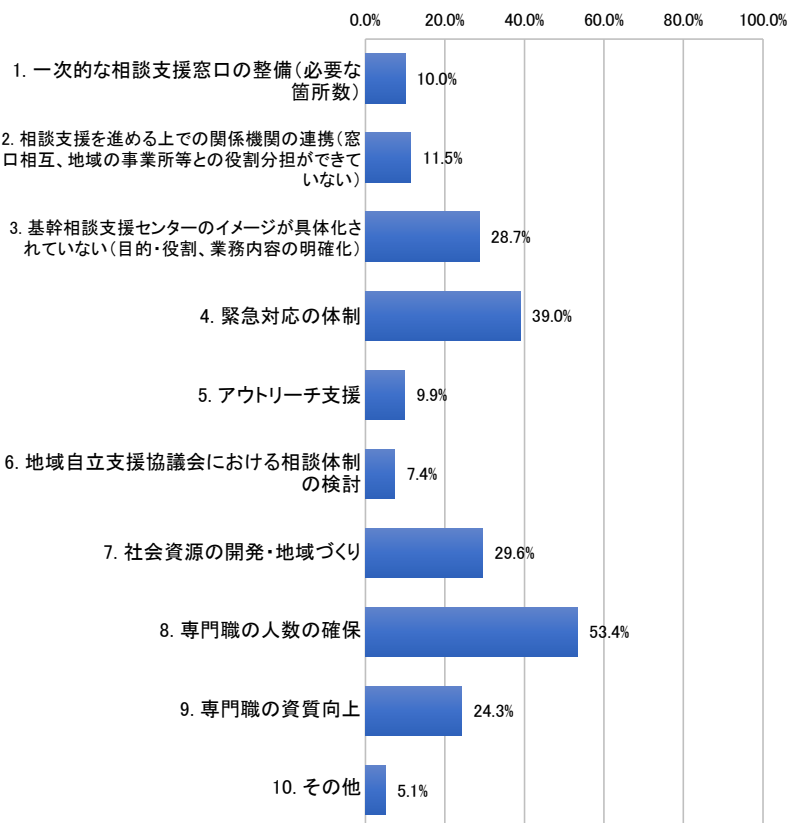


(2) 成果が得られた要因として、現状の相談体制整備の強み・工夫点等を回答

自由記述のため省略

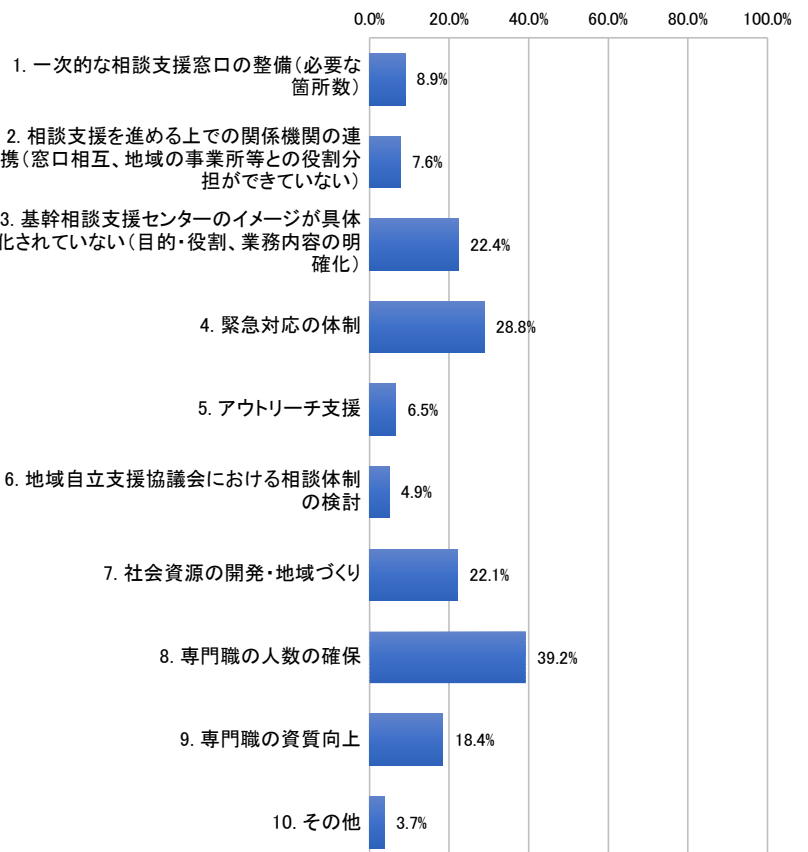
(3) 現状の相談支援体制整備において、課題となっていること(複数回答)

	件数	割合
1. 一次的な相談支援窓口の整備(必要な箇所数)	89	10.0%
2. 相談支援を進める上での関係機関の連携(窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない)	102	11.5%
3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない(目的・役割、業務内容の明確化)	255	28.7%
4. 緊急対応の体制	347	39.0%
5. アウトリーチ支援	88	9.9%
6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討	66	7.4%
7. 社会資源の開発・地域づくり	263	29.6%
8. 専門職の人数の確保	475	53.4%
9. 専門職の資質向上	216	24.3%
10. その他	45	5.1%
全体	890	



【3つまで選択 ※1つ目～3つ目の合算】

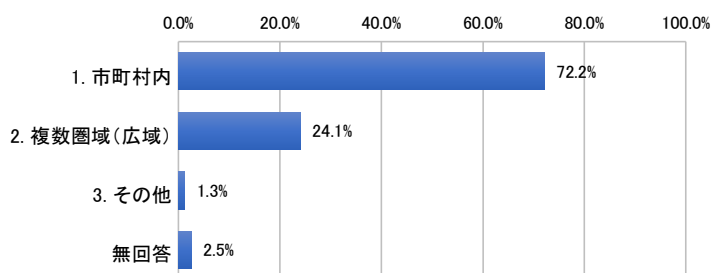
	件数	割合
1. 一次的な相談支援窓口の整備(必要な箇所数)	79	8.9%
2. 相談支援を進める上での関係機関の連携(窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない)	68	7.6%
3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない(目的・役割、業務内容の明確化)	199	22.4%
4. 緊急対応の体制	256	28.8%
5. アウトリーチ支援	58	6.5%
6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討	44	4.9%
7. 社会資源の開発・地域づくり	197	22.1%
8. 専門職の人数の確保	349	39.2%
9. 専門職の資質向上	164	18.4%
10. その他	33	3.7%
全体	890	



【整備すべき単位】

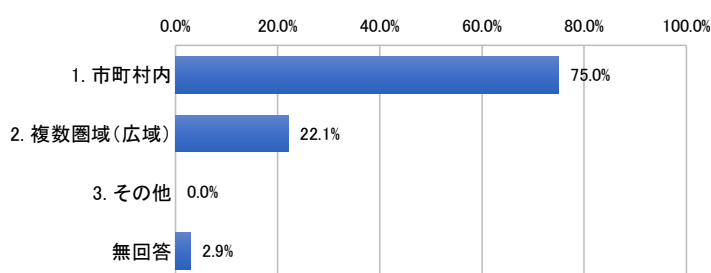
1. 一次的な相談支援窓口の整備(必要な箇所数)

	件数	割合
1. 市町村内	57	72.2%
2. 複数圏域(広域)	19	24.1%
3. その他	1	1.3%
無回答	2	2.5%
合計	79	100.0%



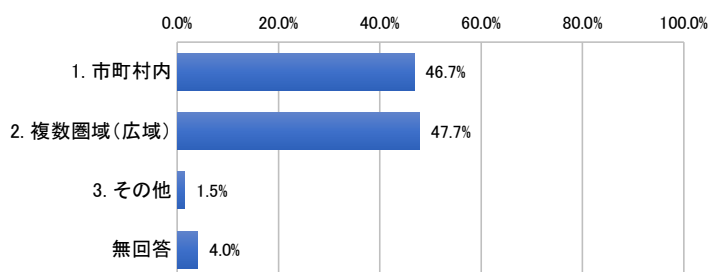
2. 相談支援を進める上での関係機関の連携(窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない)

	件数	割合
1. 市町村内	51	75.0%
2. 複数圏域(広域)	15	22.1%
3. その他	0	0.0%
無回答	2	2.9%
合計	68	100.0%



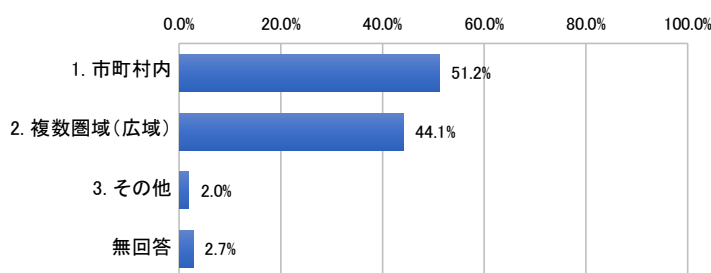
3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない(目的・役割、業務内容の明確化)

	件数	割合
1. 市町村内	93	46.7%
2. 複数圏域(広域)	95	47.7%
3. その他	3	1.5%
無回答	8	4.0%
合計	199	100.0%



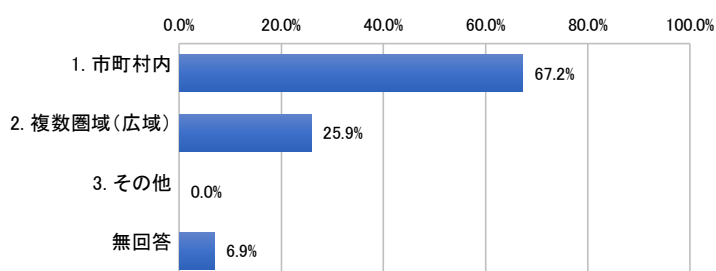
4. 緊急対応の体制

	件数	割合
1. 市町村内	131	51.2%
2. 複数圏域(広域)	113	44.1%
3. その他	5	2.0%
無回答	7	2.7%
合計	256	100.0%



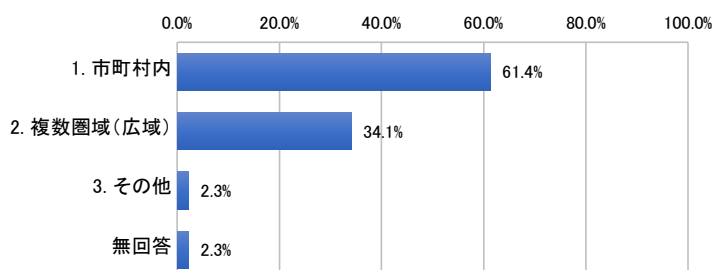
5. アウトリーチ支援

	件数	割合
1. 市町村内	39	67.2%
2. 複数圏域(広域)	15	25.9%
3. その他	0	0.0%
無回答	4	6.9%
合計	58	100.0%



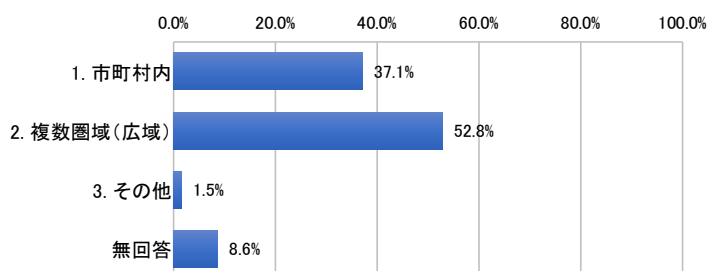
6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討

	件数	割合
1. 市町村内	27	61.4%
2. 複数圏域(広域)	15	34.1%
3. その他	1	2.3%
無回答	1	2.3%
合計	44	100.0%



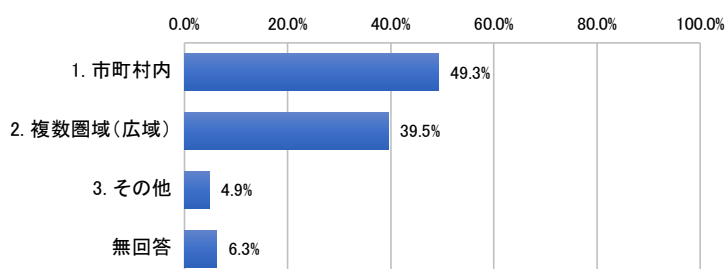
7. 社会資源の開発・地域づくり

	件数	割合
1. 市町村内	73	37.1%
2. 複数圏域(広域)	104	52.8%
3. その他	3	1.5%
無回答	17	8.6%
合計	197	100.0%



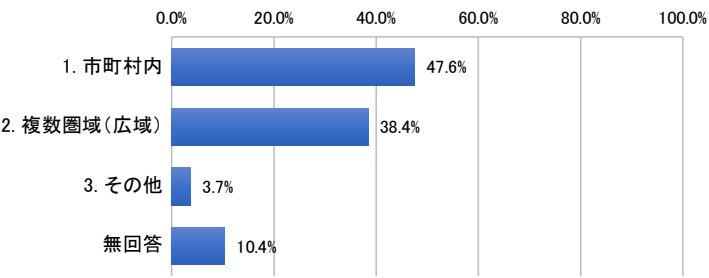
8. 専門職の人数の確保

	件数	割合
1. 市町村内	172	49.3%
2. 複数圏域(広域)	138	39.5%
3. その他	17	4.9%
無回答	22	6.3%
合計	349	100.0%



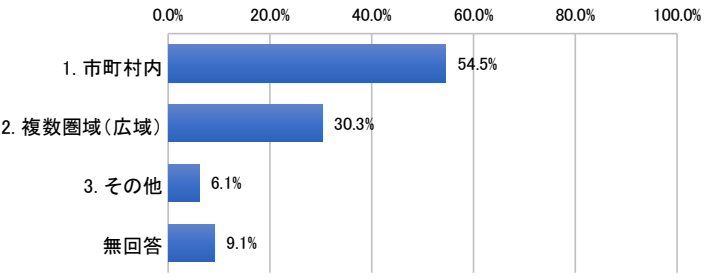
9. 専門職の資質向上

	件数	割合
1. 市町村内	78	47.6%
2. 複数圏域（広域）	63	38.4%
3. その他	6	3.7%
無回答	17	10.4%
合計	164	100.0%



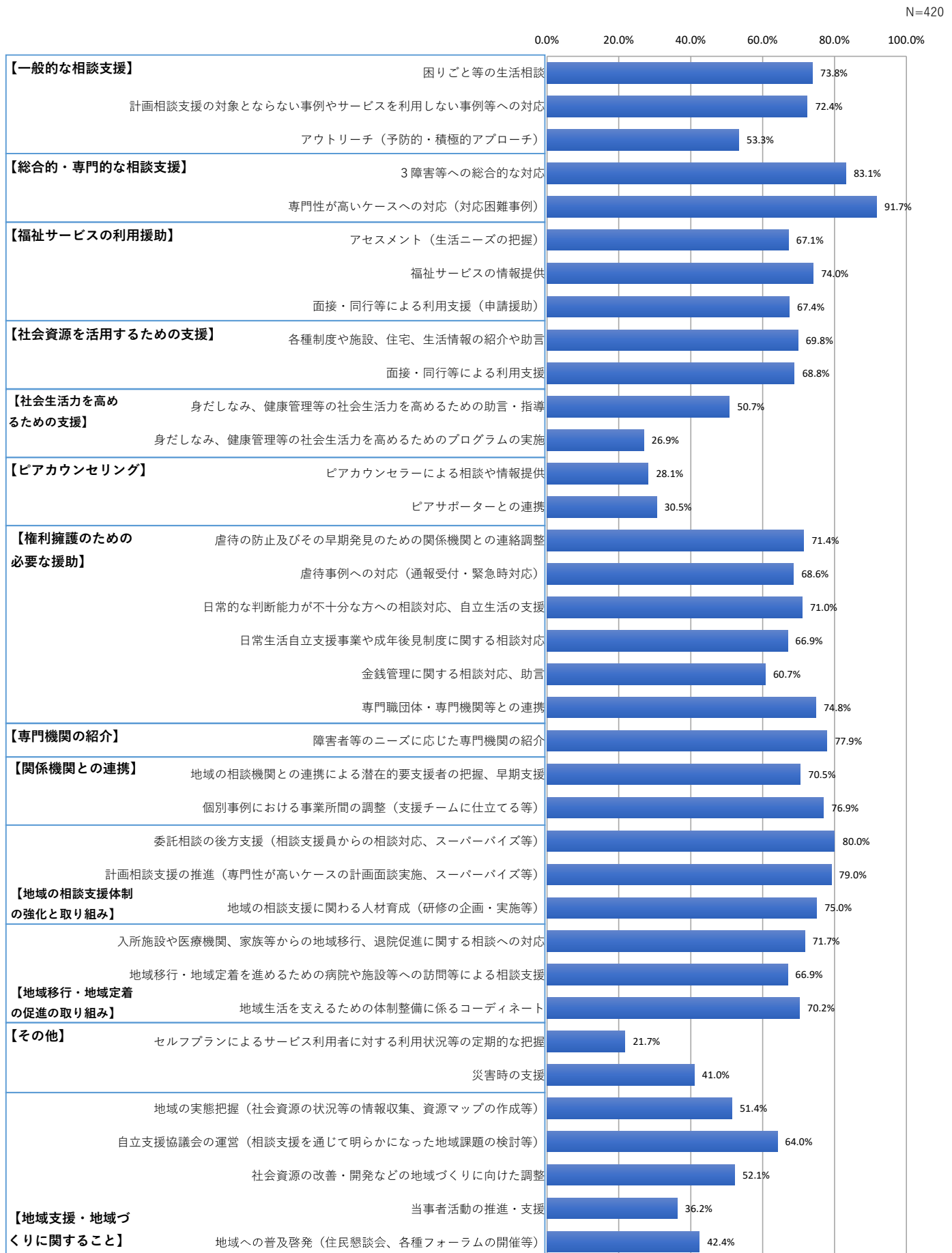
10. その他

	件数	割合
1. 市町村内	18	54.5%
2. 複数圏域（広域）	10	30.3%
3. その他	2	6.1%
無回答	3	9.1%
合計	33	100.0%



I-2 地域における相談支援における役割分担(センターを設置している自治体420件)

●複数回答で、各項目において「基幹相談支援センター」が担っていると回答した件数

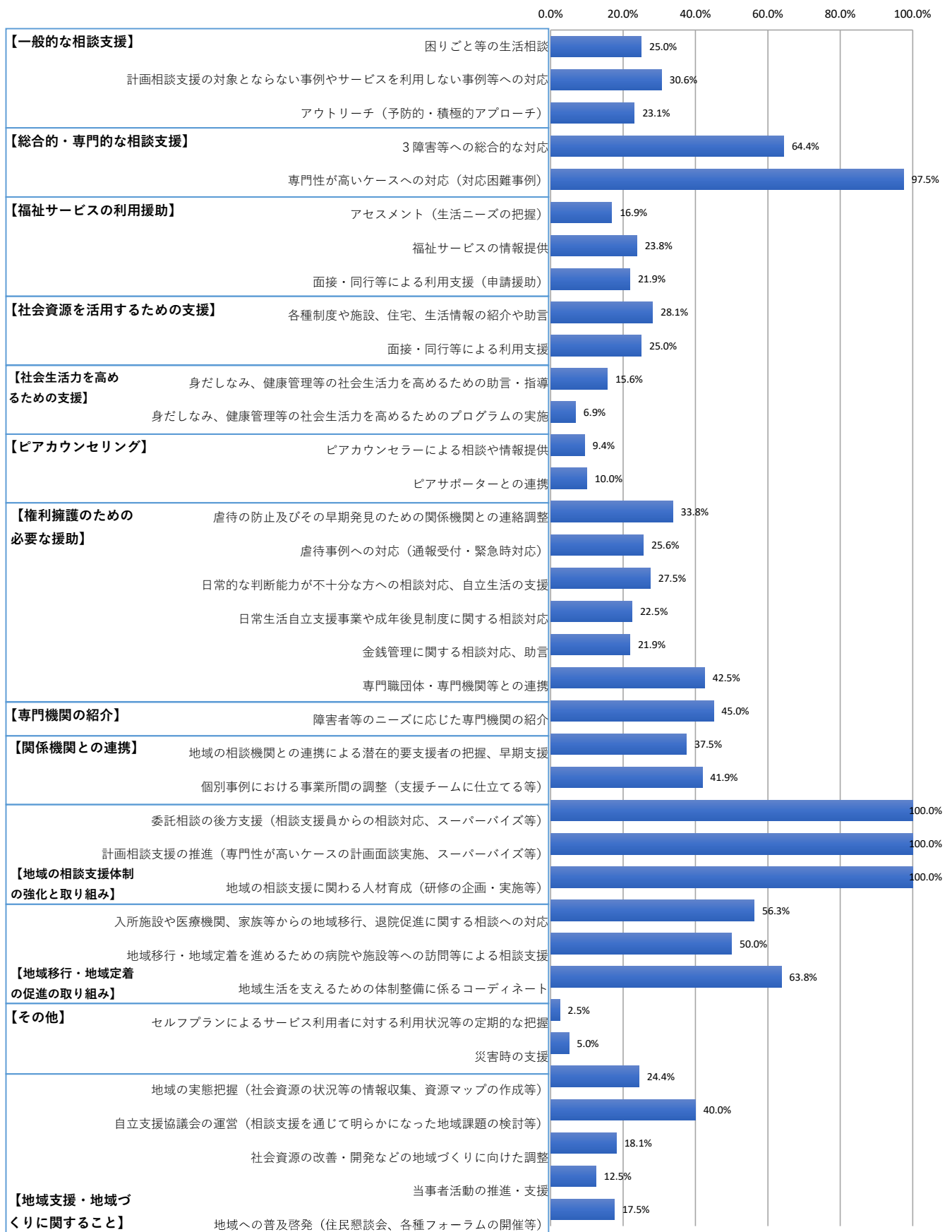


I-3 類型別 地域における相談支援における役割分担(センターを設置している自治体420件)

● I 型

【「専門性が高いケースへの対応」or「3 障害等への総合的な対応」】と【「委託相談の後方支援」and「計画相談支援の推進」and「地域の相談支援に関わる人材育成」】を基幹相談支援センターが主に対応しているケース ※対応する機関が基幹相談支援センターのみのケースを含む

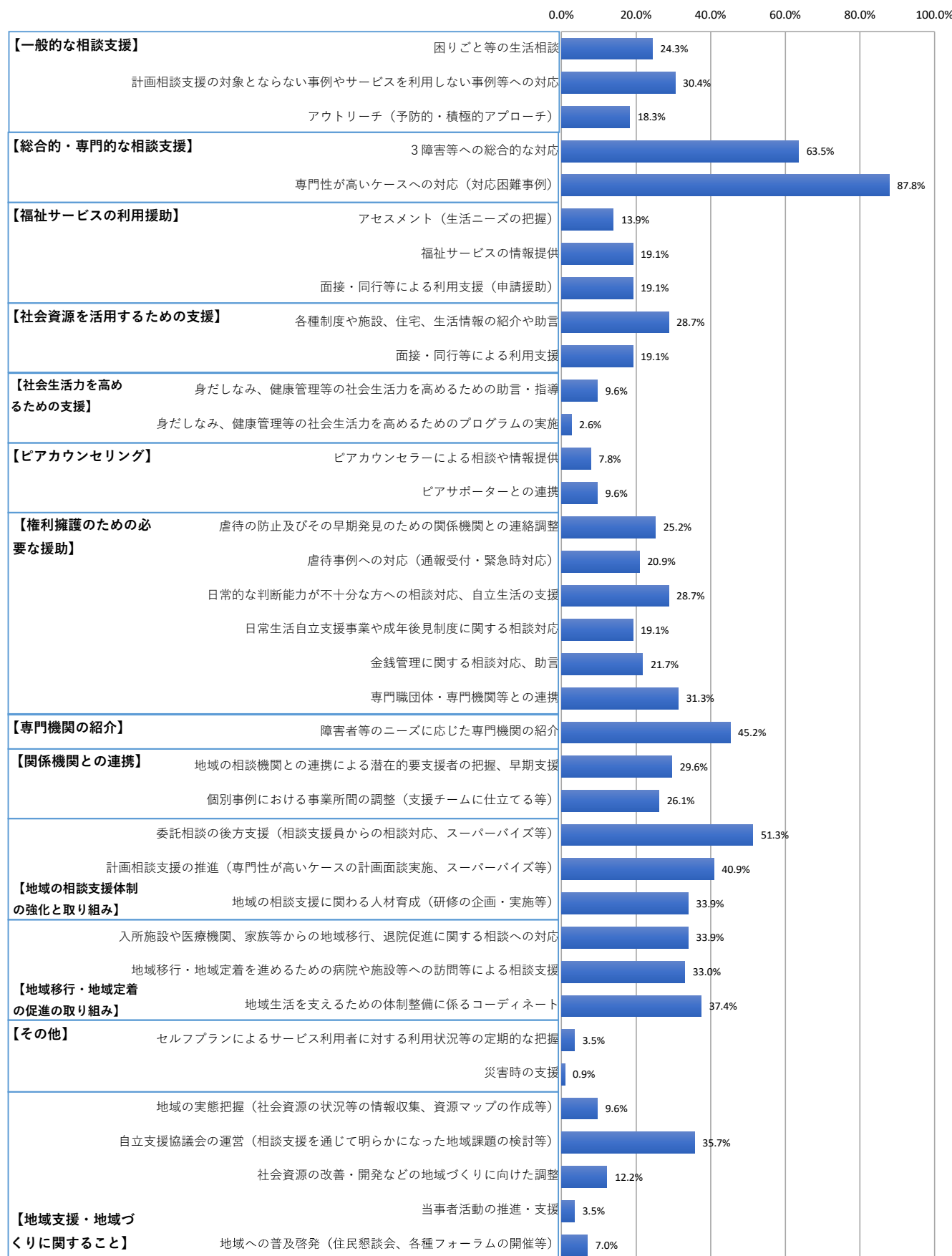
N=160



● II 型

【「専門性が高いケースへの対応」or「3 障害等への総合的な対応」】を基幹相談支援センターが主に対応していて【「委託相談の後方支援」or「計画相談支援の推進」or「地域の相談支援に関わる人材育成」】の3つはセンター以外が対応しているケース ※対応する機関が基幹相談支援センターのみのケースを含む

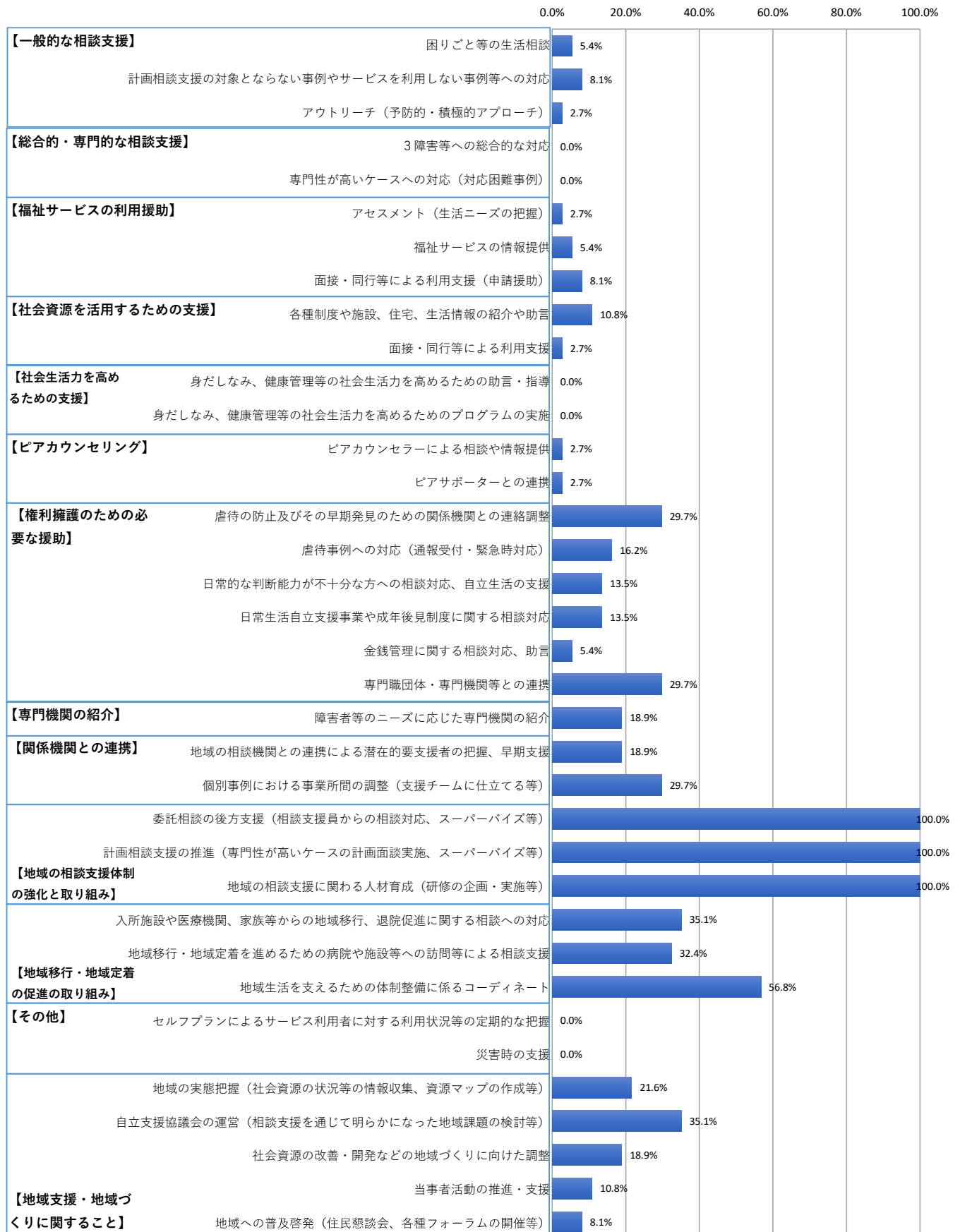
N=115



●III型

【「委託相談の後方支援」or「計画相談支援の推進」or「地域の相談支援に関わる人材育成」】を基幹相談支援センターが主に対応して【「専門性が高いケースへの対応」and「3 障害等への総合的な対応」】の2つはセンター以外が対応しているケース ※対応する機関が基幹相談支援センターのみのケースを含む

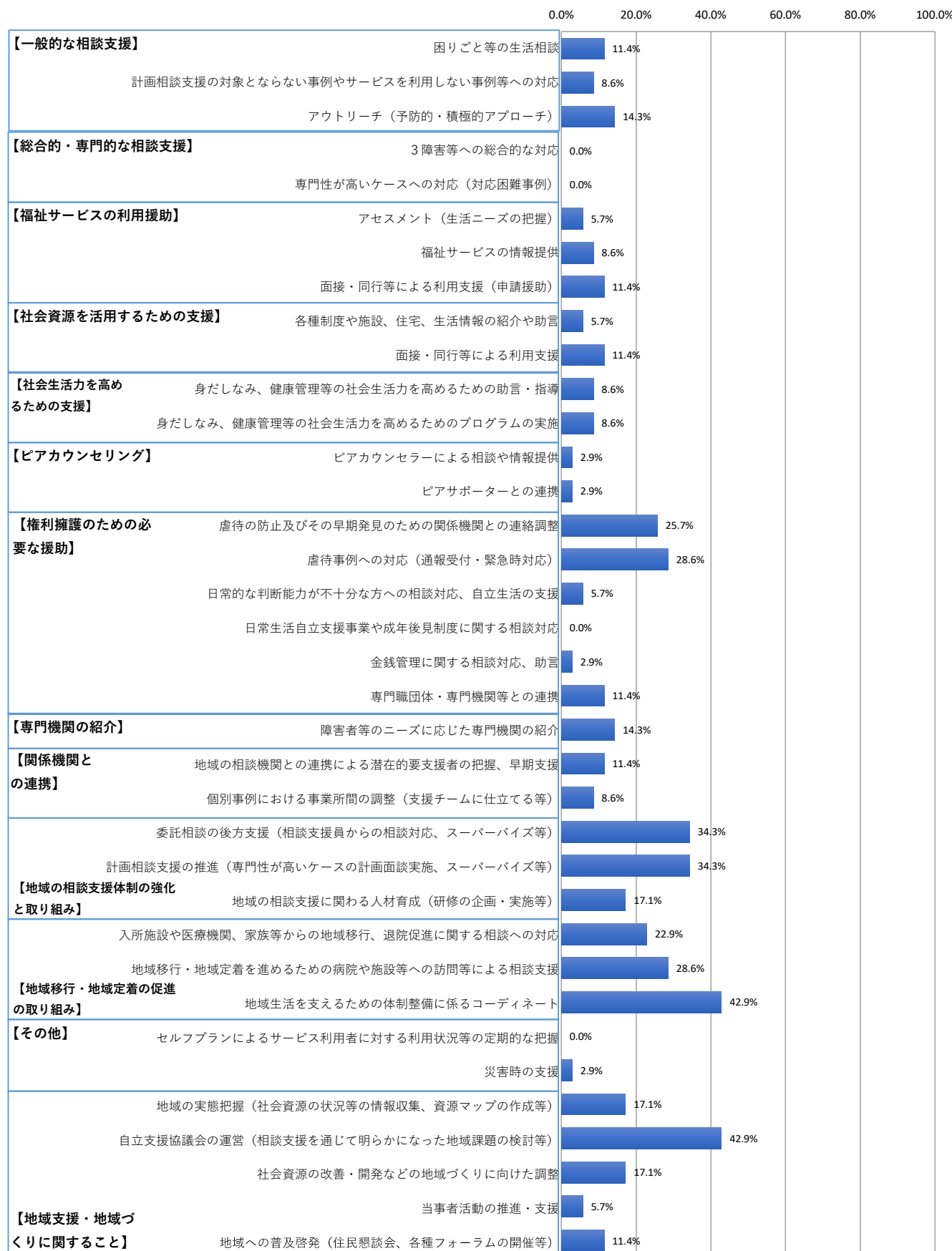
N=37



●IV－1型

「虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整」or「虐待事例への対応」or「障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介」or「入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応」or「地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援」or「地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート」or「自立支援協議会の運営」をセンターが主に対応している

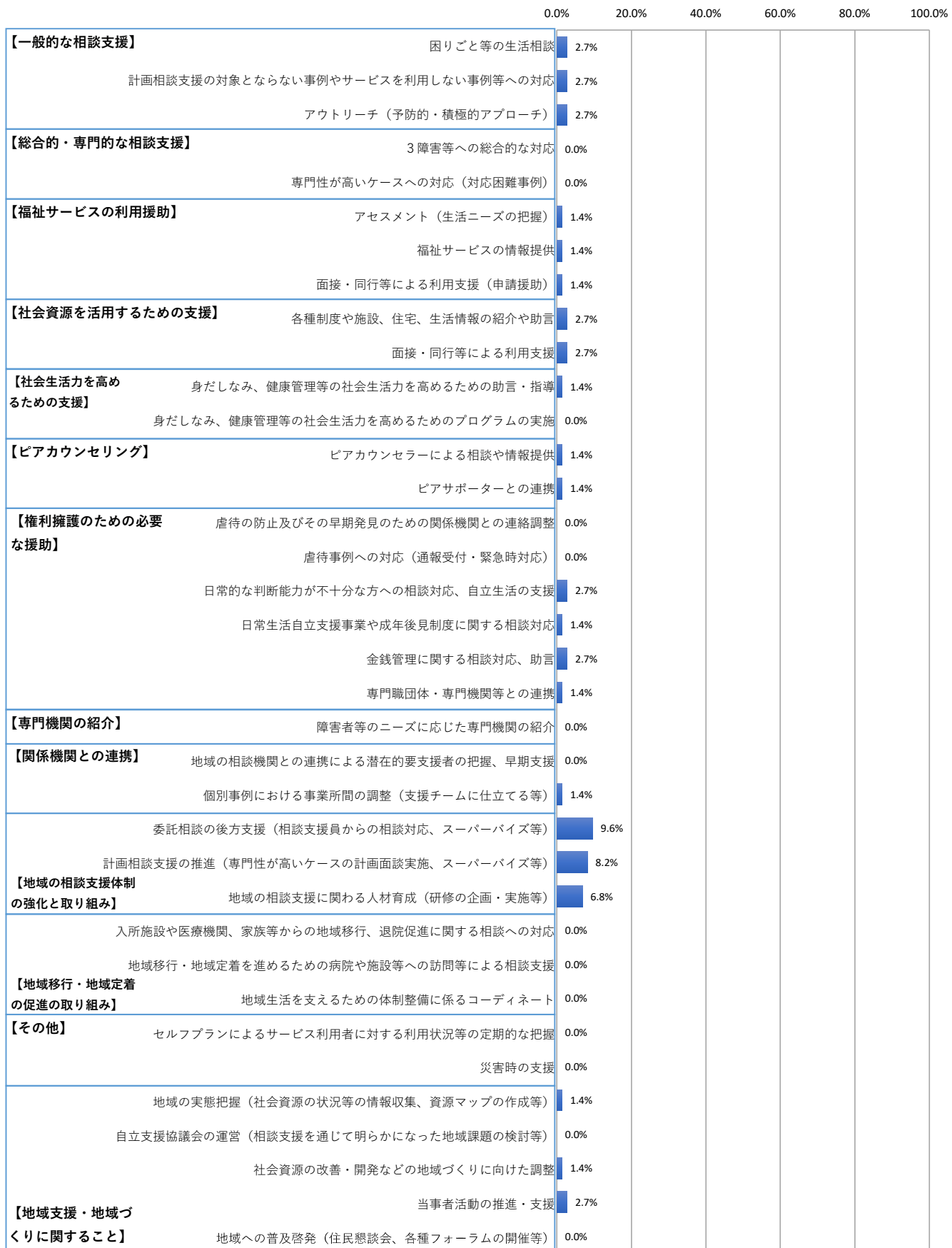
N=35



●IV－2型

I・II・III・IV－1型に当てはまらないケース

N=73



I-4 クロス集計

1. 基幹相談支援センターの設置状況×障害者相談支援事業の実施方法

			障害者相談支援事業の実施方法				
			単独で実施	複数市町村共同で実施	単独+複数市町村共同で実施	無回答	合計
基幹相談支援センターの設置状況	1. 単独で実施	件数	226	5	8	0	239
		割合	94.6%	2.1%	3.3%	0.0%	100.0%
	2. 複数市町村共同で実施	件数	37	123	14	3	177
		割合	20.9%	69.5%	7.9%	1.7%	100.0%
	3. 単独+複数市町村共同で実施	件数	0	1	2	1	4
		割合	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	100.0%
	4. 今年度中に設置予定	件数	24	7	4	0	35
		割合	68.6%	20.0%	11.4%	0.0%	100.0%
	5. 今年度中に設置予定なし	件数	287	94	40	6	427
		割合	67.2%	22.0%	9.4%	1.4%	100.0%
	無回答	件数	4	3	1	0	8
		割合	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%	100.0%
	合計	件数	578	233	69	10	890
		割合	64.9%	26.2%	7.8%	1.1%	100.0%

2. 人口規模別の基幹相談支援センターの設置有無

人口規模		センターの設置あり	センターの設置なし	不明	合計
1万人未満	件数	84	130	2	216
	割合	38.9%	60.2%	0.9%	100.0%
1万人以上～5万人未満	件数	144	207	4	355
	割合	40.6%	58.3%	1.1%	100.0%
5万人以上～10万人未満	件数	67	81	1	149
	割合	45.0%	54.4%	0.7%	100.0%
10万人以上～20万人未満	件数	63	26	1	90
	割合	70.0%	28.9%	1.1%	100.0%
20万人以上～50万人未満	件数	46	13	0	59
	割合	78.0%	22.0%	0.0%	100.0%
50万人以上	件数	16	5	0	21
	割合	76.2%	23.8%	0.0%	100.0%
合計	件数	420	462	8	890
	割合	47.2%	51.9%	0.9%	100.0%

人口規模		センターの設置あり	センターの設置なし	不明	合計
1万人未満	件数	84	130	2	216
	割合	20.0%	28.1%	25.0%	24.3%
1万人以上～5万人未満	件数	144	207	4	355
	割合	34.3%	44.8%	50.0%	39.9%
5万人以上～10万人未満	件数	67	81	1	149
	割合	16.0%	17.5%	12.5%	16.7%
10万人以上～20万人未満	件数	63	26	1	90
	割合	15.0%	5.6%	12.5%	10.1%
20万人以上～50万人未満	件数	46	13	0	59
	割合	11.0%	2.8%	0.0%	6.6%
50万人以上	件数	16	5	0	21
	割合	3.8%	1.1%	0.0%	2.4%
合計	件数	420	462	8	890
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 人口規模別の類型

人口規模		I 型	II 型	III 型	IV－1 型	IV－2 型	合計
1万人未満	件数	27	20	6	10	21	84
	割合	32.1%	23.8%	7.1%	11.9%	25.0%	100.0%
1万人以上～5万人未満	件数	63	38	15	9	19	144
	割合	43.8%	26.4%	10.4%	6.3%	13.2%	100.0%
5万人以上～10万人未満	件数	28	20	5	7	7	67
	割合	41.8%	29.9%	7.5%	10.4%	10.4%	100.0%
10万人以上～20万人未満	件数	19	21	7	5	11	63
	割合	30.2%	33.3%	11.1%	7.9%	17.5%	100.0%
20万人以上～50万人未満	件数	16	12	4	3	11	46
	割合	34.8%	26.1%	8.7%	6.5%	23.9%	100.0%
50万人以上	件数	7	4	0	1	4	16
	割合	43.8%	25.0%	0.0%	6.3%	25.0%	100.0%
合計	件数	160	115	37	35	73	420
	割合	38.1%	27.4%	8.8%	8.3%	17.4%	100.0%

人口規模		I 型	II 型	III 型	IV－1 型	IV－2 型	合計
1万人未満	件数	27	20	6	10	21	84
	割合	16.9%	17.4%	16.2%	28.6%	28.8%	20.0%
1万人以上～5万人未満	件数	63	38	15	9	19	144
	割合	39.4%	33.0%	40.5%	25.7%	26.0%	34.3%
5万人以上～10万人未満	件数	28	20	5	7	7	67
	割合	17.5%	17.4%	13.5%	20.0%	9.6%	16.0%
10万人以上～20万人未満	件数	19	21	7	5	11	63
	割合	11.9%	18.3%	18.9%	14.3%	15.1%	15.0%
20万人以上～50万人未満	件数	16	12	4	3	11	46
	割合	10.0%	10.4%	10.8%	8.6%	15.1%	11.0%
50万人以上	件数	7	4	0	1	4	16
	割合	4.4%	3.5%	0.0%	2.9%	5.5%	3.8%
合計	件数	160	115	37	35	73	420
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4. 地域における相談支援体制の整備状況について

(1) 基幹相談支援センターの設置状況

①実施方法×人口規模（基幹相談支援センターを設置している自治体）

		1万人未満	1万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上～50万人未満	50万人以上	合計
単独で実施	件数	13	67	44	59	40	16	239
	割合	15.5%	46.5%	65.7%	93.7%	87.0%	100.0%	56.9%
複数市町村共同で実施	件数	69	76	22	4	6	0	177
	割合	82.1%	52.8%	32.8%	6.3%	13.0%	0.0%	42.1%
単独＋複数市町村共同で実施	件数	2	1	1	0	0	0	4
	割合	2.4%	0.7%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
合計	件数	84	144	67	63	46	16	420
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

		1万人未満	1万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上～50万人未満	50万人以上	合計
単独で実施	件数	13	67	44	59	40	16	239
	割合	5.4%	28.0%	18.4%	24.7%	16.7%	6.7%	100.0%
複数市町村共同で実施	件数	69	76	22	4	6	0	177
	割合	39.0%	42.9%	12.4%	2.3%	3.4%	0.0%	100.0%
単独＋複数市町村共同で実施	件数	2	1	1	0	0	0	4
	割合	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	件数	84	144	67	63	46	16	420
	割合	20.0%	34.3%	16.0%	15.0%	11.0%	3.8%	100.0%

Ⅱ 【基幹相談支援センター対象】地域における相談支援体制整備に関するアンケート調査(単純集計)

回収状況

配布	回収	割合
846	336	39.7%

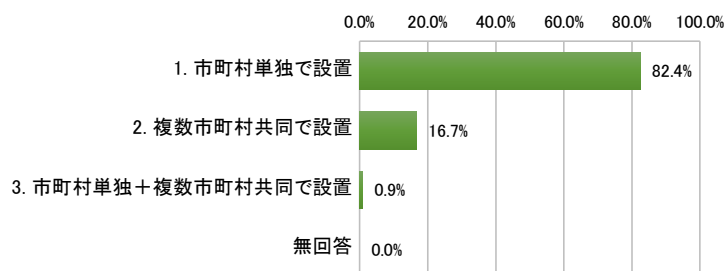
※「846」は2019(R1)年4月時点

1. 基幹相談支援センターの基本情報

(1) 基幹相談支援センターの基礎的項目について(R2年4月1日現在)

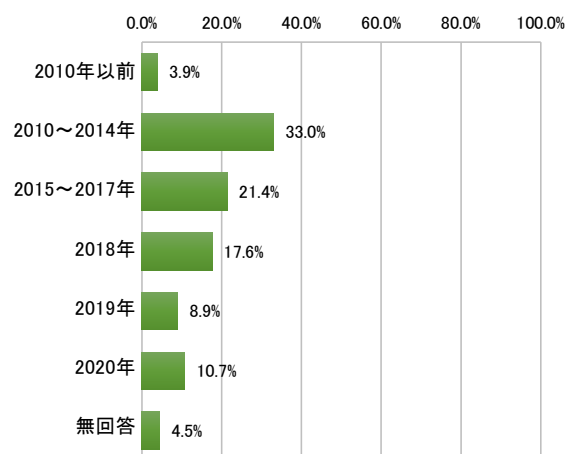
① 設置方法

	件数	割合
1. 市町村単独で設置	277	82.4%
2. 複数市町村共同で設置	56	16.7%
3. 市町村単独＋複数市町村共同で設置	3	0.9%
無回答	0	0.0%
合計	336	100.0%

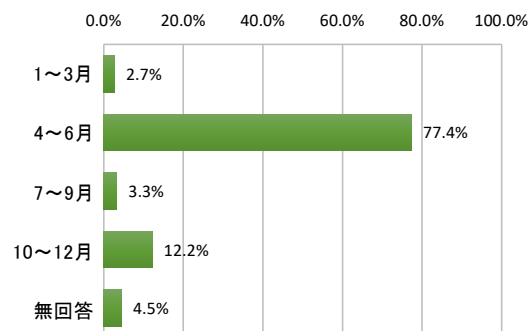


② 設置時期

西暦(年)	件数	割合
2010年以前	13	3.9%
2010～2014年	111	33.0%
2015～2017年	72	21.4%
2018年	59	17.6%
2019年	30	8.9%
2020年	36	10.7%
無回答	15	4.5%
合計	336	100.0%

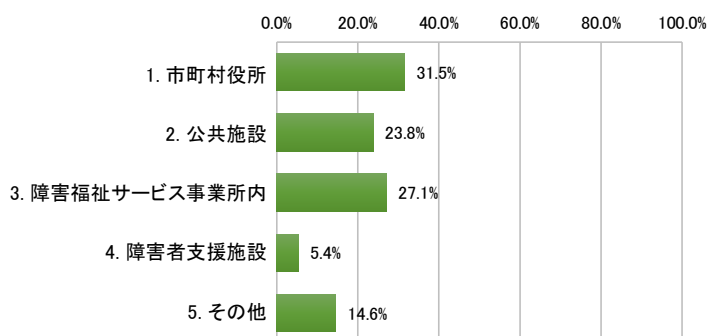


(月)	件数	割合
1～3月	9	2.7%
4～6月	260	77.4%
7～9月	11	3.3%
10～12月	41	12.2%
無回答	15	4.5%
合計	336	100.0%



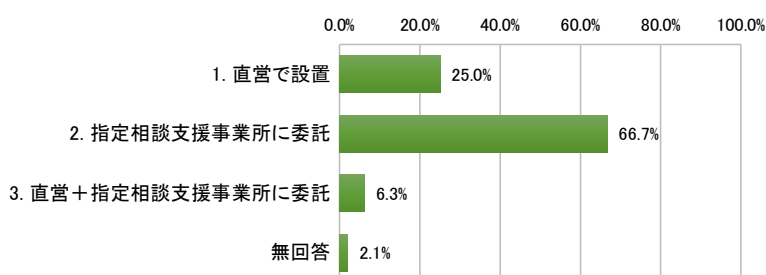
③窓口の設置場所(複数回答)

	件数	割合
1. 市町村役所	106	31.5%
2. 公共施設	80	23.8%
3. 障害福祉サービス事業所内	91	27.1%
4. 障害者支援施設	18	5.4%
5. その他	49	14.6%
全体	336	



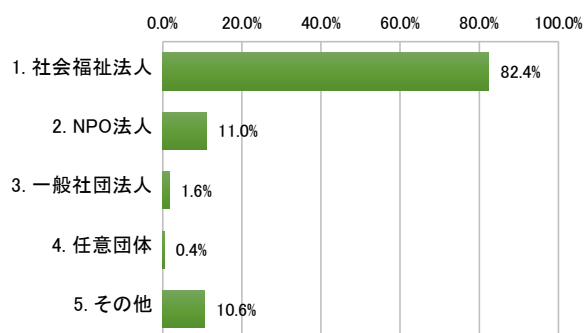
④設置方法

	件数	割合
1. 直営で設置	84	25.0%
2. 指定相談支援事業所に委託	224	66.7%
3. 直営＋指定相談支援事業所に委託	21	6.3%
無回答	7	2.1%
合計	336	100.0%



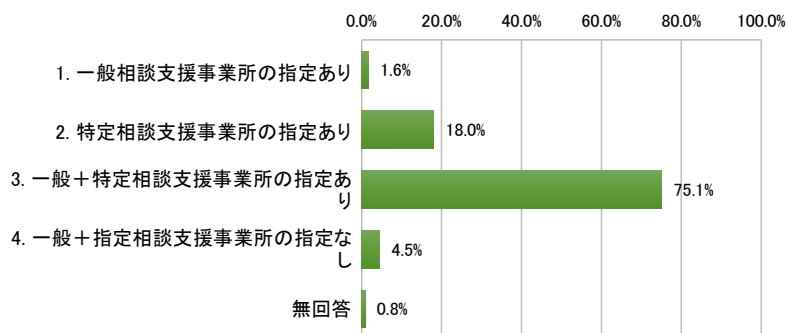
⑤受託法人の種別(複数回答) ※④で2もしくは3を選択した場合

西暦(年)	件数	割合
1. 社会福祉法人	202	82.4%
2. NPO法人	27	11.0%
3. 一般社団法人	4	1.6%
4. 任意団体	1	0.4%
5. その他	26	10.6%
全体	245	



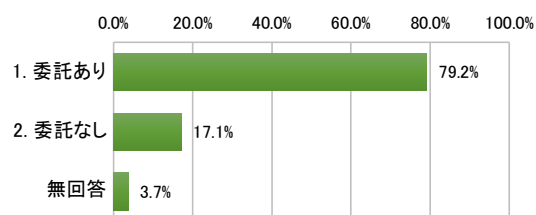
⑥委託先の相談支援に係る指定状況 ※④で2もしくは3を選択した場合

西暦(年)	件数	割合
1. 一般相談支援事業所の指定あり	4	1.6%
2. 特定相談支援事業所の指定あり	44	18.0%
3. 一般＋特定相談支援事業所の指定あり	184	75.1%
4. 一般＋指定相談支援事業所の指定なし	11	4.5%
無回答	2	0.8%
合計	245	100.0%



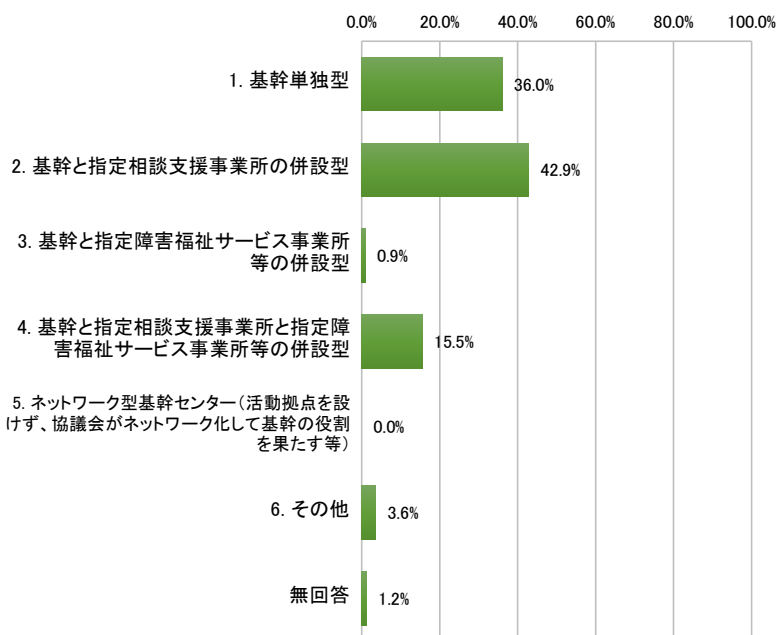
⑦委託先の障害者相談支援事業の委託状況 ※④で2もしくは3を選択した場合

	件数	割合
1. 委託あり	194	79.2%
2. 委託なし	42	17.1%
無回答	9	3.7%
合計	245	100.0%



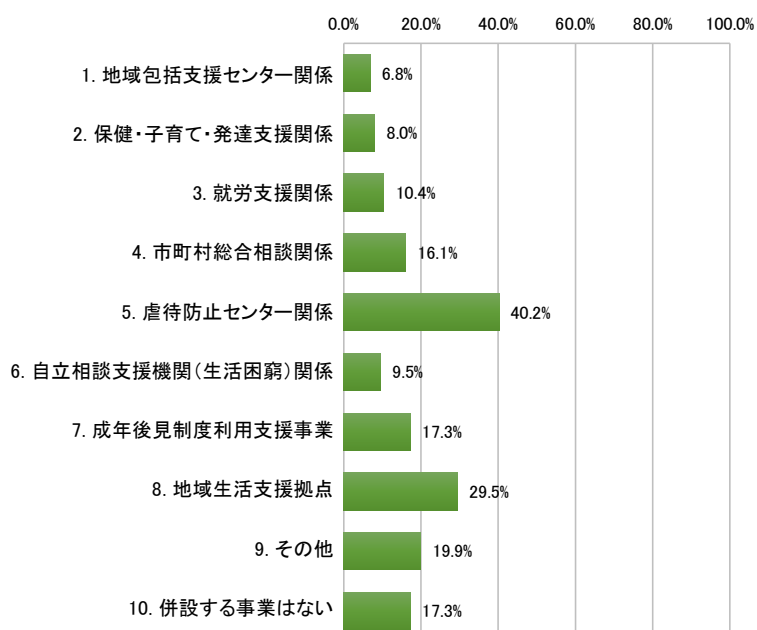
⑧設置形態

	件数	割合
1. 基幹単独型	121	36.0%
2. 基幹と指定相談支援事業所の併設型	144	42.9%
3. 基幹と指定障害福祉サービス事業所等の併設型	3	0.9%
4. 基幹と指定相談支援事業所と指定障害福祉サービス事業所等の併設型	52	15.5%
5. ネットワーク型基幹センター（活動拠点を設けず、協議会がネットワーク化して基幹の役割を果たす等）	0	0.0%
6. その他	12	3.6%
無回答	4	1.2%
合計	336	100.0%



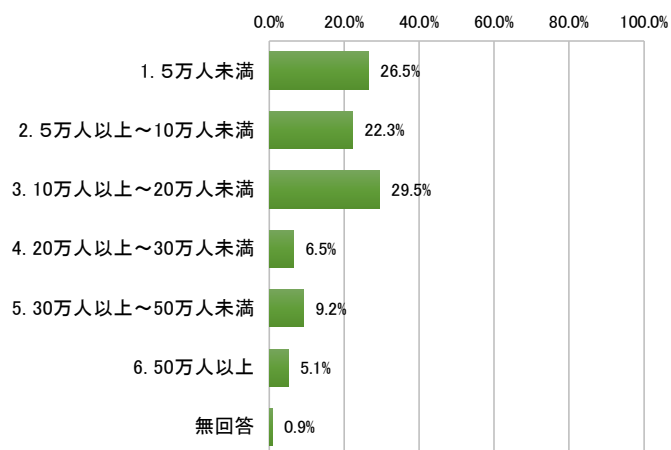
⑨併設する事業（複数回答）

	件数	割合
1. 地域包括支援センター関係	23	6.8%
2. 保健・子育て・発達支援関係	27	8.0%
3. 就労支援関係	35	10.4%
4. 市町村総合相談関係	54	16.1%
5. 虐待防止センター関係	135	40.2%
6. 自立相談支援機関（生活困窮）関係	32	9.5%
7. 成年後見制度利用支援事業	58	17.3%
8. 地域生活支援拠点	99	29.5%
9. その他	67	19.9%
10. 併設する事業はない	58	17.3%
全体	336	



(2) 基幹相談支援センターがカバーするエリアの人口

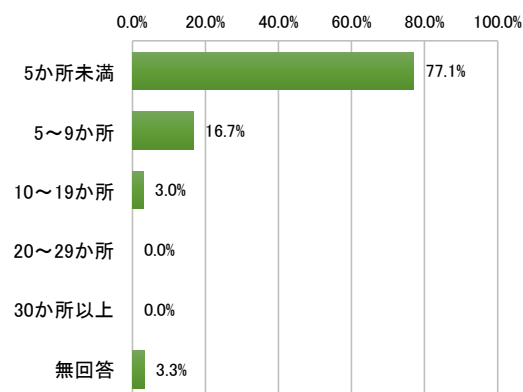
	件数	割合
1. 5万人未満	89	26.5%
2. 5万人以上～10万人未満	75	22.3%
3. 10万人以上～20万人未満	99	29.5%
4. 20万人以上～30万人未満	22	6.5%
5. 30万人以上～50万人未満	31	9.2%
6. 50万人以上	17	5.1%
無回答	3	0.9%
合計	336	100.0%



(3) 基幹相談支援センターがカバーするエリアの相談支援事業所の数(自法人事業所、自事業所も含める)

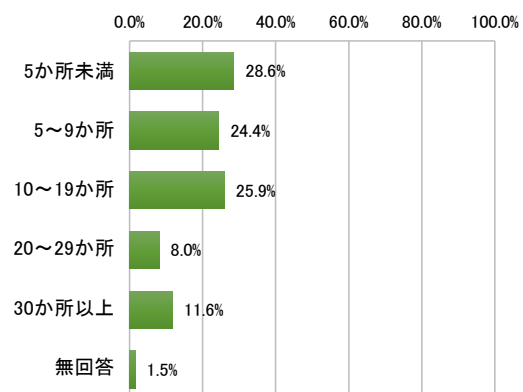
【障害者相談支援事業所(直営)/市町村委託相談支援事業所】

	件数	割合
5か所未満	259	77.1%
5～9か所	56	16.7%
10～19か所	10	3.0%
20～29か所	0	0.0%
30か所以上	0	0.0%
無回答	11	3.3%
合計	336	100.0%



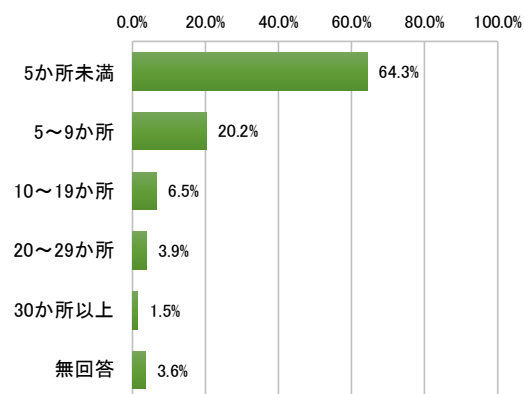
【指定特定相談支援事業所】

	件数	割合
5か所未満	96	28.6%
5～9か所	82	24.4%
10～19か所	87	25.9%
20～29か所	27	8.0%
30か所以上	39	11.6%
無回答	5	1.5%
合計	336	100.0%



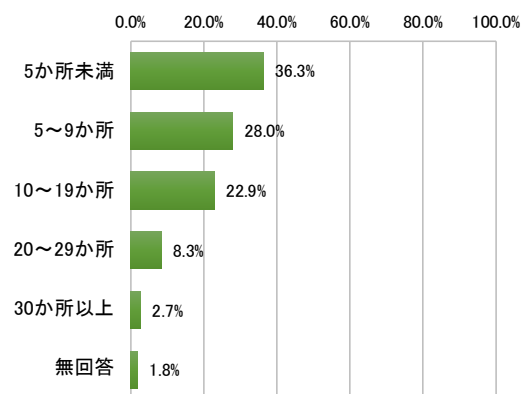
【指定一般相談支援事業所】

	件数	割合
5か所未満	216	64.3%
5～9か所	68	20.2%
10～19か所	22	6.5%
20～29か所	13	3.9%
30か所以上	5	1.5%
無回答	12	3.6%
合計	336	100.0%



【指定障害児相談支援事業所】

	件数	割合
5か所未満	122	36.3%
5～9か所	94	28.0%
10～19か所	77	22.9%
20～29か所	28	8.3%
30か所以上	9	2.7%
無回答	6	1.8%
合計	336	100.0%

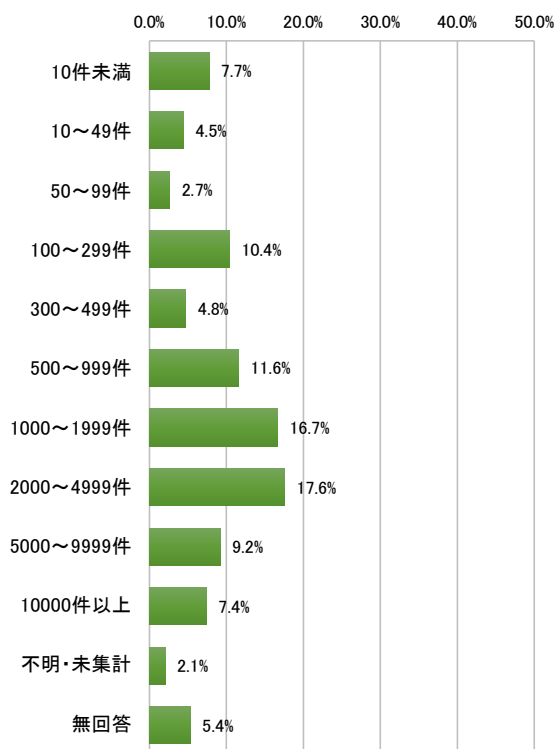


(4)相談の状況

①H31年4月～R2年3月の1年間の相談延べ件数

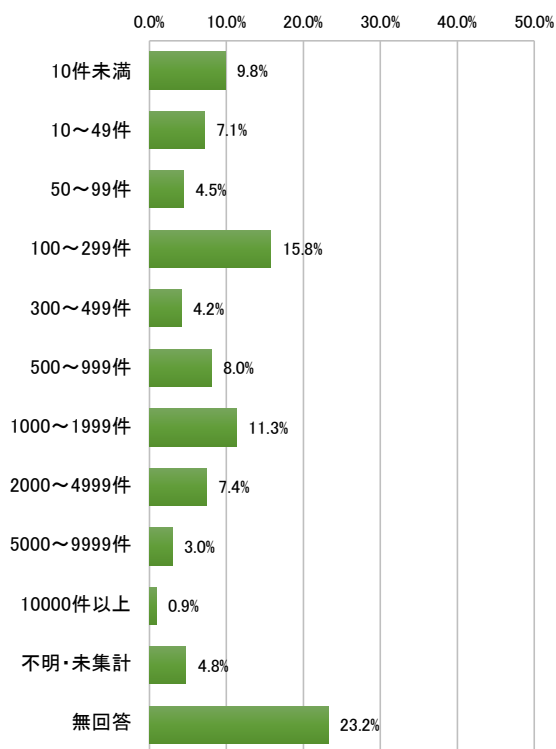
【総合的・専門的な相談支援】

	件数	割合
10件未満	26	7.7%
10～49件	15	4.5%
50～99件	9	2.7%
100～299件	35	10.4%
300～499件	16	4.8%
500～999件	39	11.6%
1000～1999件	56	16.7%
2000～4999件	59	17.6%
5000～9999件	31	9.2%
10000件以上	25	7.4%
不明・未集計	7	2.1%
無回答	18	5.4%
合計	336	100.0%



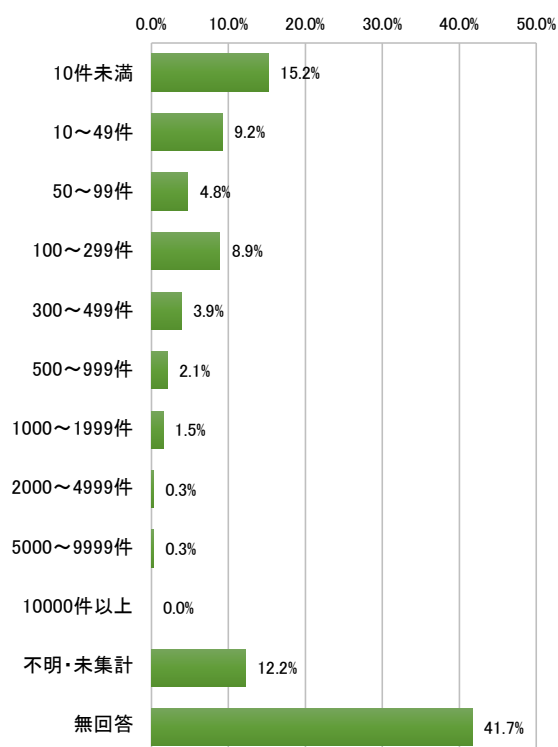
【うち、関係機関からの相談】

	件数	割合
10件未満	33	9.8%
10～49件	24	7.1%
50～99件	15	4.5%
100～299件	53	15.8%
300～499件	14	4.2%
500～999件	27	8.0%
1000～1999件	38	11.3%
2000～4999件	25	7.4%
5000～9999件	10	3.0%
10000件以上	3	0.9%
不明・未集計	16	4.8%
無回答	78	23.2%
合計	336	100.0%



【うち、相談支援専門員からの相談】

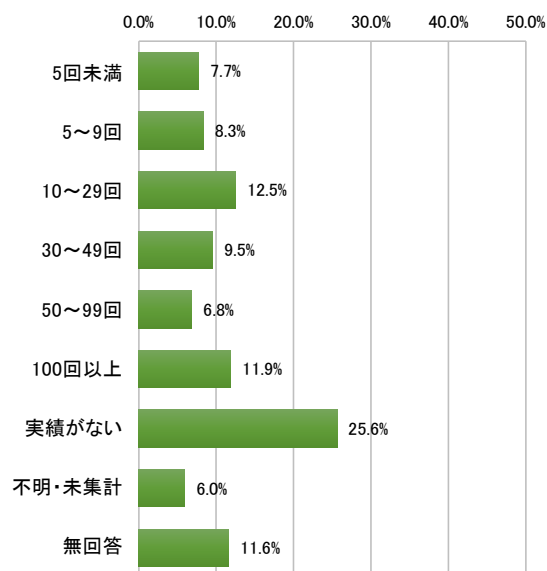
	件数	割合
10件未満	51	15.2%
10～49件	31	9.2%
50～99件	16	4.8%
100～299件	30	8.9%
300～499件	13	3.9%
500～999件	7	2.1%
1000～1999件	5	1.5%
2000～4999件	1	0.3%
5000～9999件	1	0.3%
10000件以上	0	0.0%
不明・未集計	41	12.2%
無回答	140	41.7%
合計	336	100.0%



②H31年4月～R2年3月の1年間の「地域の相談支援体制の強化の取組」実績

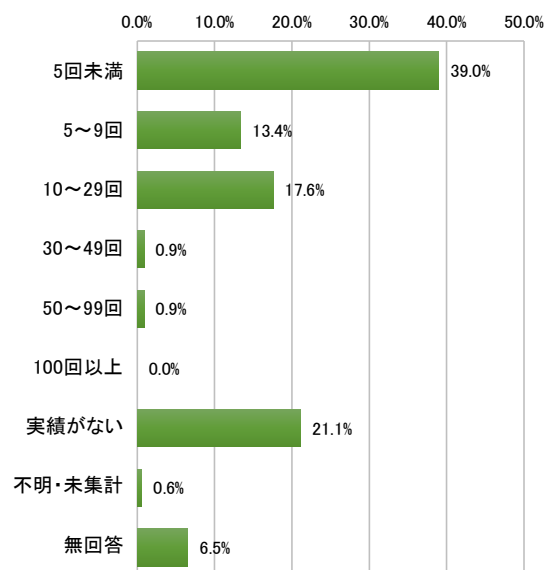
【地域の相談支援事業者への助言・指導（訪問等による助言・指導）】

	件数	割合
5回未満	26	7.7%
5～9回	28	8.3%
10～29回	42	12.5%
30～49回	32	9.5%
50～99回	23	6.8%
100回以上	40	11.9%
実績がない	86	25.6%
不明・未集計	20	6.0%
無回答	39	11.6%
合計	336	100.0%



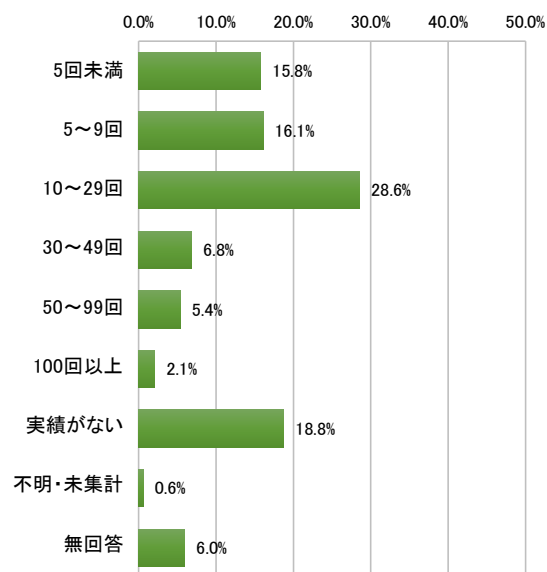
【地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会等の開催)】

	件数	割合
5回未満	131	39.0%
5～9回	45	13.4%
10～29回	59	17.6%
30～49回	3	0.9%
50～99回	3	0.9%
100回以上	0	0.0%
実績がない	71	21.1%
不明・未集計	2	0.6%
無回答	22	6.5%
合計	336	100.0%



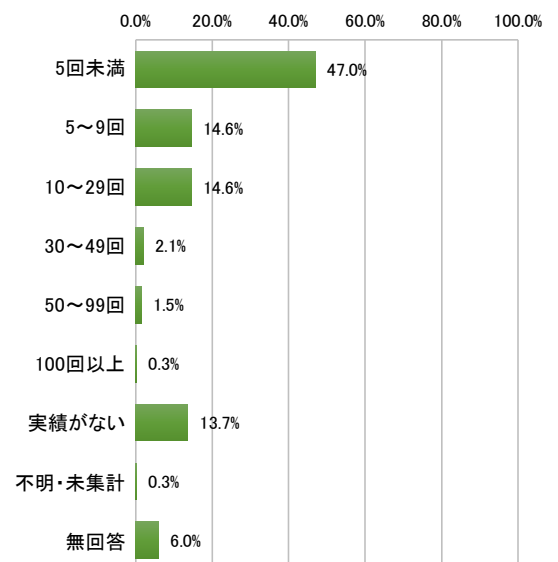
【地域の相談機関との連携強化の取組(連携会議・連絡会等の開催)】

	件数	割合
5回未満	53	15.8%
5～9回	54	16.1%
10～29回	96	28.6%
30～49回	23	6.8%
50～99回	18	5.4%
100回以上	7	2.1%
実績がない	63	18.8%
不明・未集計	2	0.6%
無回答	20	6.0%
合計	336	100.0%



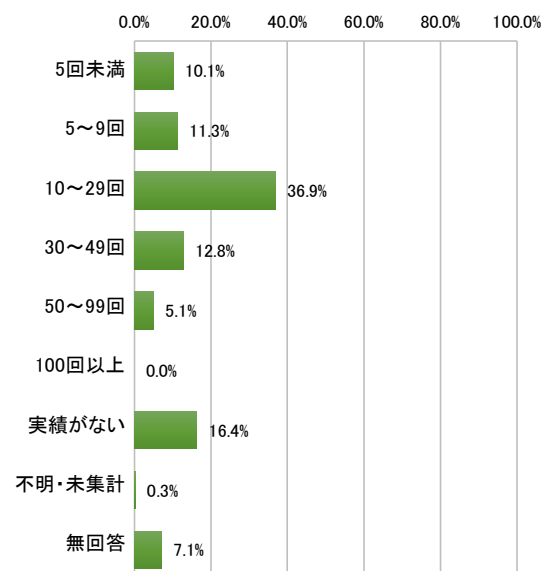
【自立支援協議会の運営（開催回数（専門部会を除く））】

	件数	割合
5回未満	158	47.0%
5～9回	49	14.6%
10～29回	49	14.6%
30～49回	7	2.1%
50～99回	5	1.5%
100回以上	1	0.3%
実績がない	46	13.7%
不明・未集計	1	0.3%
無回答	20	6.0%
合計	336	100.0%



【自立支援協議会の運営（専門部会の開催実績（設置ありの場合））】

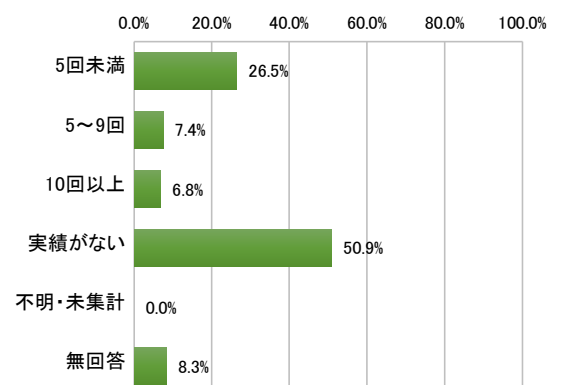
	件数	割合
5回未満	34	10.1%
5～9回	38	11.3%
10～29回	124	36.9%
30～49回	43	12.8%
50～99回	17	5.1%
100回以上	0	0.0%
実績がない	55	16.4%
不明・未集計	1	0.3%
無回答	24	7.1%
合計	336	100.0%



③H31年4月～R2年3月の1年間の「地域移行・地域定着の促進の取組」実績

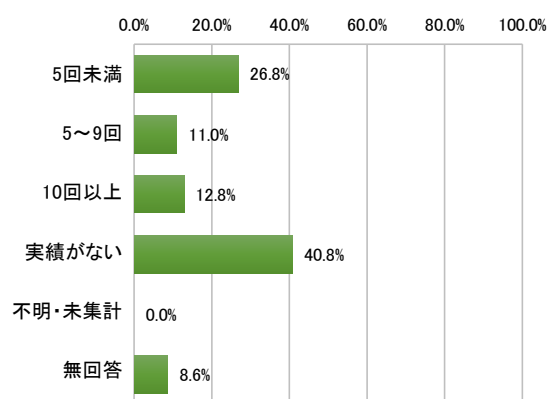
【障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発（訪問（説明）・研修・勉強会等）】

	件数	割合
5回未満	89	26.5%
5～9回	25	7.4%
10回以上	23	6.8%
実績がない	171	50.9%
不明・未集計	0	0.0%
無回答	28	8.3%
合計	336	100.0%



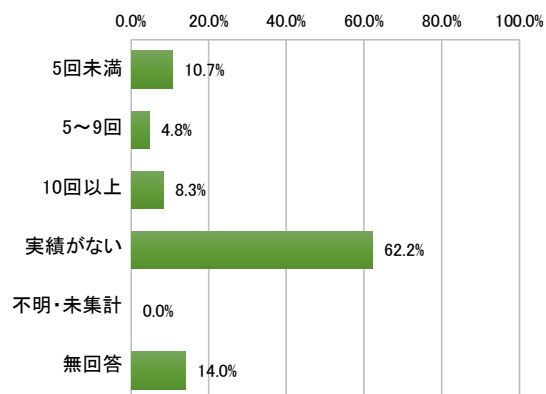
【障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発(関係機関との連携会議等)】

	件数	割合
5回未満	90	26.8%
5～9回	37	11.0%
10回以上	43	12.8%
実績がない	137	40.8%
不明・未集計	0	0.0%
無回答	29	8.6%
合計	336	100.0%



【地域生活を支えるための体制整備(体制整備に係るコーディネート)】

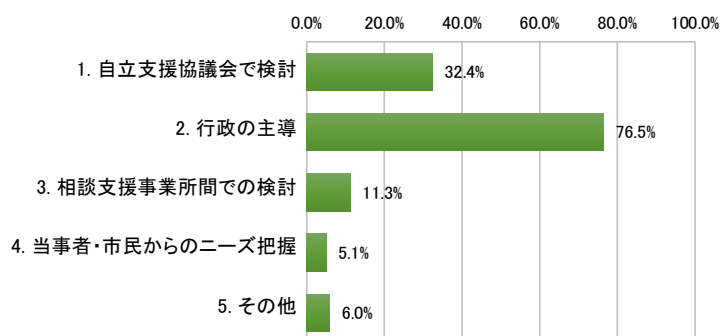
	件数	割合
5回未満	36	10.7%
5～9回	16	4.8%
10回以上	28	8.3%
実績がない	209	62.2%
不明・未集計	0	0.0%
無回答	47	14.0%
合計	336	100.0%



(5)現状の相談支援体制の概要・工夫点

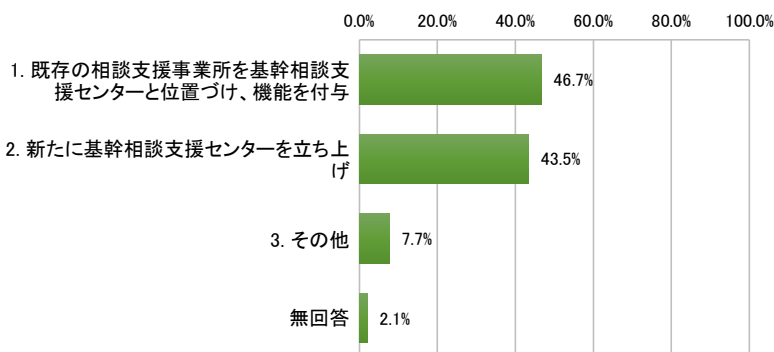
①基幹相談支援センターの設置経緯(複数回答)

	件数	割合
1. 自立支援協議会で検討	109	32.4%
2. 行政の主導	257	76.5%
3. 相談支援事業所間での検討	38	11.3%
4. 当事者・市民からのニーズ把握	17	5.1%
5. その他	20	6.0%
全体	336	



②基幹相談支援センターの設置プロセスとして最も近いもの

	件数	割合
1. 既存の相談支援事業所を基幹相談支援センターと位置づけ、機能を付与	157	46.7%
2. 新たに基幹相談支援センターを立ち上げ	146	43.5%
3. その他	26	7.7%
無回答	7	2.1%
合計	336	100.0%



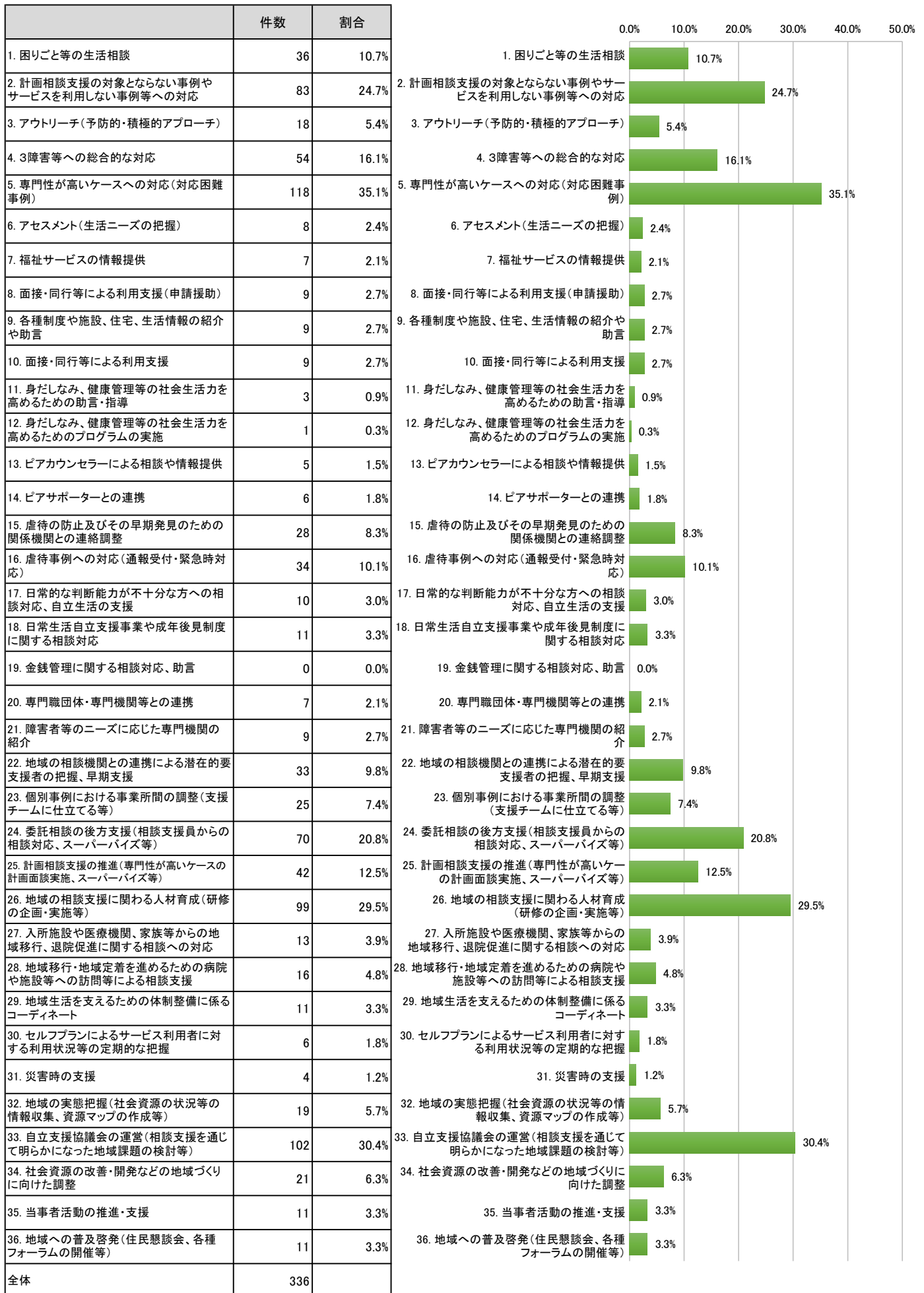
2. 基幹相談支援センターの業務内容及び他の相談支援事業との役割分担

(1)基幹相談支援センターと一般的な相談支援としての障害者相談支援事業(地域生活支援事業の必須事業)等との役割分担(複数回答)

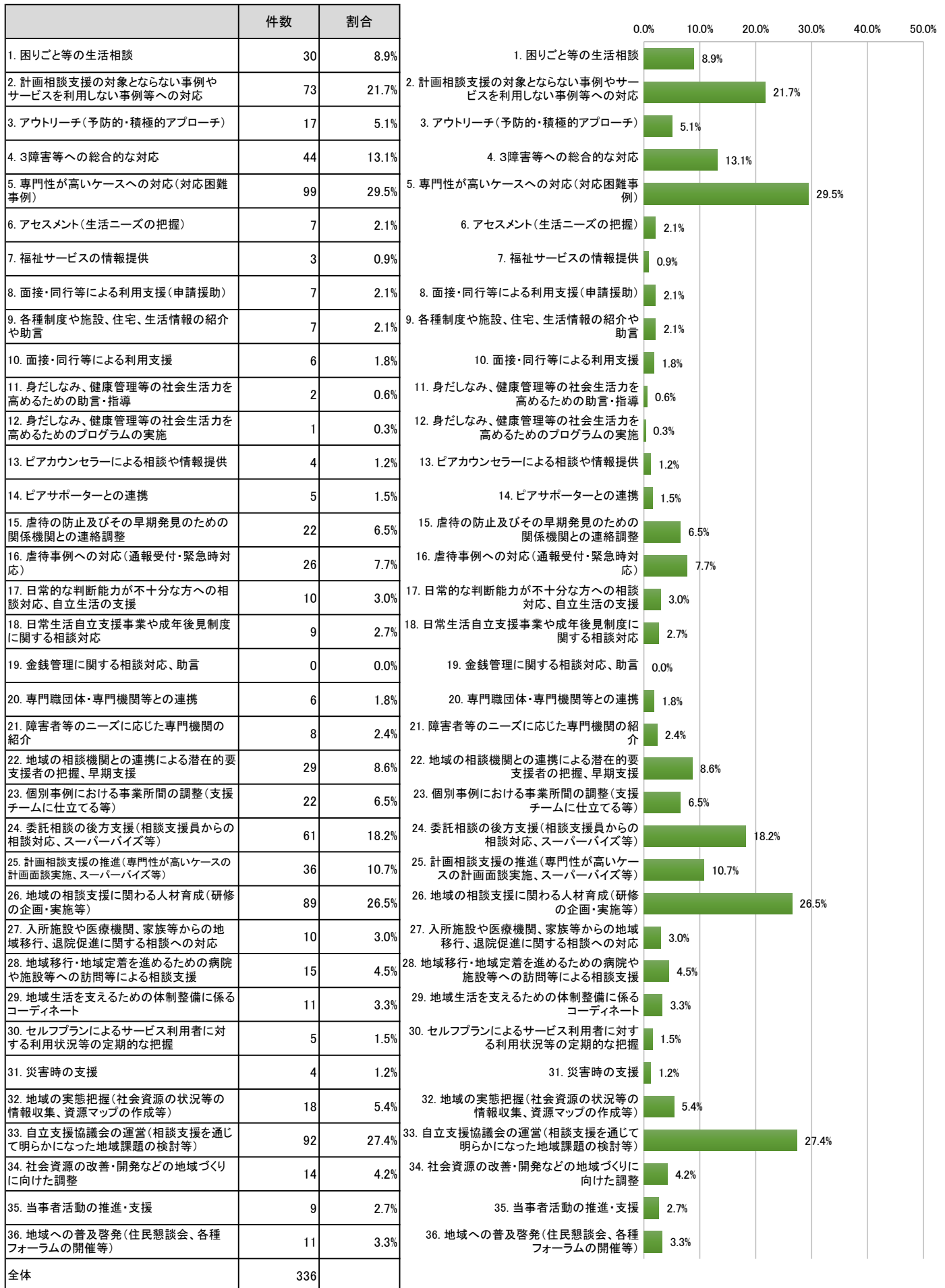
	各項目について対応している機関にすべて○							
	(市 ※) 町 (村)	支 基 タ 援 幹 ー セ 相 ン 談	談 障 支 害 援 者 事 相	相 指 談 定 支 持 援 定	協 立 議 会 支 援	そ の 他	対 応 し て い な い	全 体
●個別相談支援に関すること								
【一般的な相談支援】								
困りごと等の生活相談	191 56.8%	291 86.6%	243 72.3%	220 65.5%	17 5.1%	43 12.8%	0 0.0%	336
計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応	156 46.4%	295 87.8%	234 69.6%	76 22.6%	12 3.6%	36 10.7%	0 0.0%	336
アウトリーチ(予防的・積極的アプローチ)	124 36.9%	215 64.0%	169 50.3%	76 22.6%	21 6.3%	36 10.7%	32 9.5%	336
【総合的・専門的な相談支援】								
3障害等への総合的な対応	162 48.2%	310 92.3%	224 66.7%	181 53.9%	17 5.1%	19 5.7%	0 0.0%	336
専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)	137 40.8%	314 93.5%	209 62.2%	169 50.3%	35 10.4%	18 5.4%	1 0.3%	336
【福祉サービスの利用援助】								
アセスメント(生活ニーズの把握)	134 39.9%	262 78.0%	232 69.0%	287 85.4%	8 2.4%	19 5.7%	0 0.0%	336
福祉サービスの情報提供	200 59.5%	280 83.3%	242 72.0%	288 85.7%	19 5.7%	19 5.7%	0 0.0%	336
面接・同行等による利用支援(申請援助)	95 28.3%	259 77.1%	239 71.1%	284 84.5%	2 0.6%	22 6.5%	0 0.0%	336
【社会資源を活用するための支援】								
各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言	195 58.0%	280 83.3%	235 69.9%	236 70.2%	14 4.2%	34 10.1%	1 0.3%	336
面接・同行等による利用支援	86 25.6%	272 81.0%	231 68.8%	244 72.6%	1 0.3%	24 7.1%	5 1.5%	336
【社会生活力を高めるための支援】								
身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導	67 19.9%	209 62.2%	208 61.9%	203 60.4%	3 0.9%	65 19.3%	17 5.1%	336
身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施	29 8.6%	99 29.5%	103 30.7%	84 25.0%	6 1.8%	78 23.2%	93 27.7%	336
【ピアカウンセリング】								
ピアカウンセラーによる相談や情報提供	36 10.7%	95 28.3%	98 29.2%	36 10.7%	10 3.0%	57 17.0%	113 33.6%	336
ピアサポーターとの連携	63 18.8%	96 28.6%	107 31.8%	44 13.1%	22 6.5%	56 16.7%	96 28.6%	336

【権利擁護のための必要な援助】								
虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整	249 74.1%	258 76.8%	166 49.4%	140 41.7%	29 8.6%	35 10.4%	1 0.3%	336
虐待事例への対応（通報受付・緊急時対応）	258 76.8%	268 79.8%	130 38.7%	100 29.8%	10 3.0%	33 9.8%	0 0.0%	336
日常的な判断能力が不十分な方への相談対応、自立生活の支援	146 43.5%	266 79.2%	217 64.6%	180 53.6%	6 1.8%	66 19.6%	2 0.6%	336
日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談対応	191 56.8%	261 77.7%	187 55.7%	142 42.3%	8 2.4%	128 38.1%	2 0.6%	336
金銭管理に関する相談対応、助言	115 34.2%	247 73.5%	207 61.6%	184 54.8%	7 2.1%	146 43.5%	2 0.6%	336
専門職団体・専門機関等との連携	153 45.5%	288 85.7%	189 56.3%	156 46.4%	58 17.3%	60 17.9%	1 0.3%	336
【専門機関の紹介】								
障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介	163 48.5%	298 88.7%	232 69.0%	205 61.0%	12 3.6%	38 11.3%	0 0.0%	336
【関係機関との連携】								
地域の相談機関との連携による潜在的要支援者の把握、早期支援	139 41.4%	272 81.0%	176 52.4%	106 31.5%	40 11.9%	38 11.3%	17 5.1%	336
個別事例における事業所間の調整（支援チームに仕立てる等）	140 41.7%	285 84.8%	191 56.8%	174 51.8%	20 6.0%	27 8.0%	12 3.6%	336
【地域の相談支援体制の強化と取り組み】								
委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等）	114 33.9%	258 76.8%	70 20.8%	35 10.4%	17 5.1%	12 3.6%	16 4.8%	336
計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）	67 19.9%	275 81.8%	110 32.7%	83 24.7%	27 8.0%	19 5.7%	17 5.1%	336
地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）	109 32.4%	272 81.0%	94 28.0%	36 10.7%	93 27.7%	23 6.8%	17 5.1%	336
【地域移行・地域定着の促進の取り組み】								
入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応	139 41.4%	274 81.5%	183 54.5%	160 47.6%	23 6.8%	42 12.5%	6 1.8%	336
地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援	106 31.5%	248 73.8%	156 46.4%	109 32.4%	23 6.8%	37 11.0%	25 7.4%	336
地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	98 29.2%	244 72.6%	110 32.7%	91 27.1%	47 14.0%	40 11.9%	32 9.5%	336
【その他】								
セルフプランによるサービス利用者に対する利用状況等の定期的な把握	162 48.2%	90 26.8%	72 21.4%	21 6.3%	6 1.8%	10 3.0%	89 26.5%	336
災害時の支援	244 72.6%	169 50.3%	118 35.1%	115 34.2%	65 19.3%	43 12.8%	23 6.8%	336
●地域支援・地域づくりに関すること								
地域の実態把握（社会資源の状況等の情報収集、資源マップの作成等）	165 49.1%	243 72.3%	107 31.8%	47 14.0%	164 48.8%	23 6.8%	14 4.2%	336
自立支援協議会の運営（相談支援を通じて明らかになった地域課題の検討等）	227 67.6%	261 77.7%	103 30.7%	42 12.5%	121 36.0%	13 3.9%	3 0.9%	336
社会資源の改善・開発などの地域づくりに向けた調整	183 54.5%	231 68.8%	79 23.5%	35 10.4%	170 50.6%	14 4.2%	29 8.6%	336
当事者活動の推進・支援	160 47.6%	152 45.2%	98 29.2%	34 10.1%	67 19.9%	52 15.5%	40 11.9%	336
地域への普及啓発（住民懇談会、各種フォーラムの開催等）	186 55.4%	177 52.7%	80 23.8%	25 7.4%	106 31.5%	38 11.3%	39 11.6%	336

(2) 基幹相談支援センターにおいて特に力を入れていること、特徴的な取組(複数回答)

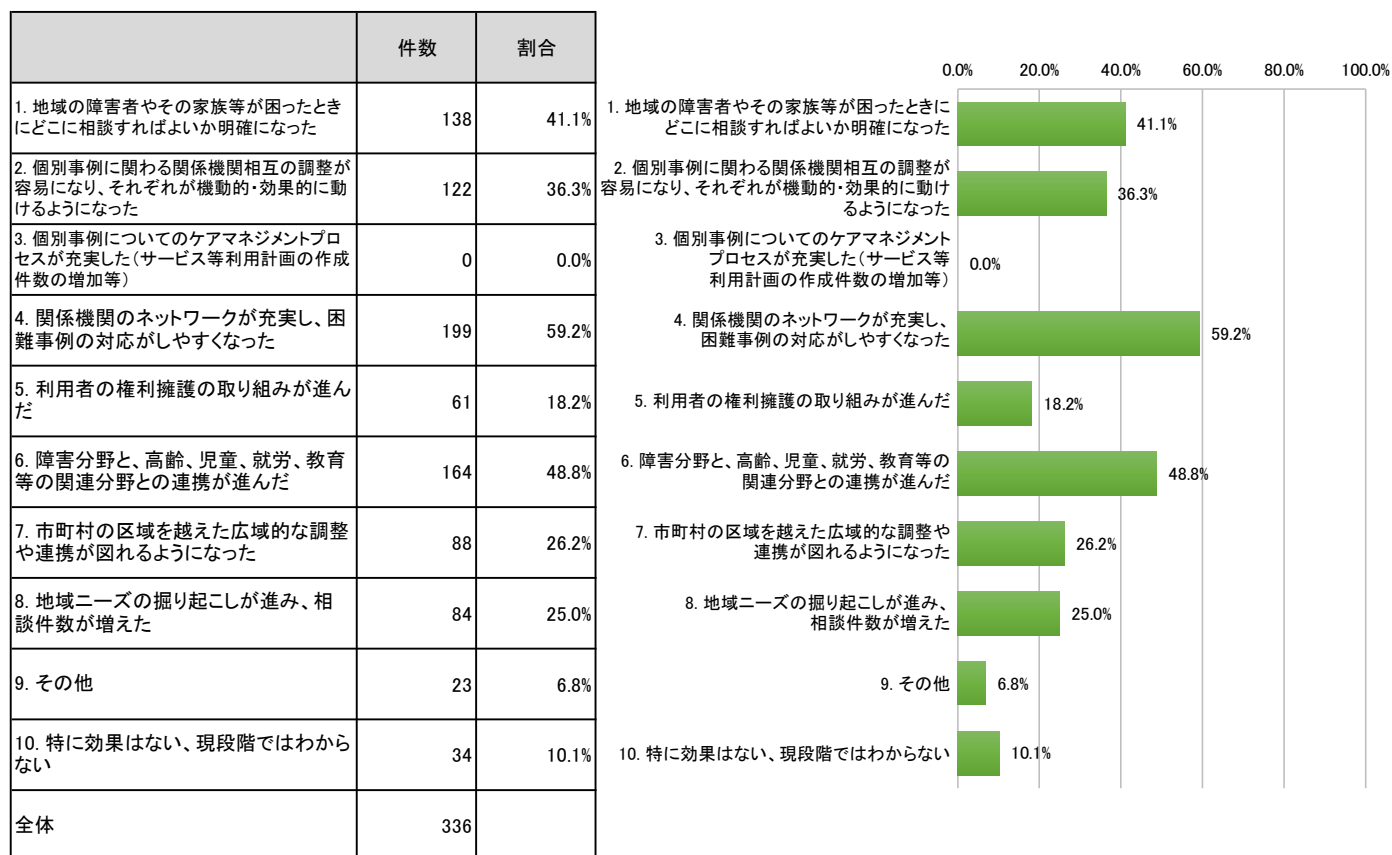


【3つまで選択 ※1つ目～3つ目の合算】

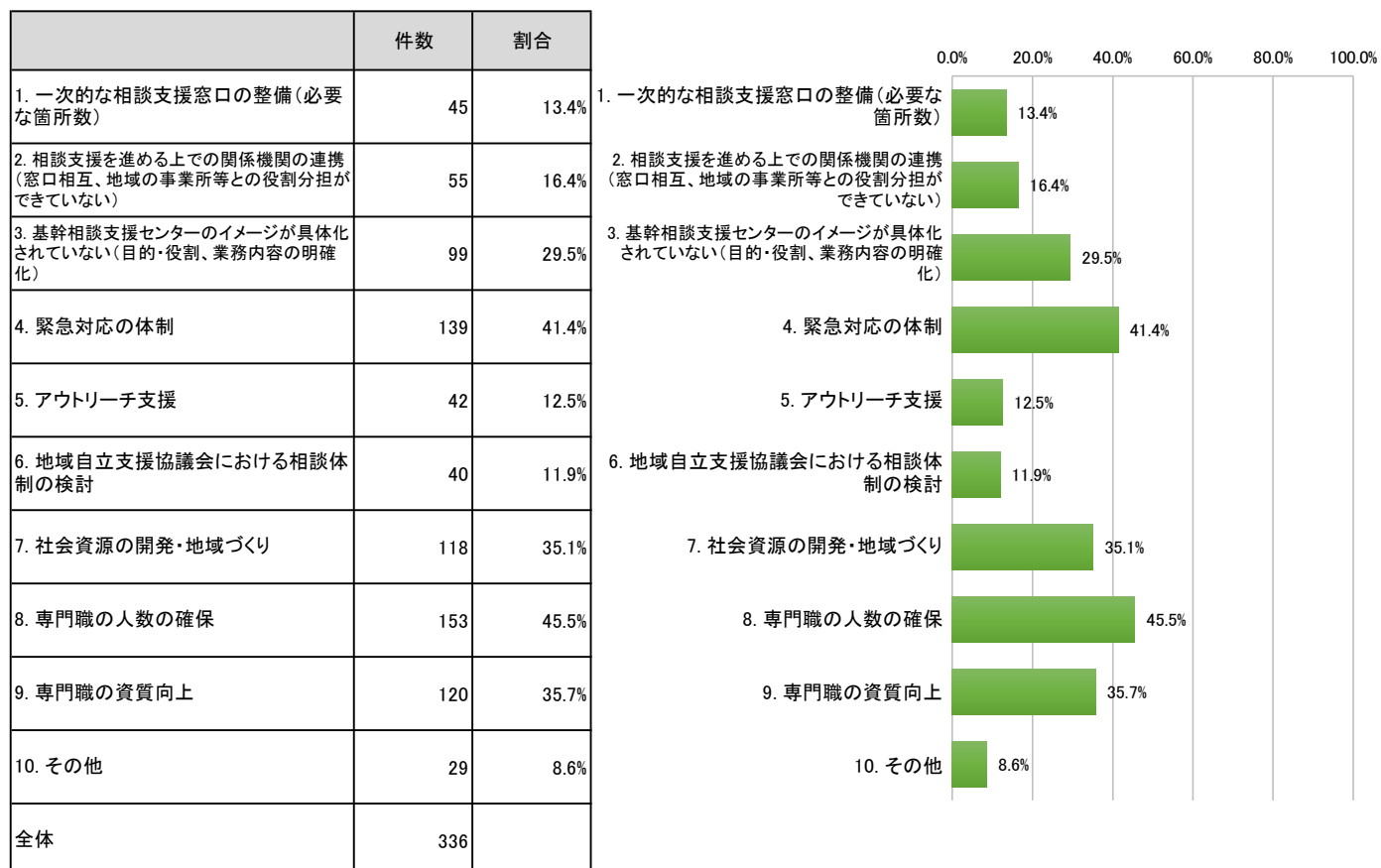


3. 基幹相談支援センターの現状と課題

(1) 基幹相談支援センターの設置による成果(複数回答)

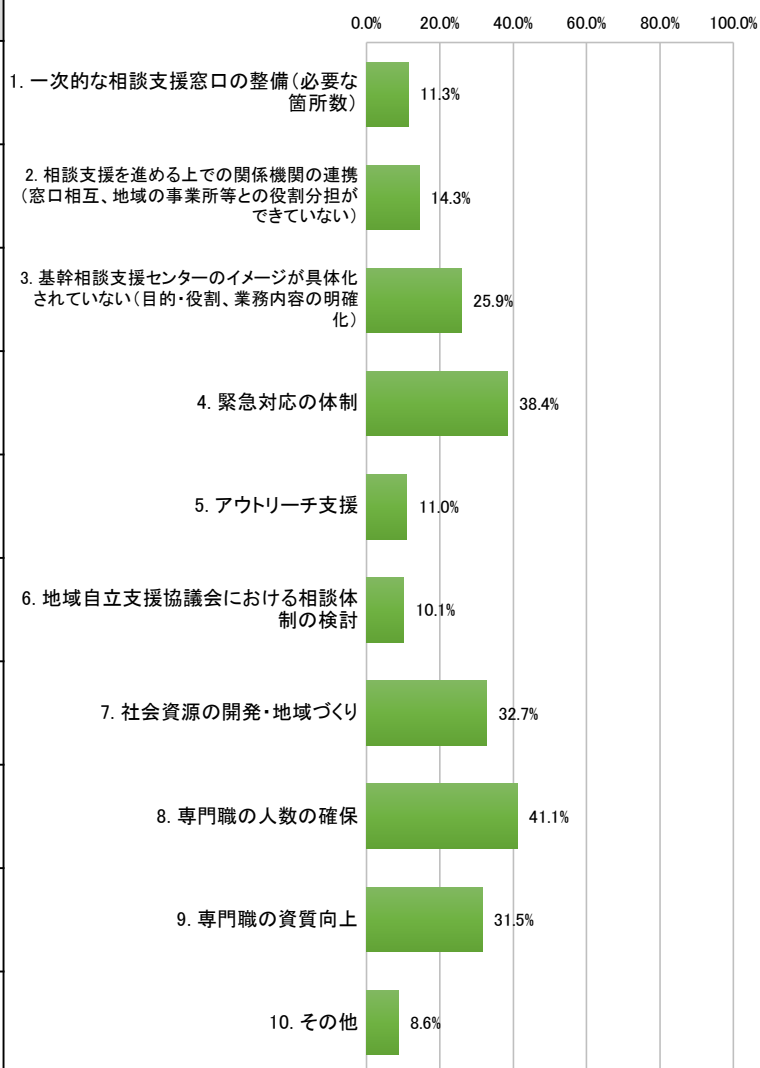


(3) 現状の相談支援体制整備において、課題となっていること(複数回答)



【3つまで選択 ※1つ目～3つ目の合算】

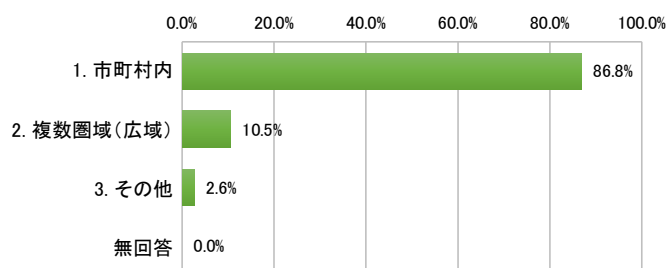
	件数	割合
1. 一次的な相談支援窓口の整備（必要な箇所数）	38	11.3%
2. 相談支援を進める上での関係機関の連携（窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない）	48	14.3%
3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化）	87	25.9%
4. 緊急対応の体制	129	38.4%
5. アウトリーチ支援	37	11.0%
6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討	34	10.1%
7. 社会資源の開発・地域づくり	110	32.7%
8. 専門職の人数の確保	138	41.1%
9. 専門職の資質向上	106	31.5%
10. その他	29	8.6%
全体	336	



【整備すべき単位】

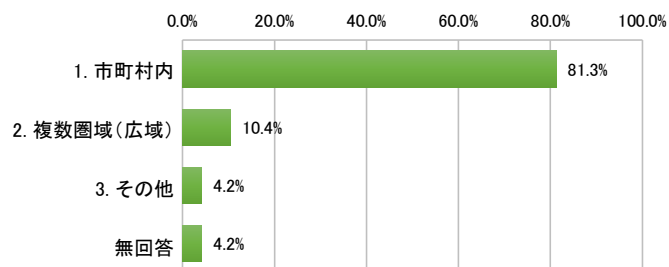
1. 一次的な相談支援窓口の整備（必要な箇所数）

	件数	割合
1. 市町村内	33	86.8%
2. 複数圏域（広域）	4	10.5%
3. その他	1	2.6%
無回答	0	0.0%
合計	38	100.0%



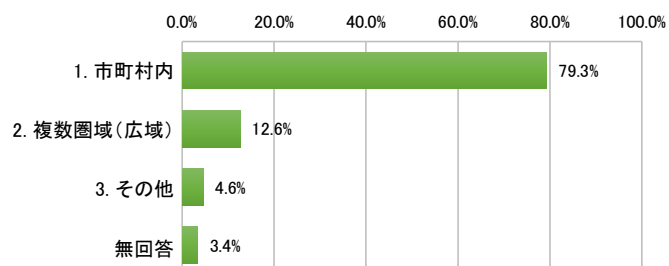
2. 相談支援を進める上での関係機関の連携（窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない）

	件数	割合
1. 市町村内	39	81.3%
2. 複数圏域（広域）	5	10.4%
3. その他	2	4.2%
無回答	2	4.2%
合計	48	100.0%



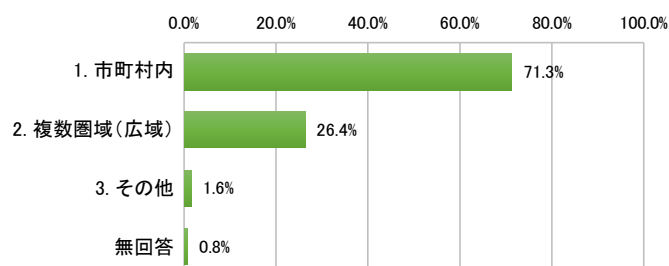
3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化）

	件数	割合
1. 市町村内	69	79.3%
2. 複数圏域（広域）	11	12.6%
3. その他	4	4.6%
無回答	3	3.4%
合計	87	100.0%



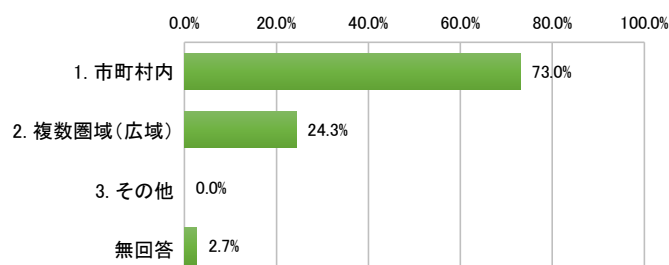
4. 緊急対応の体制

	件数	割合
1. 市町村内	92	71.3%
2. 複数圏域（広域）	34	26.4%
3. その他	2	1.6%
無回答	1	0.8%
合計	129	100.0%



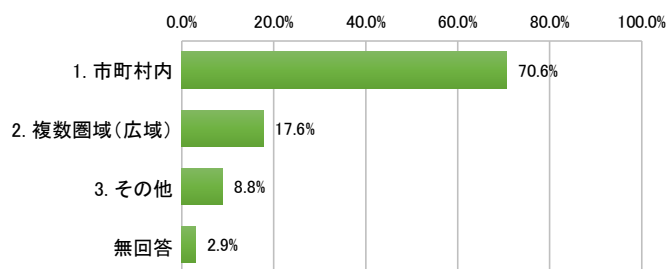
5. アウトリーチ支援

	件数	割合
1. 市町村内	27	73.0%
2. 複数圏域（広域）	9	24.3%
3. その他	0	0.0%
無回答	1	2.7%
合計	37	100.0%



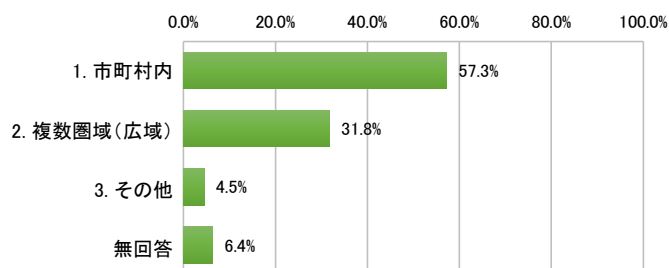
6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討

	件数	割合
1. 市町村内	24	70.6%
2. 複数圏域(広域)	6	17.6%
3. その他	3	8.8%
無回答	1	2.9%
合計	34	100.0%



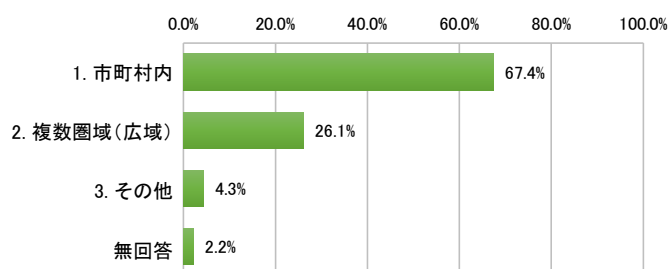
7. 社会資源の開発・地域づくり

	件数	割合
1. 市町村内	63	57.3%
2. 複数圏域(広域)	35	31.8%
3. その他	5	4.5%
無回答	7	6.4%
合計	110	100.0%



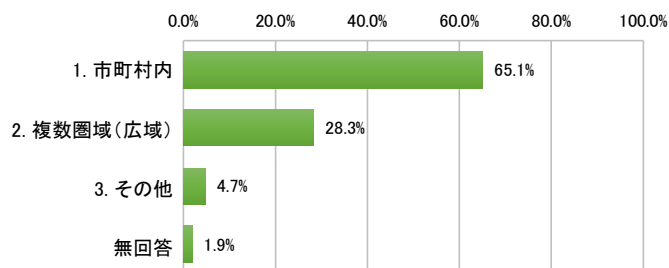
8. 専門職の人数の確保

	件数	割合
1. 市町村内	93	67.4%
2. 複数圏域(広域)	36	26.1%
3. その他	6	4.3%
無回答	3	2.2%
合計	138	100.0%



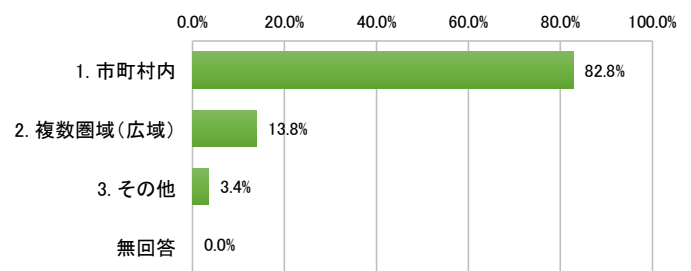
9. 専門職の資質向上

	件数	割合
1. 市町村内	69	65.1%
2. 複数圏域(広域)	30	28.3%
3. その他	5	4.7%
無回答	2	1.9%
合計	106	100.0%



10. その他

	件数	割合
1. 市町村内	24	82.8%
2. 複数圏域(広域)	4	13.8%
3. その他	1	3.4%
無回答	0	0.0%
合計	29	100.0%



3. 各相談支援事業に従事する職員の業務実態調査 調査票・業務コード

シート1 事業所調査票

※貴事業所、ご担当のご連絡先等をお答えください。(1事業所1部)

都道府県		自治体	
事業所名		氏 名	
電話番号		E-mail	

1. 貴事業所の基本情報について(令和3年2月1日現在)

①開設年月日	平成 年 月 日
②実施主体	☐ 1.直営 ☐ 4.NPO法人 ☐ 2.社会福祉協議会 ☐ 5.株式会社等 ☐ 3.社会福祉法人(社会福祉協議会以外) ☐ 6.その他()
③指定の種類	☐ 1.特定相談支援事業 ☐ 2.一般相談支援事業 地域移行支援 ☐ 3.一般相談支援事業 地域定着支援 ☐ 4.障害児相談支援事業
④委託を受けている事業	☐ 1.市町村委託相談支援事業 ☐ 5.ピアカウンセリング ☐ 2.基幹相談支援センター ☐ 6.成年後見制度利用支援事業 ☐ 3.(自立支援)協議会の運営 ☐ 7.その他() ☐ 4.障害程度区分認定調査
③開所曜日・時間	【例】 ■ 1. [8] : [30] ~ [17] : [00] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み 月 ☐ 1. [] : [] ~ [] : [] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み 火 ☐ 1. [] : [] ~ [] : [] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み 水 ☐ 1. [] : [] ~ [] : [] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み 木 ☐ 1. [] : [] ~ [] : [] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み 金 ☐ 1. [] : [] ~ [] : [] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み 土 ☐ 1. [] : [] ~ [] : [] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み 日 ☐ 1. [] : [] ~ [] : [] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み 祝日 ☐ 1. [] : [] ~ [] : [] 開所 ☐ 2.24時間対応 ☐ 3.休み

2. 相談支援件数及び職員体制について

①継続的に相談支援を行っているケース数	(令和 3 年 2 月 1 日 現在) 件										
②職員体制(令和3年2月1日現在) ※委託・基幹・計画の各相談支援業務に従事する職員のみ記入											
職員番号及び職員名	管理 者 に ○	勤務形態(※)			専従兼務 1 2	1週間の相談支援事業 所での所定労働時間	障害分野の相 談員としての 経験年数(現 在の事業所以 外の経験も含 む)	担当ケー ス数(複数 人で担当 している場 合は、主 担当となっ ているケー ス数を記入)	保有資格 (下から選んで 数字を記入)		
		1 正 規	2 非 正 規 ・ 常 勤	3 非 正 規 ・ 非 常 勤							
職員ID											
1 職員A		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
2 職員B		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
3 職員C		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
4 職員D		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
5 職員E		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
6		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
7		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
8		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
9		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		
10		☐	☐	☐	☐	時間/週	年	ヶ月	件		

※「非正規職員」とは、雇用期間に定めのある有期雇用の職員を指し、うち「常勤」には正規職員と同等の勤務日数および勤務時間で勤務している職員を、「非常勤」には正規職員よりも少ない勤務日数や短い時間で勤務している職員をそれぞれご記入ください。

【保有資格】保有資格の欄に、以下の数字を選んで記入してください。

1. 社会福祉士	2. 精神保健福祉士	3. 保健師	4. 臨床心理士
5. 看護師・准看護師	6. 社会福祉主事	7. 介護支援専門員	8. 障害者相談支援専門員
9. 介護福祉士	10. その他		

シート2 相談支援専門員調査票

※タイムスタディ調査を実施する相談支援専門員の方が、1人1部記入してください。

事業所名	
職員ID	

←シート1「事業所調査票」職員体制に記入した
職員ID欄から数字を転記してください。

①担当する 相談支援事業	☐ 1.市町村委託相談支援事業 ☐ 2.基幹相談支援センター ☐ 3.指定特定相談支援事業				
②業務比率 (※合計を100%として大 まかな比率を記入)	委託	基幹	計画	その他の業務	合計
	%	%	%	%	100 %
③1週間の大きな スケジュール ※調査期間中の1週間の主 な会議、事例検討会、研修 等の予定をご記入ください。 (※事業所や職員として休 みの場合は「休み」)		午前		午後	
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
④コロナ禍により新た に発生した業務					

シート3 タイムスタディ調査票

事業所名	
職員ID	

←シート1「事業所調査票」職員体制に記入した
職員ID欄から数字を転記してください。

勤務日	2021 年		月		日
勤務時間	0:00	~	0:00		0分

(注1)

この『勤務時間』には、その日業務を開始した時間及び終了した時間を記入します。(所

※「業務コード」欄に、該当する業務のコードを記入します。「時間」欄に、当該業務を行うのにかった時間を分単位で記入します。

時間	業務コードとその業務にかかった時間										合計時間
8:00前	業務コード										
	時間										0
8:00	業務コード										
	時間										0
9:00	業務コード										
	時間										0
10:00	業務コード										
	時間										0
11:00	業務コード										
	時間										0
12:00	業務コード										
	時間										0
13:00	業務コード										
	時間										0
14:00	業務コード										
	時間										0
15:00	業務コード										
	時間										0
16:00	業務コード										
	時間										0
17:00	業務コード										
	時間										0
18:00	業務コード										
	時間										0
19:00	業務コード										
	時間										0
20:00	業務コード										
	時間										0
20:00以降	業務コード										
	時間										0
合計時間											0

※勤務時間と合計時間の差(勤務時間－合計時間)

※±30分以内

0分

シート3 タイムスタディ調査票

事業所名	
職員ID	

←シート1「事業所調査票」職員体制に記入した
職員ID欄から数字を転記してください。

勤務日	2021 年		月		日
勤務時間	0:00	~	0:00		0分

(注1)

この『勤務時間』には、その日業務を開始した時間及び終了した時間を記入します。(所

※「業務コード」欄に、該当する業務のコードを記入します。「時間」欄に、当該業務を行うのにかった時間を分単位で記入します。

時間	業務コードとその業務にかかった時間										合計時間
8:00前	業務コード										
	時間										0
8:00	業務コード										
	時間										0
9:00	業務コード										
	時間										0
10:00	業務コード										
	時間										0
11:00	業務コード										
	時間										0
12:00	業務コード										
	時間										0
13:00	業務コード										
	時間										0
14:00	業務コード										
	時間										0
15:00	業務コード										
	時間										0
16:00	業務コード										
	時間										0
17:00	業務コード										
	時間										0
18:00	業務コード										
	時間										0
19:00	業務コード										
	時間										0
20:00	業務コード										
	時間										0
20:00以降	業務コード										
	時間										0
										合計時間	0
※勤務時間と合計時間の差(勤務時間－合計時間)										※±30分以内	0分

シート4 本調査に関するアンケート

※ シート1～3をご記入いただいた後にお答えください。

シート4は、本タイムスタディ調査にご協力いただいた相談支援専門員の方が、1人1部記入してください。

事業所名	
職員ID	

←シート1「事業所調査票」職員体制に記入した
職員ID欄から数字を転記してください。

①シート3 タイムスタディ票に記録をするにあたり、書きにくかった点・記入に迷った点があれば教えてください。	
②業務コードの設定について、項目の追加・削除について、ご意見があれば教えてください。	
③シート1・シート2に記入するにあたり、書きにくかった点・記入に迷った点があれば教えてください。	
④その他、本調査全体を通して、改善点や要望等がありましたら教えてください。	

業務コード一覧

			業務コード
1. 障害者相談支援事業・特定相談支援（計画）・基幹相談支援センターの業務			
1-1. 個別相談支援に関する業務			
来所（面談）	相談者（本人・家族）との面談	来所による相談者（本人・家族等）との面談等に係る時間。面談に係る準備作業も含む。また、各種制度・サービス等の説明や情報提供、プランについて本人に説明し、同意を得るための時間等も含める。	1
	その他の面談（関係機関等）	個別の相談者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等が来所し、支援の調整や、相談者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等に対応した時間。面談に係る準備作業も含む。	2
電話	相談者（本人・家族）との電話	相談者（本人・家族等）の電話対応、行動支援、フォローアップ等のための電話連絡・相談に係る時間。電話をかけた場合、電話がかかってきた場合のいずれも含む。	3
	その他の電話（関係機関等）	個別の相談者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、相談者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等に電話対応した時間。	4
メール・FAX・手紙等	相談者（本人・家族）との連絡	相談者（本人・家族等）へのメール・FAX・手紙等による相談対応、行動支援、フォローアップ等のための連絡・相談に係る時間。	5
	その他の連絡（関係機関等）	メール・FAX・手紙等により個別の相談者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、相談者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等に対応した時間。	6
訪問	利用者（本人・家族）宅への訪問	相談者（本人・家族）のアセスメント・モニタリング（面談、生活場面での行動観察等）や、行動支援、フォローアップ等のために、自宅・居所や勤務先、学校等への訪問活動に係る時間。	7
	利用者（本人・家族）の同行支援	医療機関への受診、行政機関での諸手続等のため相談者に同行した時間。また、アセスメントの結果、他の相談支援機関等へのつながりが適切と判断された場合に、必要に応じて、他機関への訪問（同行支援）、フォロー等を行った時間を含める。	8
	その他の訪問（関係機関等）	個別の相談者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、相談者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等のために関係機関等に訪問した時間。（各種書類の自治体提出代行、認定調査結果・主治医意見書入手のための自治体訪問等を含む。）	9
記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	各種申請書の作成（代行等）や、インテーク時のアセスメントシート等の作成・記録に係る時間。記入のために調べものをした時間も含める。	10
	サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	プランの作成・記入・入力等を行った時間。プラン作成のために調べものをした時間も含める。 ※障害児の場合、障害児支援利用計画案	11
	サービス等利用計画の作成・記録・入力	プランの作成・記入・入力等を行った時間。プラン作成のために調べものをした時間も含める。モニタリング・評価に基づくプラン修正作業も含む。※障害児の場合、障害児支援利用計画	12
	支援記録等の記入	事業所内（外）における相談者の支援記録や、記録作成のため調べものをした時間。	13
	モニタリング報告書の作成・記入・入力	モニタリングを行った際の報告書の作成・記録に係る時間。記入のために調べものをした時間も含める。	14
サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	「サービス担当者会議」開催の準備を行った時間。関係機関等との調整、資料作成・コピー、会議記録の作成等も含める。	15
	サービス担当者会議の開催	「サービス担当者会議」を行った時間（会場設営等も含む）。サービス担当者会議の場所が、事業所内・他機関（事業所外）のいずれの場合も、ここに含めてください。 ※ただし、サービス担当者会議の出席のための移動時間は「20」に含めてください。	16
その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	個別の相談者について、職員間で立ち話程度の検討・相談を行った場合や、事業所内でケースカンファレンス等を行った場合などの時間。担当職員へ個別にスーパーバイズした時間等も含む。 ※ただし、個別の相談者に関わらない内容についての打ち合わせや会議（定例ミーティング等）については、「37」に含めてください。	17
	事業所外の関係機関等との会議	個別の相談者について、貴事業所と関係機関等で合同ケース会議等を行うなどした時間。開催場所が、事業所内・他機関（事業所外）のいずれの場合も含めてください。	18
その他	請求に係る事務処理	請求者の確認作業や請求入力処理、決裁等の確認事務などに要した事務処理・手続きの時間。	19
	移動・待機時間	訪問面談や同行支援のための移動など、個別の相談者に係る移動の時間及び移動準備（荷物を詰める、地図確認等）の時間。 ※なお、同行支援「8」のため、目的地まで利用者と一緒に移動した場合の時間も含めてください（「8」には、目的の場所で行った同行支援に係る時間のみを記入します。）	20
1-2. 地域支援に関する業務			
自立支援協議会	自立支援協議会の準備・事後処理	「自立支援協議会」（全体会、部会、連絡会等を含む）開催の準備を行った時間。関係機関等との調整、資料作成・コピー、会議記録の作成等も含める。	21
	自立支援協議会の開催	「自立支援協議会」（全体会、部会、連絡会等を含む）を行った時間（会場設営等も含む）。会議の場所が、事業所内・他機関（事業所外）のいずれの場合も、ここに含めてください。 ※ただし、自立支援協議会の出席のための移動時間は「35」に含めてください。	22
研修・勉強会の企画・運営	研修・勉強会に向けた準備・事後処理	事業所内・外での研修・勉強会等に向けた準備を行った時間。関係機関等との調整、資料作成・コピー、開催記録の作成等も含める。（講師依頼を受けた場合の資料作成も含める。）	23
	研修・勉強会の開催	事業所内・外での研修・勉強会等を行った時間（会場設営等も含む）。会議の場所が、事業所内・他機関（事業所外）のいずれの場合も、ここに含めてください。（講師として参加する場合も含める。） ※ただし、研修・勉強会等の出席のための移動時間は「35」に含めてください。	24
専門的な指導・助言	カンファレンス、グループスーパービジョン等の企画・準備	事業所内・外での相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等を目的に行ったカンファレンスやグループスーパービジョン、連絡会等に向けた準備を行った時間。関係機関等との調整、資料作成・コピー、開催記録の作成等も含める。	25
	カンファレンス、グループスーパービジョン等の開催	事業所内・外での相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等を目的に行ったカンファレンスやグループスーパービジョン、連絡会等を行った時間。（講師として参加する場合も含める。）	26
	その他の専門的な指導・助言	上記以外で、専門的な指導・助言等を目的に、 個別ケースに関わらない 相談支援事業所等の職員への電話相談や訪問しての面談、情報交換等を行った時間。	27

社会資源との連携・開拓	公的な関係機関等との連携・会議等	他分野の協議会・連絡会等(例えば、地域包括支援センター主催による地域ケア会議等)への参加や、その他行政機関、福祉・医療機関、雇用、産業等、公的な社会資源との連携や調整に係る時間。関係機関等説明会の開催(関係会議の参加)等による事業周知活動等を行った時間も含める。また、公的な機関との連携・調整業務に付随する資料作成の時間も含める。	28
	入所施設や精神科病院の状況把握	入所施設や精神科病院の数や定員(病床数等)や、その実態・課題等を把握するための調べものや電話・訪問等を行った時間。	29
	当事者活動の推進	当事者活動や家族会活動のための資料作成等の準備や開催・出席(設営等含む)を行った時間。当事者や家族等と連絡調整を行った時間もここに含めてください。※ピアサポーター養成のための研修や定例会・交流会等の実施なども含む。	30
	地域住民等との関係構築	民生委員、地域住民、ボランティア、自治会・町内会等、インフォーマルな社会資源との連絡・交流に係る時間。(地域イベント等への参加・協力等を含む)	31
普及啓発・広報活動	地域移行・地域定着に向けた関係機関等への普及啓発	入所施設や日中系事業所、訪問系事業所等への制度の理解や目的の周知や、医療機関、介護保険事業所、児童を支援している事業所等への周知活動等を行った時間。訪問のほか、普及啓発を目的とした研修会や勉強会等の開催(資料作成や日程調整等の準備)も含めてください。	32
	地域移行・地域定着に向けた当事者・家族への普及啓発	入所施設や精神科病院に訪問し、わかりやすく制度を紹介する機会(パンフレットの作成等)や、実際に当事者の話を聞く場面(ピア活動)を設けるなどの取組を行った時間。取組を行うための資料作成や連絡調整等の時間もここに含めてください。	33
	巡回・出張相談会等	市町村庁舎内等における出張相談会の開催(窓口の設置)、巡回活動を通じた障害者やその家族等へのアプローチ等の取組を行った時間。 ※ただし、この活動を通じて、新規相談者(本人・家族等)の相談対応を行った場合は、「1-1」の業務コードに含めてください。ただし、相談や問い合わせ対応・情報提供のみでその場で支援対象者とならない場合は、ここに含めてください。	34
その他	移動・待機時間	21～34の「地域支援に関する業務」に伴う移動の時間及び移動準備(荷物を詰める、地図確認等)の時間。	35
1-3. 事業の運営・管理に関する業務			
事務作業		国・自治体等から求められる、個別の相談者のみに関わらない支援実績報告・事業報告等の作成や、経費精算、社内文書作成、資料作成などの事務作業は全てここに含める。また、日常的に行っているメールチェック等の時間もここに含めてください。	36
運営に関する打合せ等		個別の相談者に関わらない内容についての打ち合わせや朝礼・終礼等あるいは、スケジュール確認等を行った時間。機関の運営に関する会議等に参加した場合もここに含めてください。	37
研修・勉強会出席	事業所内研修	事業所内部担当者のみ参加の研修会・勉強会等の開催や出席の時間。講師・パネリスト等として出張した時間など。研修時に求められる資料作成の時間もここに含める。	38
	事業所外の研修	事業所外で行われる研修会・勉強会等への出席の時間(事業所が主催・企画・運営していないもの)。講師・パネリスト等として出張した時間など。研修時に求められる資料作成の時間もここに含める。	39
その他	移動・待機時間	36～39の「事業の運営・管理に関する業務」に伴う移動の時間及び移動準備(荷物を詰める、地図確認等)の時間。	40
2. 他事業等の兼務業務			
認定調査等の委託業務			41
その他の兼務業務(自法人内他事業)			42
移動		41・42の「2. 他事業等の兼務業務」に伴う移動の時間及び移動準備(荷物を詰める、地図確認等)の時間。	43
3. その他			
移動		1～2以外の業務で要した移動(通勤・帰宅を除く)及び移動準備(時刻表確認・地図確認等)の時間も含む。	44
食事・休憩・休暇		休憩・食事等に要した時間。(休暇を取得した場合や欠勤の場合は、終日このコードを記入)	45
その他		上記以外の活動	46

令和２年度障害者総合福祉推進事業

「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」

地域の相談支援体制構築のための手引き

令和３年３月

一般社団法人北海道総合研究調査会

目 次

はじめに

第 1 部

1. 障害者相談支援体制整備の経緯	1
2. 基幹相談支援センターの現状と課題	2
(1) 基幹相談支援センター設置市町村	2
① 4 つの類型	2
② 相談支援体制整備による主な成果	3
③ 相談支援体制整備における主な課題	3
④ 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況	4
(2) 基幹相談支援センター未設置市町村	4
① 基幹相談支援センター未設置市町村の状況	4
② 基幹相談支援センターの代替機能	4

第2部

1. 行政と基幹相談支援センター	5
(1) 行政と基幹相談支援センターの役割	5
① 行政の責任	5
② 基幹相談支援センターの役割	7
(2) 基幹相談支援センターが担う機能	8
＜主要な機能＞	8
＜総合的・専門的な相談支援＞	9
① 調整窓口	9
② 困難事例への対応	9
③ 人権擁護（権利擁護・虐待防止）	9
＜地域の相談支援体制の強化の取組＞	10
④ 人材育成支援	10
⑤ 情報収集・分析・蓄積（レファレンス・サービス機能の発揮に向けて）	11
⑥ 地域支援・地域づくり	12

2. 基幹相談支援センターの標準型	13
(1) 機能論としての3類型	13
①類型A	14
②類型B	14
③類型C	15
3. 基幹相談支援センターの機能向上、及び設置に向けて	16
(1) 基幹相談支援センター設置市町村の更なる機能向上	16
(2) 未設置市町村における基幹相談支援センターの設置に向けて	16
4. モデル事例	17
(1) モデル事例と3つの標準型の考え方	17
(2) 実践モデルの概要	19
(3) 実践モデル	20
5. 提言	32
(1) 基幹相談支援センターの中核・基盤となる機能について	32
(2) 基幹相談支援センターの機能と委託相談の関係性について	32
(3) 基幹相談支援センターの体制と人員配置について	33
(4) 基幹相談支援センターの機能に関する評価軸の明確化について	33
(5) 地域生活支援拠点との関係について	34
(6) 地域の相談支援体制の構築に向けたグランドデザインについて	34

参考資料

地域の相談支援体制の構築のための「検討チェックシート」	37
-----------------------------	----

はじめに

「地域の相談支援体制構築のための手引き」は、令和２年度障害者総合福祉推進事業「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」（以下、「実態調査」と呼ぶ）の成果の一部として作成したものです。

本手引は、地域の重層的な相談支援体制の構築・見直しの検討に当たって、障害者の相談支援に携わる自治体の担当職員、相談支援事業者、及び各種関係機関・団体の職員等の方々にご活用頂くことを想定して作成しております。

地域全体の相談支援体制のあり方について、関係者間で具体的な議論をする際には、各地域の地域資源の賦存量や専門的な相談支援のノウハウの蓄積状況などを踏まえながら、基幹相談支援センターの機能や役割をどのように位置づけ、どの主体が担うのかという視点が重要となります。

そこで、本手引きでは、基幹相談支援センターを幾つかの類型に分け、多様な相談支援の機能を基幹相談支援センターとの関係性で捉えられるように整理しています。

本手引きの内容は、第１部において、障害者相談支援体制整備の経緯を概観するとともに、実態調査の結果に基づき、全国の基幹相談支援センターが地域の中で担っている機能・役割の状況を幾つかの類型に整理しています。

第２部においては、実態調査の類型を仮説的に用いて、それぞれの地域における資源・人材等の賦存量や経験・実績等の特徴を考慮しながら、地域において相談支援体制を構築、拡充する際の参考となるよう、事例を含めて、簡潔でわかりやすいかたちでまとめています。

また、最後に、今後の障害者の相談支援体制の充実に向けたいくつかの提言を行っています。

本手引きが自治体、各種の相談支援事業所、及び関係機関・団体において障害者相談支援体制の構築と運用に携わっている皆様にご活用いただければ幸いです。

第 1 部

1. 障害者相談支援体制整備の経緯

はじめに、障害者相談支援体制の整備に関する法制度の変遷と経緯を概観する。

平成 8（1996）年、「措置制度」の下、身体障害を対象とした「市町村障害者生活支援事業」と知的障害と障害児を対象とする「障害児（者）地域療育等支援事業」、精神障害を対象とした「精神障害者地域生活支援事業」の 3 つの支援事業が予算化され、現在の相談支援事業の前身となる相談支援関連事業がスタートした。

その後、利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15（2003）年度からこれまでの「措置制度」から、新たな利用の仕組みである「支援費制度」に移行した。支援費制度では、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用することとなった。また、支援費制度への移行に伴い、相談支援事業が一般財源化し、国の補助事業から市町村事業として位置付けられるようになった。

平成 18（2006）年、障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指して、障害者自立支援法が制定され、身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害を統合し、「相談支援事業」が法定化され、相談支援におけるサービス利用等計画の作成が明記された。サービス等利用計画の個別給付化に伴い相談支援専門員が配置され、障害のある人の生活を総合的にマネジメントして行くケアマネジメントに基づいたサービス提供の仕組みが始まった。

同年、「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」が採択され、日本政府は、平成 19（2007）年 9 月、条約に署名した。その後、平成 26（2014）年に批准するまでの間に、障害者基本法などの法制度の改正を行い、障害者権利条約との整合性を図った。

平成 23（2011）年、「障害者基本法」が改正され、「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という法の理念・目的が明文化された。また、平成 24（2012）年の障害者自立支援法改正において、自立支援協議会の法定化、基幹相談支援センターの設置等の制度化により、相談支援の充実が図られた。平成 25（2013）年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、障害者の定義に難病等が追加された。

現在の障害者相談支援は、ノーマライゼーションの考え方の浸透や障害福祉分野における活動実践を通じた社会的要請等に対応した段階的な法改正等により、改善が図られてきたと同時に、制度自体が複雑化してきた経緯がある。

また、平成 28（2016）年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されるなど、権利擁護の観点から本人の意思決定支援に当たって、関係法令に基づく各種機関等との一層の連携が求められている。

2. 基幹相談支援センターの現状と課題

基幹相談支援センターは、「障害者総合支援法」第 77 条の 2 に「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」と規定されており、地域生活支援事業実施要綱において、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとされている。

①総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

②地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

③地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

④権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

（１）基幹相談支援センター設置市町村

①４つの類型

本事業において実施したアンケート調査の結果から、基幹相談支援センターが主に担っている機能・役割を概観すると、大きく「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の２つの機能・役割を中心に置いている姿が読み取れる。

この２つの機能・役割を軸として、現在、設置されている基幹相談支援センターのタイプを分類すると、大きく４つの類型に整理することができる。

I 型は、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の機能を主に担っているタイプである。

II 型は、「地域の相談支援体制の強化」を進めつつ、「総合的・専門的な相談支援」の機能を主に担っているタイプである。

III 型は、「地域の相談支援体制の強化の取組」を主たる役割に置き、「総合的・専門的な相談支援」を基幹相談支援センター以外の地域内の相談支援事業所等が主に担っているタイプである。

Ⅳ型は、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型のいずれも当てはまらないタイプである。Ⅳ型は、さらに2つのタイプに分けることができる。ひとつは、「権利擁護、虐待の防止」、「関係機関との連携」、「地域移行・地域定着の促進の取組」、「自立支援協議会の運営」のいずれかを主たる役割としているタイプ（Ⅳ－1型）。そして「その他」（Ⅳ－2型）である。

図表 1 基幹相談支援センターの4つの類型

類型	概要	
Ⅰ型	「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の機能を主に担っているタイプ	
Ⅱ型	「地域の相談支援体制の強化」を進めつつ、「総合的・専門的な相談支援」の機能を主に担っているタイプ	
Ⅲ型	「地域の相談支援体制の強化の取組」を主たる役割に置き、「総合的・専門的な相談支援」を基幹相談支援センター以外の地域内の相談支援事業所等が主に担っているタイプ	
Ⅳ型	Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型のいずれも当てはまらないタイプ	
	Ⅳ-1	「権利擁護、虐待の防止」、「関係機関との連携」、「地域移行・地域定着の促進の取組」、「自立支援協議会の運営」のいずれかを主たる役割としている
	Ⅳ-2	上記以外

基幹相談支援センターにおける各機能に対する重点の置き方は、障害者相談支援に関する地域の歴史的経緯や資源の賦存量、人口規模など、様々な要素が相互に関係しているものと思われる。

全体としてみると、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」のいずれか一方、あるいは両方を主軸に据えている基幹相談支援センターは7割強を占める。

もちろん、「権利擁護・虐待の防止」は、日常生活における様々な場面で利用者本人の自己決定を重視する相談支援に付随する重要な要素であり、また、「地域移行・地域定着の促進の取組」は、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の実施体制と不可分の関係にある。

②相談支援体制整備による主な成果

基幹相談支援センター設置市町村において、相談支援体制整備による成果は、関係機関によるネットワーク強化が、地域の障害者やその家族等に対する各種支援の円滑化につながっていることである。

③相談支援体制整備における主な課題

他方、相談支援体制整備における課題は、「専門職の人数の確保」、「緊急対応の体制」、「社会資源の開発・地域づくり」、「専門職の資質向上」である。基幹相談支援センターの

設置によって、地域の相談支援体制整備に関する重要事項を再認識する契機となったという意味で、本調査結果は、基幹相談支援センターの機能充実に向けた目的志向の取り組みに資するものであると言える。

一方で、特に問題となるのは、「基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない」とする市町村が2割強存在することである。それぞれの地域特性に応じた基幹相談支援センターの機能・役割について、行政と地域の関係機関・団体が認識を共有するための議論の機会が必要と考えられる。

④類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況

特に、Ⅳ－2型の基幹相談支援センターがある自治体においては、基幹相談支援センターを含めて、「主に担当する」主体は存在しないが、地域の複数の主体がそれぞれの立場である程度の機能を担っている状況、言い換えると、地域において基幹相談支援センター設置の目的・役割、業務内容等が必ずしも明確になっていない状況と推測される。

（2）基幹相談支援センター未設置市町村

①基幹相談支援センター未設置市町村の状況

令和2年度、基幹相談支援センター未設置の市町村は、55%（963／1,741市町村）である。市町村アンケート調査の結果をみると、全体の5割強が未設置であり、人口5万人未満の市町村がその7割強を占めている。人口1万人未満の市町村では、未設置が6割を占める。

基幹相談支援センター未設置の市町村では、「基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化）」と回答した割合は3割強であった。

②基幹相談支援センターの代替機能

基幹相談支援センター未設置市町村では、現行の地域の相談支援体制の中で、基幹相談支援センターが担ういくつかの機能を地域の他の機関・団体等が代替している。

例えば、「総合的・専門的な相談支援」については、基幹相談支援センターが設置されていない市町村では、実質的に行政や他の相談支援事業所、関連機関が担っている。

一方、例えば、「地域の相談支援体制の強化」に関する機能については、「委託相談の後方支援（相談支援専門員からの相談対応やスーパービジョン）」、「計画相談支援における「専門性の高い支援の実施等」、「地域の相談支援に関わる人材の育成（研修の企画・実施等）」など、情報と経験を蓄積した地域の中間支援組織、すなわち基幹相談支援センターでなければ十分に担えない機能もある。特に、「地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）」については、いずれの機関も対応していない割合が4割を超えている。

※実態調査の分析結果については、報告書を参照。

第 2 部

1. 行政と基幹相談支援センター

「手引き」においては、1 市町村・1 基幹相談支援センター設置で、地域全体を見渡せる概ね人口 10 万～20 万人規模の市町村をモデルとして想定している。小規模市町村や 30 万人を超える都市における基幹相談支援センターの取り組み等については、本手引きに掲載した実践モデルを参照して頂きたい。

(1) 行政と基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センター事業と市町村相談支援事業は、本来、市町村が担うべきであるが、法制度上、民間委託も可能である。令和 2 年度の実績を見ると、市町村相談支援事業を直営のみで実施している市町村は 9% (162/1,741 市町村)、委託を含むが 91% (1,579/1,741 市町村) となっている。委託により設置している基幹相談支援センターは 83% (790/946 カ所) となっている（基幹相談支援センターの設置数は 778 市町村・946 カ所）。

こうした実態を踏まえると、市町村と基幹相談支援センターは、地域の相談支援体制の構築と推進における「車の両輪」であり、公民のパートナーシップが重要となる。

また、都道府県においては、地域における相談支援体制の充実に向けて、相談支援専門員等の専門性の向上に資する研修、及び人材配置について市町村に対する支援が重要な役割となる。特に、小規模市町村の場合は、基幹相談支援センター設置に必要な人材確保、及び広域的な体制整備が必要となるケースが少なくないことから、都道府県の主導による市町村間の連絡調整等、広域的な視点から対応が求められる。

①行政の責任

<法の理念・基本原則>

2011 年に改正された障害者基本法では、法の理念・目的として、第一条に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明文化され、同法三条二号において、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」を法の基本原則として規定している。

また、同法第六条において、「国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則に則り、障害者の自立及び社会参加の支援等のための

施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」と規定されている。

福祉サービスの利用等に先立って、相談支援には、個人による自主的、自律的な生活と本人らしい生き方の選択の幅を担保するプロセスとして、重要な使命があるといえる。

＜グランドデザイン＞

社会保障の観点から「地域づくり」を考えると、障害分野、高齢分野等の枠を超えた「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの重要性が一層明確となる。具体的な取り組みの推進に当たっては、「地域共生社会」の実現に向けた展望（ビジョン）に基づき、それぞれの地域社会のグランドデザインが求められる。

グランドデザインは、地域社会全般に関わる大きな設計であり、かつ状況を見定めつつ、複数の事業の束を、長期間に亘って遂行するための見取り図である。障害分野においては、これまで行われてきた障害者法制の改革を基盤として、単に障害者福祉の推進ではなく、個々人の生き方の尊重と共生社会の実現の観点から、他分野と取り組みの視点を共有する必要がある。

障害者福祉に関しては、共有したグランドデザインに基づき、例えば、「障害者福祉計画」に基本的な考え方を明記し、それを根拠として具体的な設計図を描くことが重要である。自治体（市町村、都道府県）には、計画の実施にかかる予算・人員を確保し、実施体制を整備する役割と責任がある。

＜事業委託にかかる事業デザイン＞

基幹相談支援センターを中核とする地域の相談支援体制は、ビジョンを実現するための方法・手段である。事業委託の場合であっても、市町村（行政）は、基幹相談支援センターの相談支援機能を委託者（事業者）任せにするべきではない。

基幹相談支援センターを委託する場合には、市町村と受託者（事業者）の双方が、事業の目的と目指す方向について共通認識を持たなければ、目的と手段に関する認識にずれが生じ、受託者（事業者）が専門性を十分に発揮できないことになりかねない。事業の実施主体である市町村は、具体的な事業デザインをあらかじめ委託事業者に示す、あるいは市町村と受託者（事業者）が協働の姿勢で作成する必要がある。

受託者（事業者）は、利用者の実際のニーズ把握とそれに基づく支援（委託相談、計画相談等）、及び支援実施後に明らかとなった課題について、利用者や支援者の生の声を受け止め、行政に対してエビデンスとともに報告、提案、協議をする等の役割を担うことになる。

本事業においてヒアリング調査を実施した先駆的事例においても、基幹相談支援センター設置から 8 年程経過した現在も進化の途上にあることを踏まえると、行政においては、中長期的な視点に基づく P D C A サイクルの継続的实施が求められる。

②基幹相談支援センターの役割

「車の両輪」として、基幹相談支援センターに求められる機能・役割は、以下の３点にあることをあらためて認識する必要がある。

- ①行政も含め、地域の相談支援体制におけるさまざまな関係機関に対する第三者性を担保し、特定のサービス提供者に偏ることなく地域の状況を俯瞰する位置に立つこと。
- ②行政の縦割の組織では制度に縛られることが多いため十分に機能を発揮し難い、一層・二層の機能への柔軟な関与など、多様な関係機関・団体の間をつなぐ役割があること。
- ③特に、障害（児）者の支援はライフステージによって異なり、また、変化する。ライフステージに応じた切れ目のない伴走的な支援を実施するため、医療・介護、福祉、教育、就労等、分野横断的なつながりが必要であり、障害分野のみならず、他分野の関係機関をつなぐ機能・役割があること。

こうした意味において、基幹相談支援センターとして、個別ケース及び現場の相談支援専門員、及び各相談支援事業所の状況を継続的に把握するとともに、課題や施策等について行政と協働することが重要となる。

また、基幹相談支援センターの機能・役割を地域において継続的、安定的に発揮して行くためには、行政を含め、担当者が一定の経験・スキルを蓄積するために必要な時間的、予算的な配慮が求められる。実践経験に裏付けられた人材が、一定の年数に亘って、基幹相談支援センターの業務を担うことのメリットは大きいと考えられる。

（２）基幹相談支援センターが担う機能

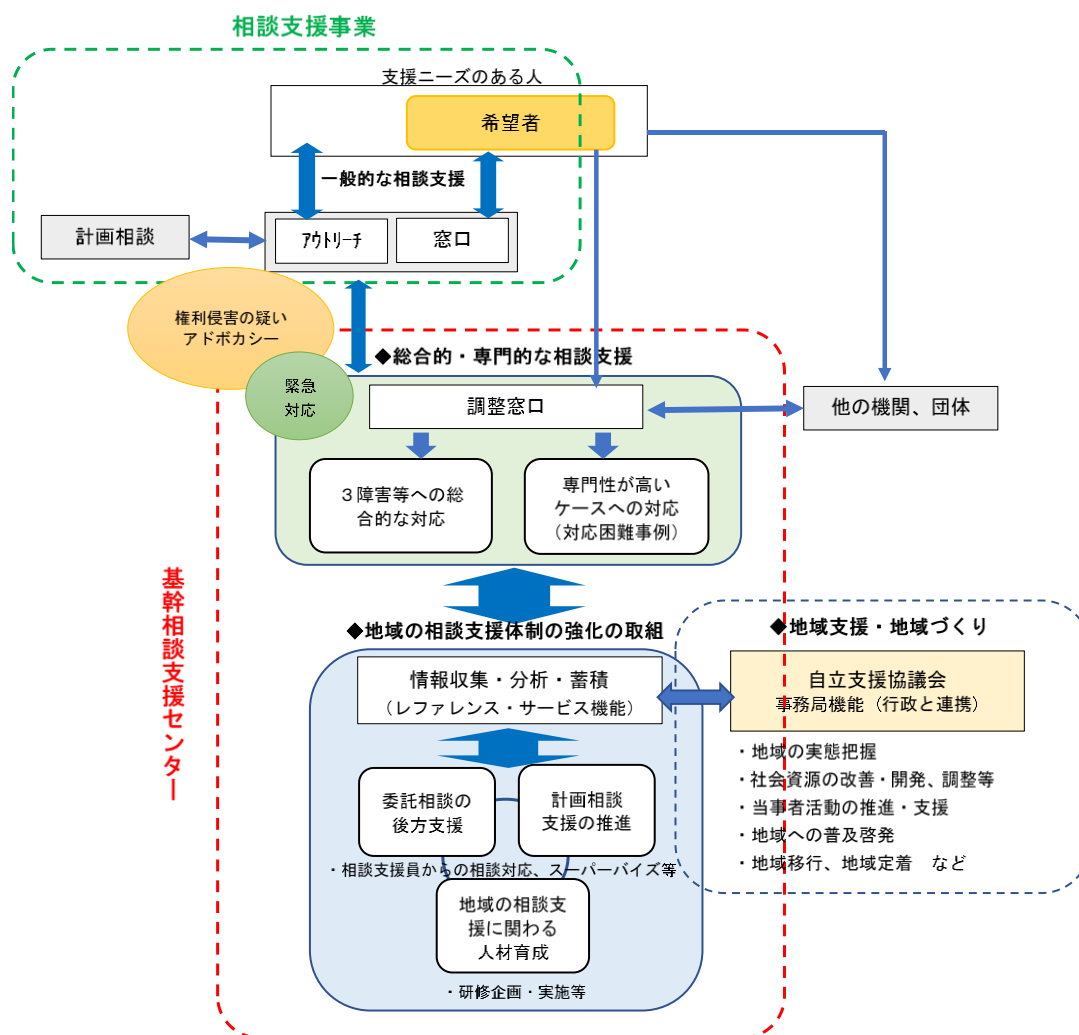
＜主要な機能＞

基幹相談支援センターが担うと想定されている幾つかの機能のうち、特に、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」は、地域の相談支援体制の構築に当たって、主要な機能であり、かつ相互補完的に機能するものと考えられる。

基幹相談支援センターの設置に当たっては、どの機能に重点を置くかの判断は、障害者相談支援に関する地域の歴史的経緯や資源の賦存量、人口規模など、所与の条件に制約されるが、まずは、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」を推進する体制づくりから始めることが考えられる。

この２つの機能・役割を基幹相談支援センターの基軸に据えることで、「権利擁護・虐待の防止」や「地域移行・地域定着の促進の取組」との相乗効果が発揮されるものと期待される。

図表２ 地域の相談支援体制と基幹相談支援センターが担う機能（イメージ）



＜総合的・専門的な相談支援＞

「相談支援」については、地域によって相談支援事業所等の相談支援専門員の経験・スキル、相談支援事業所をはじめ福祉分野に関連する各種機関・団体の地理的配置が異なり、相互の役割分担の方法は多様である。

しかし、「総合的・専門的な相談支援」については、基幹相談支援センターが担うべきベースの機能・役割があると考えられる。

①調整窓口

基幹相談支援センターには、3 障害に対応して、委託相談、計画相談、行政窓口（関連部署の相談窓口等を含む）などを通じて、多様な相談支援事業所・機関等から情報を収集し、利用者が本人にとってより望ましい支援が受けられるよう、地域内で支援方法を調整する窓口を担う役割がある。

また、「地域生活支援拠点等の整備」とも関連して、障害者の状態変化、養護者の急病等の緊急時の受け入れに対応した関係機関等との連絡・調整の体制づくりが必要となる。

②困難事例への対応

専門性の高い支援が求められる困難事例については、それぞれの基幹相談支援センターの取り組み方針等に基づく対応方法が想定される。例えば、基幹相談支援センターで引き受け対応するという方法もある。

また、地域における人材育成の観点から、困難事例は、基幹相談支援センターで完全に引き取るのではなく、委託の相談支援、あるいは計画相談支援に引き継ぐことが出来るところまでケースをサポートし、段階を踏んで基幹相談支援センターから適当な相談支援へとバトンを渡して行く方法等もある。

③人権擁護（権利擁護・虐待防止）

「相談支援」においては、単にサービスの「選択」に留まらず、アドボカシーの視点に立ち、日常生活における様々な場面で利用者本人の自己決定を重視する。

特に、成年後見制度利用促進法（平成 28（2016）年施行）により、契約にもとづくサービスの「選択」に当たって「代行決定」による本人保護ではなく、自己決定権の尊重等、本人の地域生活を支える際の「意思決定支援」の重要性が認識されてきた。

「権利擁護・虐待の防止」は、個々の委託相談や計画相談のプロセスに付随する重要な要素であり、過去に虐待の事実、あるいは疑いがあったケースに対する継続的な見守り支援など、相談支援専門員であれば、個々のケースの中で誰もが関わる問題と言える^{注1)}。

本人が訴えているか否かとは別に、権利が侵害されている疑いがある場合に迅速に対応する（関係機関へつなぐ等）機能・役割を担う^{注2)}。

また、こうした情報についても、行政と共有することが相談機能の維持・向上につながる

ると考えられる（共有出来ていない場合は、相談支援の機能低下につながることも懸念される）。

なお、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備については、国は「成年後見制度利用促進基本計画」の策定と合わせて、令和3年度（2021年度）末までに、全市区町村に中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備することとしている。

基幹相談支援センターにおける「権利擁護・虐待の防止」に関わる機能・役割については、中核機関等との連携の下、「総合的・専門的な相談支援」等の中で、利用者の生活と権利の擁護について、幅広い観点から対応する役割があると言える。

注1）「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行）に基づき、自治体には、「市町村障害者虐待防止センター」、「都道府県障害者権利擁護センター」が設置されている。「市町村障害者虐待防止センター」については、市町村は、障害者虐待対応協力者として、基幹相談支援センター等に、その業務の全部又は一部を委託することができる（休日、夜間に対応可能な体制が必要）。

注2）平成24年4月から、市町村地域生活支援事業において成年後見制度利用支援事業が必須事業化されており、市町村窓口又は基幹相談支援センターは、成年後見制度や「成年後見制度利用支援事業」の周知、制度利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度につなげる役割がある。

＜地域の相談支援体制の強化の取組＞

「委託相談の後方支援」や「計画相談支援の推進」、及び相談支援に直接携わる相談支援専門員と相談支援事業所に対する「地域の相談支援に関わる人材育成」面の支援は、基幹相談支援センターにとって不可欠の機能・役割であり、一体的に実施する必要がある。

④人材育成支援

相談支援専門員がケアマネジメントの全体像を把握するためには、委託相談（一般的な相談支援）や計画相談支援の実践経験が不可欠である。

相談支援専門員は、現場での実践を通じて専門的なスキルを向上させると同時に、利用者やその家族と対峙する中で生まれる葛藤を克服するプロセスを通して成長する。

人材育成に関する支援には、「委託相談（一般的な相談）」を担当する相談支援専門員が抱える悩みや課題に対する相談や個々のケースを対象とするスーパービジョン、「計画相談」においてより専門性の高い支援を必要とするケースに対する支援や当該ケースに対するスーパービジョン、及び相談支援を担う人材の資質向上を目的とする研修の企画・実施等、地域の相談支援体制のレベルアップに向けた後方支援などがある。

スーパービジョンには、一般に教育、管理、評価など、幾つかの機能があるが、人材の育成にはメンター（豊富な経験、知識を持ち、支援の対象者にとって良き理解者、指導者）が必要である。

相談支援専門員の悩みに対応しつつ、その人のスキルや業務に対する意欲を上げて行

くための系統的な相談支援専門員に対する育成・支援（メンタリング）を行っていくことも基幹相談支援センターの役割といえる。

事業所への定期、不定期の訪問を通じて、相談支援専門員の悩みを具体的に聞くことで、相談支援専門員へのメンタリングだけではなく、相談支援専門員が担当している個々のケースに関するニーズも吸い上げる「情報収集」のための仕掛けづくりも極めて重要である。

さらに、行政職員は、定期的な人事異動で人が入れ替わることを踏まえ、安定的・継続的な相談支援体制を維持するため、例えば、相談者に対するファーストインテークに基幹相談支援センターと行政職員が同席・同行し、個々のケースの情報を共有する等、行政職員がケアマネジメントを体系的に理解するための機会・場面を設ける工夫が必要である。

⑤情報収集・分析・蓄積（レファレンス・サービス機能の発揮に向けて）

福祉分野における「レファレンス・サービス機能」とは、「利用者に必要な情報を紹介し、結びつける援助」と定義することができる。

日々の相談支援の実践の中で、現場の相談支援専門員が抱える様々な課題や悩み、また同時に個々の支援対象者及びその家族・支援者が抱える課題、さらには障害者の日常生活を支える地域社会の課題など、基幹相談支援センターによる後方支援のプロセスで膨大な情報が集まる。

基幹相談支援センターには、個々の事業所が扱うケースに関する情報を収集し、複数の事業所が抱える類似の課題を共有し、それを蓄積していく機能が求められる。

担当エリアの複数の事業所から間接的に入手した個別ケースの情報をストックしておけば、エリア内の相談支援事業所及びその相談支援専門員が直面している多様な問題に対応できる精度の高いデータベースを構築できると考えられる。

障害者相談支援事業所の相談支援専門員、関係機関の職員、サービス利用者・家族などに対して、情報提供をするとともに、収集した情報を加工し、二次資料として蓄積し、さらに、これらを活用して相談支援専門員や行政職員（ケースワーカー）の人材育成を行う。

こうした活動は、一定の実務経験や専門知識を習得した職員で構成される基幹相談支援センターの重要な役割として位置付けることができる。

「相談支援」は、利用者の個別的な事情に応じて、相談支援専門員の裁量に依存する面も少なくない。個別の支援ケースに関する情報（利用者の属性、利用したサービスの組合せ、関係機関等との連携など）を蓄積したデータを活用することにより、支援の質的安定性を確保することができる。

さらに、蓄積された情報は、自立支援協議会等において、関係機関・団体で広く共有することによって、地域を取り巻く諸課題を解決する対策や対応を検討することができる。

⑥地域支援・地域づくり

(自立支援協議会事務局)

レファレンス・サービス機能を持つことによって、基幹相談支援センターが自立支援協議会の事務局機能を担う意義は一層大きくなるものと考えられる。

個々の相談支援を通じて明らかになった地域課題について、効果的な議論、検討が行われることになる。

また、ライフステージによって、個々のケースを支援するチーム編成は変わる。関係機関や各相談事業所をつなぎ、チームを支援するコーディネーターの役割が求められる。

(地域の状況把握・地域への情報発信)

自立支援協議会等において、行政と各相談支援事業所が地域課題の解決に向けた協議を効果的に実施するためには、地域の実態把握が不可欠であり、また、医療、介護、福祉、教育、就労等、多様な地域の社会資源に関する情報収集とともに、情報分析を通じて分野横断的な地域支援・地域づくりの実践に繋げる必要がある。

また、障害者本人、及び家族・養護者等に対する情報発信として、精神科病院や入所施設の入院・入所者に対するわかりやすい情報提供（パンフレットや資料等の作成）、病院・施設等への直接訪問、さらには、地域移行・定着の前提となる地域社会の受け入れ体制の環境づくりとして、地域住民等を対象とした懇談会やフォーラム等開催などの機会を積極的に設けて行く必要がある。

2. 基幹相談支援センターの標準型

(1) 機能論としての3類型

本実態調査に基づく、基幹相談支援センターの3つの類型（市町村アンケート調査結果に基づく類型のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型）は、基幹相談支援センターの機能構築・拡充の方向性を見定めるための標準型として仮説的に活用することができる。

以下において、3つの類型（類型A、類型B、類型Cと記す）の概略を紹介する。

図表3 3つの類型（概略）

	地域における社会資源の状況等	基幹相談支援センターの中核的機能
類型A (Ⅲ型)	＜典型例＞ 地域に豊富な経験とスキルを持つ相談支援事業所・相談支援専門員が一定程度存在しているとともに、基幹相談支援センターにおいても経験豊富な人材が配置できる。	⇒「地域の相談支援体制の強化」に関する機能を中核に据える。 【人材育成のための後方支援】 ○地域の相談支援の調整窓口としての機能を担うとともに、地域の相談支援体制の強化に向けて、委託相談や計画相談の後方支援、及び相談支援に直接携わる相談支援専門員と相談支援事業所に対する人材育成面の支援の仕組みを体系的に構築する。 【情報収集・分析・蓄積、活用】 ○体系的な地域の連携体制構築に向けたコーディネート機能、及びその機能を効果的に発揮するための「レファレンス・サービス」機能の構築を目指す。
類型B (Ⅱ型)	＜典型例＞ 基幹相談支援センターの相談支援専門員が相対的に若い場合や人員の増強を同時に進める必要がある等、センター機能を発揮する体制構築に一定の準備期間を要する。	⇒「総合的・専門的な相談支援」を通じた地域の相談支援の体制強化を目指す。 【ノウハウの地域への還元】 ○「総合的・専門的な相談支援」のOJTを通じて、基幹相談支援センターの人材育成を行うと同時に、地域資源とのネットワークを構築し、経験豊富な相談支援事業所・相談支援専門員のノウハウの還元により、地域全体として相談支援のスキルアップを図る。
類型C (Ⅰ型)	＜典型例＞ 基幹相談支援センターにおいて相談支援の豊富なスキル・経験を持つ職員配置が可能であり、さらなる地域資源の底上げと地域のネットワーク強化を要する。	⇒類型Aと類型Bの機能を併せ持ち、「地域づくり」を目指す。 ○1つの組織の中で、①委託相談・計画相談の後方支援や地域資源の質的向上に資する人材育成支援を担うシステムと、②「総合的・専門的な相談支援」にOJTを取り入れたトレーニングシステムの2つを同時並行的に作り上げ、「地域づくり」を視野に体制構築を目指す。

※類型の（ ）内は、市町村アンケート調査の分析に用いた類型。

①類型A

地域に豊富な経験とスキルを持つ相談支援専門員が一定程度配置されている自治体においては、「地域の相談支援体制の強化に関する機能」を中核に据えた基幹相談支援センターの設置が可能と考えられる。

類型Aにおいては、地域の相談支援体制の強化に向けて、地域の相談支援の調整窓口としての機能を担うとともに、委託相談や計画相談の後方支援、及び相談支援に直接携わる相談支援専門員と相談支援事業所に対する人材育成面の支援の仕組みを体系的に構築する。

人材育成に関しては、行政職員（人事異動による知識・経験を持たない担当職員等）も対象に含む。また、個別の相談から必要な福祉サービスにスムーズにつなげるためには、地域の相談支援事業所や関係機関・団体との相互の関係づくりが不可欠である。基幹相談支援センターとして、体系的な地域の連携体制構築に向けたコーディネート機能の充実を図る必要がある。

そうした機能を効果的に発揮するためには、「レファレンス・サービス」機能を有効に活用するための体制構築が不可欠となる。各相談支援事業所・相談支援専門員に対する後方支援を通じて、情報を収集、分析・蓄積することで、地域に還元する研修企画・実施に応用するとともに、自立支援協議会等、地域の関係機関を交えた地域課題解決の取り組みにおいて、主導的役割を果たすことが期待される。

類型Aの場合、個々のケースの見立て等は委託相談で実施し、基幹相談支援センターでは、原則、個別ケースは持たず、例えば、基幹相談支援センターは、ワンストップで相談の対応をしっかりと行い、個々のケースに必要な支援を実施できる事業所や機関に的確に振り分ける仕組みづくりに徹することが考えられる。

状況に応じて、困難事例や緊急時における柔軟な対応も求められる。例えば、障害種別の専門支援機関が比較的揃っている場合、複雑なケースや1つの事業所では対応しきれないケースは基幹相談支援センターが主に担当し、相談内容や障害特性等をふまえた見立てを行い、必要な専門機関につなぐことを原則とすることが考えられる。もちろん、基幹相談支援センターの相談支援専門員の現場感覚の保持、スキル維持等のため、一定の個別ケースを担当することも考えられる。

②類型B

基幹相談支援センターにおいて、職員が「相談支援」に関する十分な経験やスキルの蓄積がないまま、地域の相談支援体制に関する総合的なマネジメント機能を発揮することは難しい。例えば、基幹相談支援センターの相談支援専門員が相対的に若い場合や人員の増強を同時に進める必要がある場合には、センターとしての機能を発揮する体制構築までには、一定の準備期間が必要と考えられる。

地域に人材が質・量ともに十分配置できていない自治体においては、経験豊富な相談支

援事業所・相談支援専門員からノウハウの還元により、地域全体として相談支援のスキルアップを図る必要がある。特に、相談支援の現場におけるOJTを積極的に支援することで、地域内の資源開発を急ぐことが考えられる。

「総合的・専門的な相談」を通じて、地域の各現場で相談支援を担う相談支援専門員、及び基幹相談支援センター職員のOJTを相互に関連付けながら推進する仕組みをつくる。それぞれの地域の事情にもよるが、相談支援事業所の相談支援専門員は1～2名の体制であるところも少なくなく、基幹相談支援センターから訪問することで相談支援専門員自身の悩み等にも対応する機会をつくる必要がある。

例えば、基幹相談支援センターによる委託相談や計画相談の事業所への定期・不定期の訪問を通じて、困難事例と一緒に関わり、障害程度が重い、あるいは重複している、対人関係がうまくいかない等の理由で問題行動を起こしてしまうケース等をサポートすることが考えられる。

(行政職員)

また、行政担当者（ケースワーカー）の育成も重要である。地域の障害者福祉全般に関する基本的な知識や一定の現場経験は、基幹相談支援センターを核とした「地域の相談支援体制」の構築に不可欠な要素である。行政職員にも、日常的に個別ケースに対して、一定の関わりを持ってもらう機会を積極的に創出する必要がある。

(基幹相談支援センターの相談支援専門員)

こうしたOJTを通じて、基幹相談支援センターの相談支援専門員についても、スキルアップと現場経験の蓄積を行える環境づくりが求められる。基幹相談支援センターの相談支援専門員が、委託相談、計画相談ともに現場経験を十分に積んでいなければ、委託相談、計画相談を問わず現場の相談支援事業所との調整や後方支援を行うことは難しい。さらに、人材育成と並行して、地域に存在する多様な社会資源とのつながりを一層強化して行く必要がある。

③類型C

1つの組織の中に、①類型Aのような委託相談や計画相談の後方支援と地域資源の質的向上に資する人材育成支援のシステムと、②類型Bのような「総合的・専門的な相談支援」を通じた相談支援専門員のOJTなどのトレーニングシステムを同時並行的に作り上げ、「地域づくり」を視野に入れた体制構築を目指す、類型Cもあり得る。

実態調査の結果からは、多くの基幹相談支援センターにおいては、地域資源のバランスを踏まえ、類型Cに近い形態で基幹相談支援センターを設置、運営していると推測できる。

3. 基幹相談支援センターの機能向上、及び設置に向けて

(1) 基幹相談支援センター設置市町村の更なる機能向上

本実態調査の結果から、基幹相談支援センター設置市町村の中には、地域生活支援事業実施要綱に明記されている機能を発揮するための体制が構築途上にあるケースが一定割合存在することが推測された。

こうした市町村を含め、地域における基幹相談支援センターの更なる機能向上等の検討に先立って、基幹相談支援センターの基本的な特徴を把握しておくことが考えられる。

本手引きでは、その際の参考となるよう、市町村及び相談支援事業者等が現時点の基幹相談支援センターがどのような機能に力点を置いているのか、今後、どのような機能を充実させていくべきか等、現在の立ち位置を確認する簡易なチェックシートを作成している。(参考資料参照)

(2) 未設置市町村における基幹相談支援センターの設置に向けて

また、基幹相談支援センターが設置されていない市町村では、4割を超える市町村において「地域の相談支援に関わる人材育成」を担う主たる実施主体が存在しない状況が窺われる。

未設置市町村では、「総合的・専門的な相談支援」のように、当該地域において歴史的経緯などから、実質的に行政あるいは個々の相談支援事業所等が担っている場合が多い。

しかし、「地域の相談支援体制の強化」に関する機能については、相談支援専門員からの相談対応やスーパーバイズや計画相談支援における専門性の高い支援の実施、特に、相談支援に関わる人材育成など、まさに、地域の相談支援体制の強化を担う中核的組織でなければ、十分に担えない機能がある。

今後、障害者相談支援事業の見直し等を行う際には、各相談支援機関の機能分担を踏まえ、委託相談支援事業の見直し等に合わせ、基幹相談支援センターの設置の検討を行うことが望まれる。

それぞれの地域における委託相談支援事業所の成り立ち等の経緯を踏まえ、基幹相談支援センターが担う主要な機能・役割を発揮する仕組みづくりに向けて、既存の地域資源をどのように活かして行くかが大きな課題となる。

既に基幹相談支援センターを設置している多くの市町村においては、関係機関によるネットワークが強化され、地域の障害者やその家族等に対する各種支援が円滑に行われる等、相談支援体制整備の効果が認識されている。

4. モデル事例

（１）モデル事例と３つの標準型の考え方

「２．基幹相談支援センターの標準型」で示した３類型となる背景には、人口規模や地域の歴史性等さまざまな要素が関係する。特に、母体となる機関が担う２つのプラットフォーム機能（①障害者の相談支援事業における地域の人材育成、及び地域資源をつなぐネットワーク機能、②地域における障害者の相談支援の専門性向上、及び地域への還元機能）をどのようなバランスで構築するかがポイントとなると考えられる。

上記①の機能については、これまで地域において実践されてきた相談支援のノウハウの蓄積と人員体制、及びネットワークの拡大と強化の素地に依拠する面が大きい。

上記②の機能については、地域の人的資源の賦存量を踏まえ、個別ケース対応をどのようにするか、相談支援の専門性の向上とそのノウハウの地域への還元方法や委託相談との役割分担等の考え方に依拠する面が大きい。

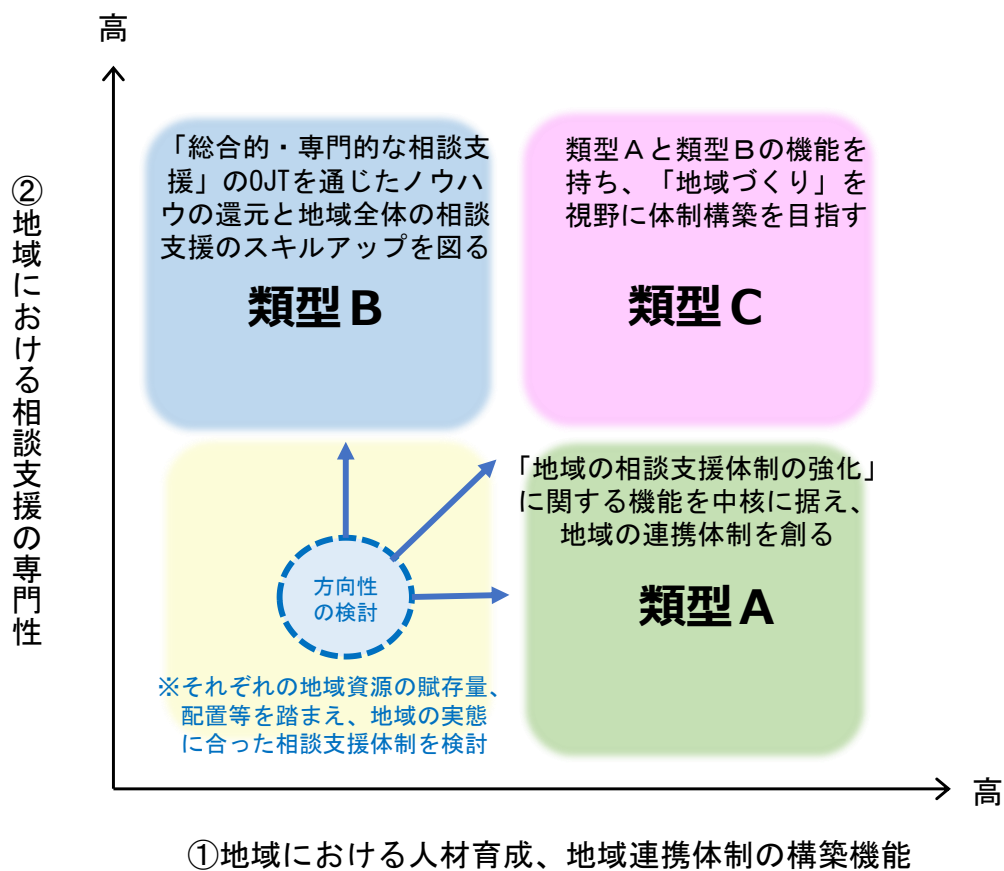
地域における障害者の相談支援体制は、平成 18 年の障害者自立支援法の施行後、相談支援事業が市町村及び都道府県の責務として位置付けられたことを契機に、「地域生活支援事業」（自立支援法 77、78 条）の一メニューとして、地域の相談に応じ、情報提供や助言、事業所等との連絡調整などを総合的に実施してきた経緯がある。

上記①と②のバランスは、換言すると、基幹相談支援センターにおける「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の軸足の置き方になる。

実際には、計画相談の事業所とともに、地域の委託相談支援事業所がどの程度あるか、またその専門性や実績がどの程度かによって、地域の相談支援システムとして基幹相談支援センターが担うべき領域が異なり得る。

本手引きでは、以下で紹介する実践モデルについて、それぞれ３つの類型に分類し、基幹相談支援センターの特徴を簡潔に整理している。各市町村において、基幹相談支援センターの機能・役割を検討する際に、実践モデルの取り組みのポイントを参考にして頂きたい。

図表 4 基幹相談支援センターの「標準型」3 種類のイメージ



(2) 実践モデルの概要

以上を踏まえ、ヒアリング対象地域を実践モデルとして捉えた場合、「基幹相談支援センターの標準型」として、次のように整理することができる。

図表 5 実践モデルの概要

類型	人口	事例	ポイント／特徴的構造
類型 A	約 8.5 万人	綾瀬市基幹相談支援センター	○基幹相談支援センター・市町村相談支援事業の委託は 1 カ所、インテークは基幹相談支援センターで担い、内容に応じて専門相談に繋いでいる。 ○専門相談は、市町村相談支援事業の再委託により、専門分野の異なる市内 7 事業所の相談支援専門員が曜日ごとに従事し、個別対応を行っている。 ○基幹相談支援センターでは、社会資源の紹介、SV、ケース会議の開催のほか、相談支援専門員を対象に情報交換や法改正等への対応、予算の組み方などに関する助言を行っている。
	約 20 万人	比企地域基幹相談支援センター (1 市 6 町 1 村)	○8 市町村の圏域で基幹相談支援センター・市町村相談支援事業の委託を実施している。 ○委託事業所が毎月市町村を訪問して情報交換を行っており、相談対応には委託と市町村職員が同席する。 ○基幹相談支援センターでは個別ケースは扱わず、委託相談の後方支援、圏域の指定特定相談支援事業所の困難ケースの相談や事業実施体制の確認、従事者研修の実施等を主に担う。
	約 43 万人	ふじさわ基幹相談支援センター	○基幹相談支援センター1 カ所、委託相談支援事業所 6 カ所のうち 3 カ所は、特に専門性が求められる重症心身障害・発達障害・高次脳機能障害に特化した相談支援を担い、他は総合的な相談対応を担う。 ○今後は、市を 4 つのエリアに分け、総合的な相談を担う事業所を 1 カ所ずつ設置する予定。
類型 B	約 7 万人	鶴ヶ島生活サポートセンター	○基幹相談支援センターのある「生活サポートセンター」は、障害に関する相談事業のほか、生活困窮者自立支援事業や権利擁護事業と一体となった「ふくしの窓口」(市役所庁舎内)に設置されており、インテークはその窓口で総合的に受付した後、振り分けるワンストップ体制が図られている。
類型 C	約 12 万人	半田市障がい者相談支援センター	○基幹相談支援センターの「総合的・専門的な相談支援」では主にインテーク機能を担い、福祉サービス利用の有無等により市内の委託相談や計画相談等(当該センターを含む)に振り分け、機能分担を図っている(基幹相談支援センターでなるべく個別ケースを抱えない)。 ○困難事例においても、すでに福祉サービスを利用し、計画相談の事業所と繋がっている場合は、基幹相談支援センターの職員がケース会議に参加することや、同行支援を行う形でフォロー(伴走)。
	約 20 万人	上小圏域基幹相談支援センター (2 市 1 町 1 村)	○住民からの一般的な相談は、基幹相談支援センターで受け付け、インテークを実施。その結果を踏まえ、福祉サービスを利用する場合は指定特定相談支援事業所に繋ぐ、もしくは小圏域障害者総合支援センターで計画相談を行う。 ○同センターのすべての職員が「基幹」「委託」「計画」の業務に携わり、職員のスキルによって担当する業務のウエイトを変えている。

(3) 実践モデル

①綾瀬市基幹相談支援センター（神奈川県綾瀬市）

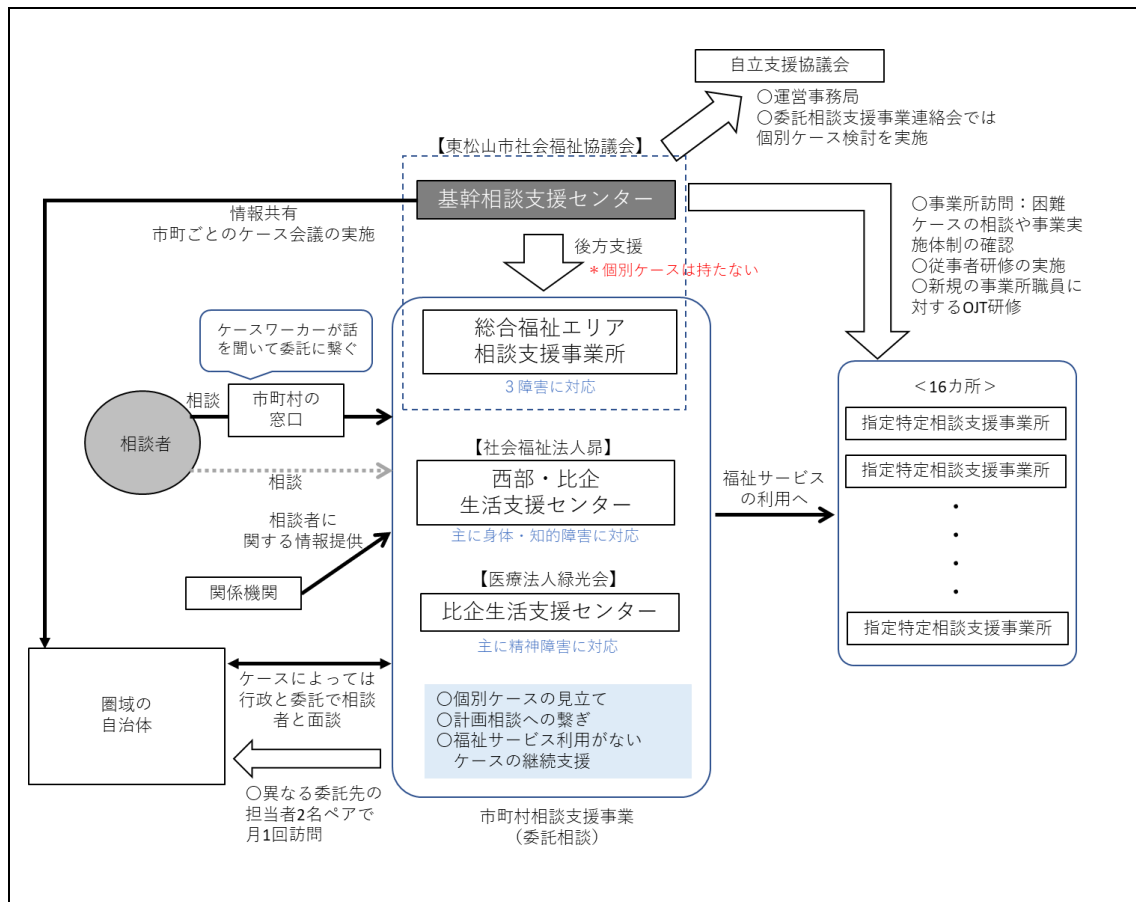
類 型	類型A	人 口	約 8.5 万人
設置方法	委託	委託先	社会福祉法人唐池学園貴志園
職員体制	職員 4 名（管理者 1 名・相談支援専門員 3 名）で、指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業に加えて、市の委託事業 4 つ（基幹相談支援センター・障害児者相談支援事業・綾瀬市就労相談支援事業・綾瀬市障害区分認定調査）と、県の委託事業 2 つ、貴志園の相談室業務を担う。		
◎相談支援体制の経緯	- 平成 13 年の障害者ケアマネジメント体制整備事業をきっかけに、平成 15 年、綾瀬市内の民間 3 施設が協働し、在宅障害者相談室事業を市役所内で開始した。平成 16 年には市の単独事業、平成 18 年から地域生活支援事業として相談支援事業を実施している。 - 平成 27 年に基幹相談支援事業を開始した。平成 29 年の保健福祉プラザの落成とともに障害者の相談等を総合的に行い、地域での相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センターを設置した。		
◎相談支援の体制	- 綾瀬市の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業は、社会福祉法人唐池学園貴志園が受託している。市町村相談支援事業は、精神科病院、精神診療所 PSW、肢体不自由施設相談室、発達障害者支援センター、精神地域活動センター、高齢知的障害支援施設、軽度知的障害支援施設に再委託し、曜日ごとに担当の事業所の相談員が専門相談を行っている。 - 綾瀬市保健福祉プラザに基幹相談支援センター及び市町村相談支援事業の窓口となる「障がい児者相談支援センター」が設置されている。同施設内には、市の健康づくり推進課及び地域包括ケア推進課、社会福祉協議会等の窓口が併設されており、福祉関係の相談として来所しやすい環境となっている。		
◎相談支援体制の特徴・工夫			
ポイント①：基幹相談支援センターで「総合的な相談支援」のインテークを行い、相談内容に合わせて「専門相談」に繋ぐ - 障がい児者相談支援センターで最初に相談を受けるのは基幹相談支援センターの窓口・電話相談で、基幹相談支援センターの相談員が話を聞き、インテークを行う。 - インテークの結果を踏まえ、各機関・障害別に行っている「専門相談」に繋いでいる。専門相談で相談を受け、福祉サービス利用に繋がる場合は、相談支援事業所連絡会で担当する指定特定相談支援事業所を決め、計画相談を行う。サービスに繋がらない場合は専門相談で継続的に対応している。			
ポイント②：市町村相談支援事業の再委託により、委託相談の個別ケースに対して専門的な相談支援を行う体制をとっている - 専門相談は、綾瀬市の相談支援事業（委託相談）として市内外 7 事業所に再委託し、曜日ごとに担当の事業所の相談員が専門相談を行っている。 - 専門相談には、精神科病院、精神診療所 PSW、肢体不自由施設相談室、発達障害者支援セン			

ポイント③：計画相談の後方支援

-
- 綾瀬市保健福祉プラザ**
- 総合的な保健福祉サービスを提供し、高齢者、障害児者、子育て世代などからのさまざまなニーズに対する相談と支援について1カ所に対応することができる施設
- (行政)**
健康づくり推進課
地域包括ケア推進課
- (社会福祉協議会)**
日常生活自立支援事業
法人後見事業 等
- 相談者 → 市町村の窓口 → 相談
相談者 → 相談
相談者に関する情報提供 → 関係機関 → 基幹相談支援センター
- 基幹相談支援センター**
インテークの実施
- 市町村相談支援事業 (委託相談)**
- 市内外7事業所に再委託し、分野・内容ごとに専門性を活かした相談対応を行っている。
 - 福祉サービスを利用しない場合は、相談者のニーズに合わせながら、専門相談(委託相談)で継続的に対応
- <再委託先>**
精神科病院、精神診療所PSW、肢体不自由施設相談室、発達障害者支援センター、精神地域活動センター、高齢知的障害支援施設、軽度知的障害支援施設
*相談員は曜日ごとに入れ替わり
- 福祉サービスの利用へ**
- 月1回開催する相談支援事業所連絡会で振り分け
- 研修会の企画・実施
○相談支援事業所連絡会での情報交換・法改正等に関する助言
○事業所訪問による助言
- <6カ所>**
- 指定特定相談支援事業
 - 指定特定相談支援事業
 - 指定特定相談支援事業
 - 指定特定相談支援事業
 - 指定特定相談支援事業
 - 指定特定相談支援事業

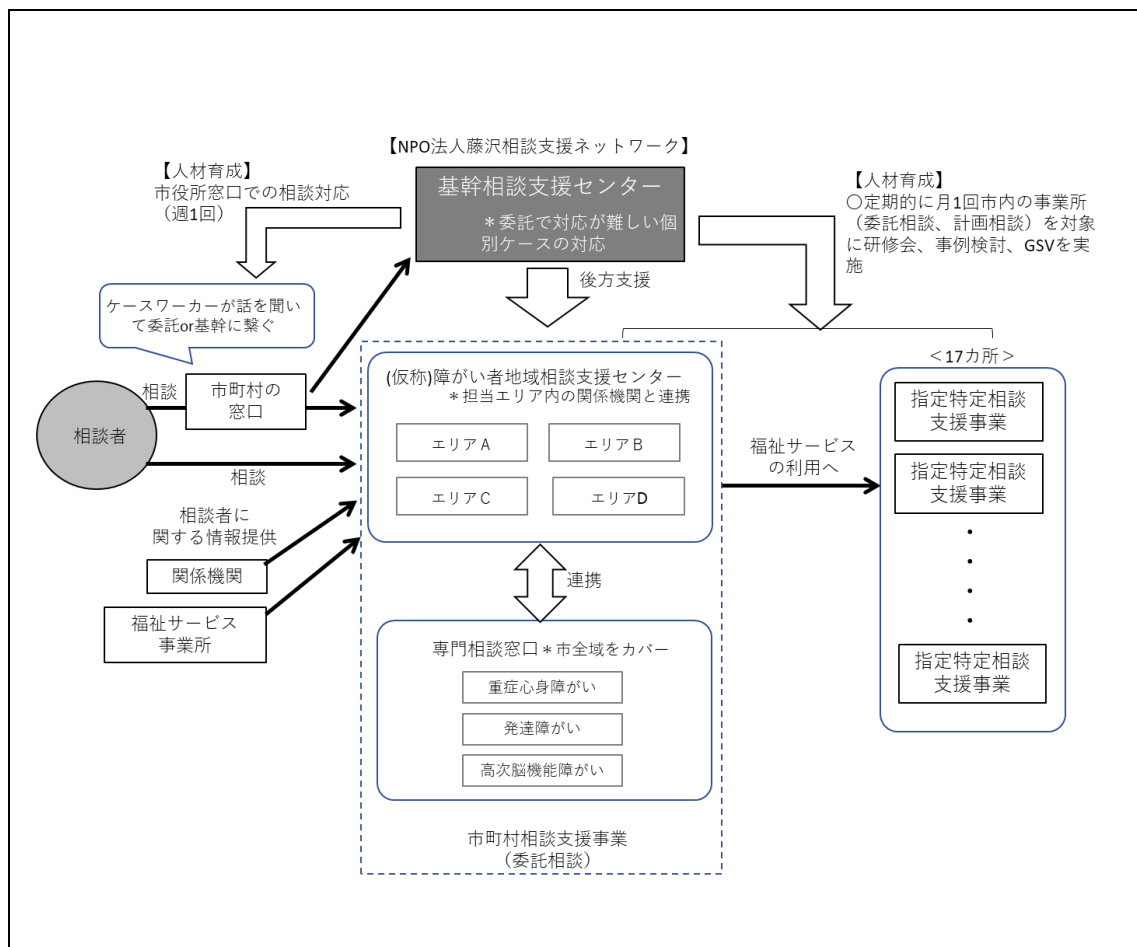
②比企地域基幹相談支援センター（埼玉県）広域型（東松山市・滑川町・嵐山町・川島町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村）

類 型	類型A	人 口	約 20 万人
設置方法	委託	委託先	東松山市社会福祉協議会
職員体制	専任 1 名・兼任 1 名		
◎相談支援体制の経緯	・平成 13 年より市町村相談支援事業により一般的な相談支援を実施。福祉サービス利用者以外の相談、困難ケース支援、自立支援協議会への参画等を行ってきた。 ・平成 27 年より基幹相談支援事業を開始し、相談支援事業所への指導・支援や事例検討、自立支援協議会の運営を行っている。		
◎相談支援の体制	・8 市町村による圏域で、管内には、基幹相談支援センター1 カ所（東松山市社協が受託）、市町村相談支援事業の委託を受ける事業所が 3 カ所、特定相談支援事業所が 16 カ所設置されている。基幹相談支援センター・市町村相談支援事業所はすべて東松山市内にある。		
◎相談支援体制の特徴・工夫			
ポイント①：「基幹」で個別ケースは持たず、「人材育成」「相談支援の後方支援」を担う ・基幹相談支援センターでは個別ケースは扱わず、委託相談の後方支援、圏域の指定特定相談支援事業所の困難ケースの相談対応や、事業所訪問等による地域内の相談支援の実施体制の確認や従事者研修を実施している。 ・相談支援専門員の従事者研修（年 2 回）として、事例検討やサービス等利用計画の評価、障害福祉のトピックス、制度について学ぶ機会を基幹相談支援センターで設けている。 ・新規の指定特定相談支援事業所に対しては、基幹相談支援センターで相談員へ対して OJT 的な関わりを任意で行っている。			
ポイント②：地域の相談支援体制強化に向けた情報収集の実施 ・圏域の 1 市 2 町に毎月基幹相談支援センターの相談員が訪問し、ケース検討の機会を設けている。その他の町村では、定期的に基幹相談支援センターとして町村が主催する会議に参加し情報共有の機会を作っている。 ・圏域内のグループホーム、通所、行動援護を行う事業所に対して、アンケートを実施（年 3 回程度）し、地域の福祉サービス量や利用状況の調査し、地域全体の傾向について把握している。			
ポイント③：自立支援協議会の事務局 ・また、自立支援協議会の事務局を担い、市町村と一緒に地域課題の把握と解決に向けて取り組んでいる。 ・東松山市では相談支援事業所連絡会（月 1 回）を市内 5 つの事業所と開催し、情報共有・ケース会議を行っている。			



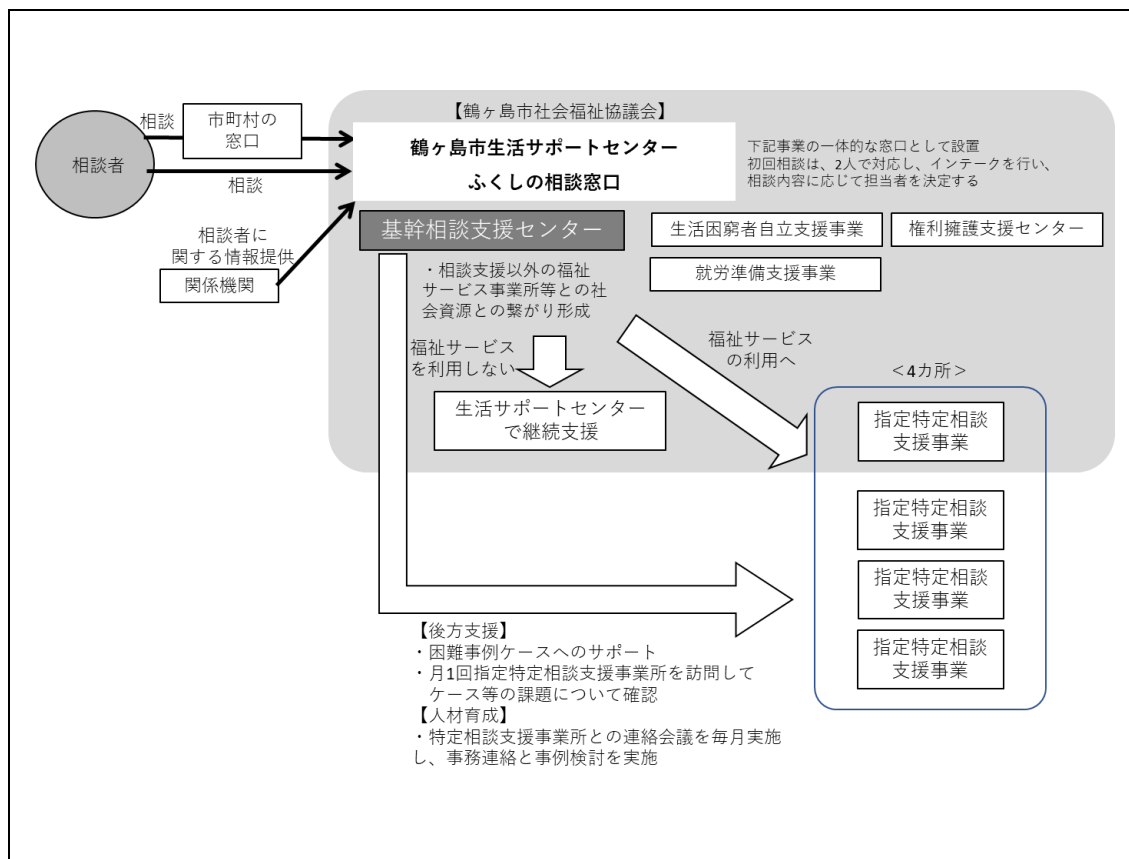
③ふじさわ基幹相談支援センター（神奈川県藤沢市）

類 型	類型A	人 口	約 43 万人
設置方法	委託	委託先	NPO 法人藤沢相談支援ネットワーク
職員体制	専任 3 人		
◎相談支援体制の経緯	・平成 18 年の障害者自立支援法施行に伴い「障害者相談支援事業」の委託開始⇒3 カ所（身体・知的・精神） 藤沢市障がい者自立支援協議会（60 団体が参画）発足 ・平成 22 年に委託事業所を 1 カ所追加（重症心身障害） ・平成 24 年に 2 カ所新設（高次脳機能・発達障害） 計画相談・障害児相談の事業を 10 カ所設置 ・平成 25 年に基幹相談支援センター開設 ＊相談事業所を拡充（平成 30 年には 17 カ所）		
◎相談支援の体制	・藤沢市の基幹相談支援センターは、NPO 法人藤沢相談支援ネットワークが受託している。市町村相談支援事業を受託する事業所は 6 カ所ある。古くから障害児者支援に取り組んできた 3 法人が障害種別ごとに相談窓口を設置し、その他ニーズに合わせて重症心身障害・発達障害・高次脳障害と専門的な相談機能を担う事業所が相談窓口を設置している。		
◎相談支援体制の特徴・工夫			
ポイント①：委託相談や計画相談を担う事業所への後方支援・人材育成 ・委託相談や計画相談が持つ困難ケースについて助言等を行っている。 ・報酬改定や加算条件の情報提供、人材確保のための情報交換などを実施している。普段の相談支援の現場で迷ったときに使える「藤沢版 Q A」を作成している。			
ポイント②：地域ブロックごとに委託を設置することで「基幹」と「委託」の役割を整理 ・人口 10 万人前後のエリアに 1 カ所の相談支援事業所を配置し、住民に身近な総合的な相談窓口を設け、エリア内のネットワークづくりを行いながら相談支援ができる体制づくりを目指す。 ・基幹相談支援センターはエリアを超えた対応や専門的な相談支援を担う。（担当エリアのネットワークと資源開発が目的であり、相談者を制限するものではないため、相談場所は選択できる仕組みを構築） ＊この体制は令和 3 年 4 月より実施予定			
ポイント③：行政と「基幹」がそれぞれの役割を持って市の福祉施策を実施 ・週に 1 回、障害福祉課に基幹相談支援センターの職員が出向き、窓口対応を行うことで、行政職員がケースワークの現場に触れる機会を設けている。 ・藤沢市障がい者総合支援協議会の運営に基幹相談支援センターが事務局として参加し、相談支援の実践からみえる課題を行政と共有することにより、現場の実態を踏まえた市の施策の策定・実施に結び付いている。			



④鶴ヶ島市生活サポートセンター（埼玉県鶴ヶ島市）

類 型	類型 B	人 口	約 7 万人
設置方法	委託	委託先	鶴ヶ島市社会福祉協議会
職員体制	基幹：主任相談支援専門員 1 名 相談支援専門員 2 名・障害者就労支援員 1 名 (非常勤)、計画：相談支援専門員 1 名 (生活困窮者自立支援事業の支援員 5 名)		
◎相談支援体制の経緯	・ 鶴ヶ島市内で日中支援の事業所を運営する社会福祉法人に市町村相談支援事業の委託をしていた。 ・ 平成 27 年に社協に生活サポートセンターを設置したタイミングで市がプロポーザルを行い、社協が基幹相談支援センターと委託相談を受託した。		
◎相談支援の体制	・ 鶴ヶ島市の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業は鶴ヶ島市社会福祉協議会が受託し、市役所庁舎内で事業を行っている。 ・ 基幹相談支援センターの窓口となる「鶴ヶ島市生活サポートセンター」は、生活困窮者自立相談支援機関との併設。また、指定特定相談支援事業・権利擁護支援センター・日常生活自立支援事業・就労準備支援事業を合わせた「ふくしの相談窓口」と一体となっている。		
◎相談支援体制の特徴・工夫			
ポイント①：市役所庁舎内に相談窓口を設置し、「総合的・専門的な相談」に対応 ・ 生活サポートセンターは、障害に関する相談事業のほか、生活困窮者自立支援事業（及び任意事業である就労準備支援事業）や権利擁護事業と一体となった「ふくしの相談窓口」（市役所庁舎内）に設置しているため、ワンストップで「総合的・専門的な相談」に対応できる体制となっている。			
ポイント②：複数事業を一つの窓口とすることで人員を確保し、効果的な人材育成を実践 ・ 複数事業を一つの窓口とすることで、相談員の人数を確保でき、インテーク面談を 2 名体制で行ったり、事例検討に多様な意見が聞けるなど、効果的な人材育成が行われている。 ・ 新規相談の初回面談は、複数事業で一体的に実施している「ふくしの相談窓口」の職員 2 名で対応することになっている。基本、若手とベテランが組み、若手が中心に面談対応（話を聞く）し、ベテランは気づいたことを助言する等の役割で、日々の面談そのものが人材養成に繋がるようにしている。			
ポイント③：計画相談事業所への後方支援 ・ 計画相談で対応している困難ケースに基幹相談支援センターが関わることがある。 ・ 月 1 回、基幹相談支援センター職員が計画相談事業所を訪問し、相談員が担当しているケース等の課題について基幹相談支援センター職員が話を聞く機会を作っている。計画相談事業所の相談支援員は 1 名（もしくは 2 名）体制であるため、事業所内で相談する機会が限られている。相談員が悩みを抱え込みがちであることから、基幹相談支援センター職員が訪問して相談員の話聞くことで、悩みの解消に繋げている。			



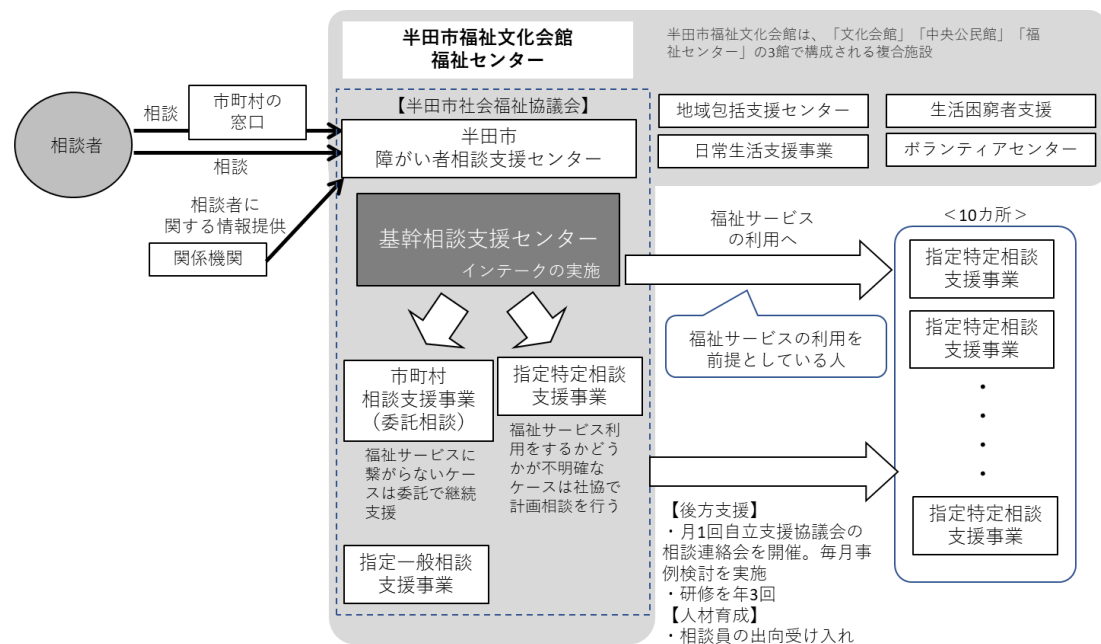
⑤半田市障がい者相談支援センター（愛知県半田市）

類 型	類型C	人 口	119,590 人
設置方法	委託	委託先	半田市社会福祉協議会
職員体制	基幹：正規 2 名、委託：正規 3 名・嘱託 1 名、計画：正規 1 名・嘱託 10 名、訪問員：アルバイト 4 名 （要確認）		
◎相談支援体制の経緯	・平成 20 年から半田市社会福祉協議会で障害者の相談支援事業を受託し、「半田市障がい者相談支援センター」を開設。当時から規模は小さいながらも現在の基幹相談支援センターの前身となるような業務を行っていた。 ・平成 24 年度から新たに基幹相談支援事業を社協に委託。 ・市町村相談支援事業（委託相談）は、当該センターのみ。 ・指定特定相談支援事業所は、障害者：8 カ所、障害児 4 カ所		
◎相談支援の体制	・半田市福祉文化会館の福祉センターに基幹相談支援センター及び市町村相談支援事業の窓口となる「半田市障がい者相談支援センター」が設置されている。同施設内には、地域包括支援センター、日常生活支援事業、生活困窮者自立支援事業、ボランティアセンター等も併設されており、福祉関係の相談として来所しやすい環境となっている。		
◎相談支援体制の特徴・工夫			
ポイント①：基幹相談支援センターの「総合的・専門的な相談支援」で個別ケースを抱えすぎない仕組みとすることで、「地域の相談支援体制の強化」の 2 つの軸を実践的に展開 ・センターで受ける相談のインテークはすべて基幹相談支援センターで対応する。福祉サービスに繋ぐか委託で継続的に対応するかのアセスメントを行う。 ・福祉サービスに繋ぐ場合はセンターの計画相談のスタッフも同席して面談を行う。 ・基幹相談支援センターでケースを抱え込まないよう、福祉サービス利用を前提としているケースは、事業所の余力や、相談者の性別や障害種別等を考慮して、市内の指定特定事業所に引き継ぐようにしている。 ・困難事例においても、すでに福祉サービスを利用し、計画相談の事業所と繋がっている場合は、基幹相談支援センターの職員がケース会議に参加することや、同行支援を行う形でフォロー（伴走）している（ケースを通じた人材育成を重視）。			
ポイント②：センターにおける「総合的・専門的な相談支援」を通じた OJT を通して「地域の相談支援体制の強化」の実践 ・研修や各事業所への年 1～2 回の訪問のほか、普段から個別ケースに同行する中で話を聞くということもあり、情報収集は常に行っている。 ・相談員の人材育成のため、市内の相談支援事業所の若手職員に社協へ出向してもらい、「基幹」「委託」「計画」のすべての事業を行っている社協で相談支援のノウハウを身に付けてもらえるような仕組みを令和 3 年 2 月より実施している。			

- ・ 出向によりフォローしながら一緒にケースの引き継ぎを行う。例えばサービス利用が安定してきた方などを他事業所に引き継いでいきたいが、出向でそのような方をみていただくことで、その方が事業所に移っても相談員が変わらないという利用者のメリットがある。
- ・ また、新規の相談員が計画をもつと、計画担当とモニタリングで時間がとられてしまう。そうした職員はセンターでO J Tをし、実績を積んだ後に所属している事業所にお返りする。
- ・ センターで特定事業所加算をとっているため、加算をとれない小規模事業所の新規職員はセンターでもつ、ということで人件費を賄えるといった側面もある。

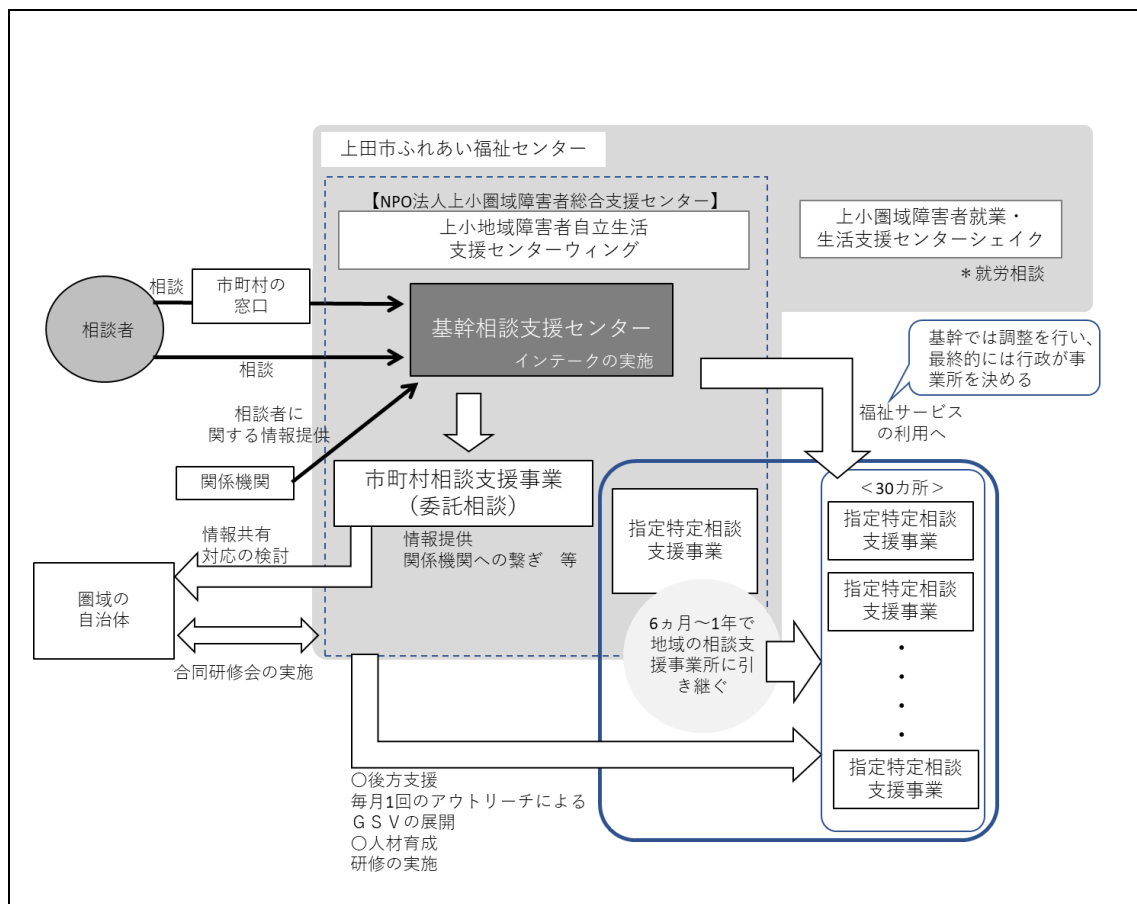
ポイント③：自立支援協議会における行政との情報共有

- ・ 自立支援協議会に 4 部会あり、それぞれにセンターの担当がついており、そこに行政の担当者もつく。相談支援連絡会にも行政担当者がつくため、自立支援協議会で出てくる地域の課題は行政にも共有している。



⑥上小圏域基幹相談支援センター（長野県） 広域型（上田市・東御市・長和町・青木村）

類 型	類型C	人 口	約 20 万人
設置方法	委託	委託先	NPO 法人上小圏域障害者総合支援センター
職員体制	相談支援専門員 10 名 相談員 1 名 事務員 1 名 協議会事務局員 1 名		
◎相談支援体制の経緯	・平成 16 年、3 社会福祉法人・1 医療法人からの相談員が出向する形で、長野県内 10 圏域に障害者総合支援センターを開所した。 ・平成 18 年に市町村相談支援事業の委託先として同センターを NPO 法人化し、委託相談を担ってきた。 ・法人化によりセンターで相談員の新規採用も行い、人材育成をテーマに掲げて相談事業を行ってきた。 ・平成 19 年、自立支援協議会の事務局となり、圏内の法人に指定相談支援事業所の立ち上げを促すなど、センターが中心となって地域の相談支援体制整備を進め、平成 24 年に基幹相談支援センターを設置した。		
◎相談支援の体制	・基幹相談支援センターと委託相談を一体的に運営し、別法人と事務所を共にした上小圏域障害者就業・生活支援センターシェイクとの連携を図り、相談と生活・就労まで幅広く対応している。		
◎相談支援体制の特徴・工夫			
ポイント①：住民からの一般的な相談を基幹相談支援センターで受け付けることで地域全体の状況を基幹相談支援センターが把握 ・住民からの一般的な相談は、基幹相談支援センターで受け付け、インテークを実施する。その結果を踏まえ、福祉サービスを利用する場合は指定特定相談支援事業所に繋ぐ、もしくはセンター内（上小地域自立生活支援センター）で計画相談を行う。 ・センターで計画を作成した場合、半年から 1 年程度の期間で地域の指定特定相談支援事業所に引き継ぎを行うことで、同センターで新規相談者に対応できるようにしている。			
ポイント②：センター内で「基幹」「委託」「計画」の事業を行うことで、職員のスキルアップ 人材育成を実施 ・上小圏域障害者総合支援センターでは相談員の人材育成に力をいれている。 ・同センターのすべての職員が「基幹」「委託」「計画」の業務に携わり、職員のスキルによって担当する業務のウエイトを変えている。 ・圏域の市町村と基幹相談支援センターによる合同研修会を開催し、行政職員の人材育成に寄与している。			
ポイント③：行政と「基幹」の合同研修会の実施により、行政職員の人材育成に繋げる ・毎年、基幹相談支援センターと市町村担当者の合同研修会という形で相談支援について学ぶ機会を設けており、ケアマネジメントや相談支援のあり方について行政職員の人材育成にも繋げている。			



5. 提言

（１）基幹相談支援センターの中核・基盤となる機能について

本事業において実施したアンケート調査の結果から、基幹相談支援センターが主に担っている機能・役割を概観すると、大きく「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の２つの機能・役割を中心に置いている姿が読み取れた。

「総合相談・専門的な相談」と「地域の相談支援体制の強化の取組」は、相互に関連、補完し合いながら、地域の相談支援事業者・相談支援専門員に対する後方支援（相談、グループスーパービジョン等）と人材育成を通じて、地域全体の相談支援の力を底上げする働きをするものと期待される。

また、その結果として、「権利擁護・虐待の防止」に関する一定の役割や、地域のネットワークの構築とそれを活かした「地域づくり」の推進など、地域において相乗的に効果を生み出すものと考えられる。

基幹相談支援センターの設置、運営に当たっては、「総合相談・専門的な相談」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の２つの機能・役割を中核・基盤と捉えることが望ましいと思われる。

（２）基幹相談支援センターの機能と委託相談の関係性について

地域の社会資源の賦存量や地理的配置等の相違により、基幹相談支援センターが担う役割・機能の比重の置き方には、バリエーションがあり得るものの、相談支援に係る多様な業務を総合的に行うことを目的とする施設としての基幹相談支援センターと、「機能強化事業」を実施する基幹相談支援センターは、機能分担の観点から、あらためて仕組みとしての整理が必要である。

個別の相談支援については、第一に、サービス利用を希望する当事者に対しては、計画相談支援へ繋ぎ、サービス利用に至らない段階にある当事者、一定期間の見守りが必要と考えられる当事者に対しては、委託相談でしっかりと受けとめることが基本となる。

基幹相談支援センターは、法第 77 条に基づき、当事者やその家族等からの相談に応じ、情報提供や助言をはじめ必要な援助を行う等の業務を総合的に行うことを目的とする施設として、個別のケースに対して総合的な観点から相談支援（委託相談を含む）を行う役割がある。

また、基幹相談支援センターが担う「機能強化事業」においては、地域の相談支援機能の強化に不可欠な人材育成や地域づくりへの取り組みにより相談支援体制の整備を推進する役割が求められる。

特に、基幹相談支援センターの機能と委託相談の関係については、機能分担に関する一定の指針・基準が必要と考えられる。

（３）基幹相談支援センターの体制と人員配置について

本事業において実施した市町村アンケート調査の結果のみならず、過去の類似の実態調査においても、体制構築のための課題として予算や人材の確保が上位に挙がることが少なくない。基幹相談支援センターを中核とする地域の相談支援体制は、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための手段の一つである。

地域の相談支援体制の構築に向けた具体的な事業設計を行っている自治体に対しては、地域特性に応じた形で、必要な人員配置を担保するための制度あるいは仕組みによる支援が不可欠である。そのためには、相談支援専門員等の職員に対する詳細な実態調査が必要である。

（４）基幹相談支援センターの機能に関する評価軸の明確化について

地域における相談支援体制の構築と、具体的な事業計画に基づく事業実施の結果について、継続的なPDCAサイクルによる評価を実践するためには、行政、各相談支援事業者、及び相談支援を受ける当事者（障害者やその家族等）が納得する評価基準の設定が求められる。

現在、基幹相談支援センターの各種の取り組みについて、相談支援等の利用実績データに基づく一定の評価を行うことが可能であるが、地域において展開されている相談支援は、自立支援協議会をはじめ、各種関係機関との効果的なネットワークやそこで蓄積されたノウハウの活用、体系的な人材育成による地域全体の支援力の向上など、定量的な把握は難しいが基幹相談支援センターが着実に遂行している機能・役割がある。そうした業務・活動の評価するための定量的、定性的な評価軸を作っていく必要がある。

（５）地域生活支援拠点との関係について

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、既に地域にある機能を含め、原則、５つの機能（①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）全てを備えることとなっている（必要な機能については、地域の実情を踏まえ、市町村が最終的に判断する）。

中でも、⑤地域の体制づくりに関しては、基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等の人的資源を活かし、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うコーディネート機能が求められている。こうした機能の発揮には、地域の相談支援体制のさらなる充実が不可欠である。

（６）地域の相談支援体制の構築に向けたグランドデザインについて

障害者が自ら生き方を選択し、その生き方を尊重される社会の実現に向けて着実に進んでいくためには、それぞれの地域の特性を踏まえた相談支援体制の構築と具体的な運用の見取り図、及びその結果として実現される社会の姿を示すグランドデザインが求められる。

市町村（行政）は、グランドデザインを描き、例えば、「障害者福祉計画」において、基本的な考え方を明確にするとともに、それに基づく具体的な事業設計（予算・人員の確保、及び実施体制の整備）を行うとともに、グランドデザインの中に基幹相談支援センターを明確に位置付けることが重要である。

参 考 資 料

地域の相談支援体制の構築のための「検討チェックシート」について

- 基幹相談支援センターを含む地域の相談支援体制の構築に向けて、地域全体の中で基幹相談支援センターをどのような役割を果たす機関として位置づけるのかを十分に議論することが重要です。
- この「検討チェックシート」は、基幹相談支援センターと行政、地域の相談支援事業所等が、現状において、どのような役割・機能を担っているのかを確認（見える化）し、地域内で共通理解を図るためのツールとして活用することができます。
- これにより、相互にどのような役割を担っていくべきなのか具体的にイメージしながら、地域として目指す体制構築の方向性を確認することや、実践の中で軌道修正していくことができるのではないかと考えます。
- また、「検討チェックシート」にチェックした結果から、相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターの3つの機能類型（※手引き参照）のどれにあてはまるのかを照らし合わせることができるようにしました。総合的に現在の状況を俯瞰する一つの方法として、ご活用ください。
- 以下では、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制の構築、さらなる充実を目指して「検討チェックシート」の活用方法をSTEP1～3に分けて例示します。

STEP1 「検討チェックシート」に記入し、基幹相談支援センターと行政、相談支援事業所等が、現状どのような役割・機能を担うのか可視化する

別紙「検討チェックシート」に基づき、障害者の相談支援の機能を、市町村、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、自立支援協議会、その他の関係機関のどこが、現在担っているのかを記入してください。対応している機関に○、複数で担っている場合は、主に担っている機関に●をつけます。

地域の相談支援体制 検討チェックシート									
項目	基幹相談支援センター			行政			相談支援事業所等		
	役割	機能	担っている機関	役割	機能	担っている機関	役割	機能	担っている機関
1. 基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	行政の役割	行政の機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
2. 行政の役割	行政の役割	行政の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
3. 相談支援事業所の役割	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	行政の役割	行政の機能	○
4. 指定特定相談支援事業所の役割	指定特定相談支援事業所の役割	指定特定相談支援事業所の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
5. 自立支援協議会の役割	自立支援協議会の役割	自立支援協議会の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
6. その他の関係機関の役割	その他の関係機関の役割	その他の関係機関の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
7. 基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	行政の役割	行政の機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
8. 行政の役割	行政の役割	行政の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
9. 相談支援事業所の役割	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	行政の役割	行政の機能	○
10. 指定特定相談支援事業所の役割	指定特定相談支援事業所の役割	指定特定相談支援事業所の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
11. 自立支援協議会の役割	自立支援協議会の役割	自立支援協議会の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○
12. その他の関係機関の役割	その他の関係機関の役割	その他の関係機関の機能	○	基幹相談支援センターの役割	基幹相談支援センターの機能	○	相談支援事業所の役割	相談支援事業所の機能	○

STEP 2 相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターの3つの機能類型のどれにあてはまるのかを照らし合わせる

基幹相談支援センターを含む地域の相談支援体制の特色や強み、課題を確認します。

地域においては、これまでの取り組みの経緯から、行政をはじめ、基幹相談支援センター、複数の相談支援事業者、及び関係機関・団体が相互に相談支援の機能を幅広く担っている状況もあります。

ここでは、相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センター3つの機能類型の該当について、以下の方法で整理します。

- ・まず、実態調査結果から、基幹相談支援センターが主たる機能・役割を担っていると思われる「総合的・専門的な相談支援」、「地域の相談支援体制の強化の取組」のチェック結果を確認します。
- ・それぞれのチェック結果に基づき、基幹相談支援センターが主に対応している機能＝●が下記表のいずれにあたるかを照らし合わせることで、類型（A、B、C）の分類を確認することができます。

基幹相談支援センターの類型チェック表

地域の相談支援体制 基幹相談支援センターの類型チェック

		基幹相談支援センターが主に対応する機能							その他
		A型	B型			C型			
1.総合的・専門的な相談支援	3障害等への総合的な対応		●	●		●	●		
	専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)		●		●	●		●	
2. 地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援(相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等)	●				●	●	●	
	計画相談支援の推進(専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等)	●				●	●	●	
	地域の相談支援に関わる人材育成(研修の企画・実施等)	●				●	●	●	

STEP 3 基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制の構築、さらなる充実を目指した方向性を検討し、具体の取り組みに繋げる

「検討チェックシート」及び、機能論としての基幹相談支援センターの3つの類型に照合した結果を踏まえ、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制の構築、さらなる充実を目指した方向性を検討します。

地域の相談支援体制 検討チェックシート

地域の相談支援体制 検討チェックシート

自治体名	障害者相談支援事業		指定特定相談支援事業所数(計画相談支援)	指定一般相談支援事業所数(地域移行・地域定着)	障害児相談支援事業所数	基幹相談支援センター			
	実施方法	委託相談支援事業所数				設置形態	実施方法	センターがカバーする市町村数	センターがカバーするエリアの人口
	☐ 直営 ☐ 委託					☐ 単独設置 ☐ 複数市町村広域設置	☐ 直営 ☐ 委託		

		各項目について対応している機関にすべて○(※複数ある場合、主に対応している機関に●)						
		市町村	基幹相談支援センター	障害者相談支援事業	指定特定相談支援事業所	自立支援協議会	その他	対応していない
記入例1) 基幹相談支援センターのみが対応している機能			○					
記入例2) 市町村、委託相談支援事業所も対応しつつ、基幹相談支援センターが主に対応する機能		○	●	○				
1.総合的・専門的な相談支援	3障害等への総合的な対応							
	専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)							
2.地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援(相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等)							
	計画相談支援の推進(専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等)							
	地域の相談支援に関わる人材育成(研修の企画・実施等)							
3.地域移行・地域定着の促進の取り組み	入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応							
	地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援							
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート							
4.権利擁護のための必要な援助	虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整							
	権利擁護・虐待に関する相談対応(通報受付・緊急時対応等)							
	成年後見制度の利用支援							
	権利擁護に関する地域への普及啓発							
	専門職団体・専門機関等との連携							
5.地域支援・地域づくりに関すること	地域の実態把握(社会資源の状況等の情報収集、資源マップの作成等)							
	自立支援協議会の運営(相談支援を通じて明らかになった地域課題の検討等)							
	社会資源の改善・開発などの地域づくりに向けた調整							
	当事者活動の推進・支援							
	地域への普及啓発(住民懇談会、各種フォーラムの開催等)							
6.一般的な相談支援	困りごと等の生活相談							
	計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応							
	アウトリーチ(予防的・積極的アプローチ)							
7.福祉サービスの利用援助	アセスメント(生活ニーズの把握)							
	福祉サービスの情報提供							
	面接・同行等による利用支援(申請援助)							
8.社会資源を活用するための支援	各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言							
	面接・同行等による利用支援							
9.社会生活力を高めるための支援	身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導							
	身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施							
10.ピアカウンセリング	ピアカウンセラーによる相談や情報提供							
	ピアサポーターとの連携							
11.専門機関の紹介	障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介							
12.関係機関との連携	地域の相談機関との連携による潜在的支援者の把握、早期支援							
	個別事例における事業所間の調整(支援チームに仕立てる等)							
13.その他	セルフプランによるサービス利用者に対する利用状況等の定期的な把握							
	災害時の支援							

令和２年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査

報 告 書

令和３年３月

発 行 一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 札幌市中央区北４条西６丁目１-１ 毎日札幌会館３階
TEL : 011-222-3669 FAX : 011-222-4105

(東京事務所)

〒105-0003 東京都港区新橋６丁目２０-１ ル・グラシエル BLDG.1 ５階
TEL : 03-5472-7337 FAX : 03-5472-8330